

第2次鴨川市総合計画 《 原 案 》

平成27年9月

— 目 次 —

第2次鴨川市総合計画の策定にあたって

第1章	総合計画策定の趣旨	1
第2章	総合計画の構成・期間	2
第1節	構成	2
第2節	期間	2
第3章	鴨川市の概況及び地域特性	3
第1節	位置・地勢	3
第2節	沿革	3
第3節	人口構造	4
第4節	産業構造	6
第5節	地域特性	8
第4章	まちづくりの主要課題	10
第1節	急速に進む人口減少と少子高齢化への対応	10
第2節	地場産業の活性化	11
第3節	安心・安全で快適な生活環境の整備	12
第4節	持続可能なまちづくりに向けた協働体制の確立	13

第2次鴨川市基本構想

第1章	序論	15
第1節	趣旨	15
第2節	名称	15
第3節	期間	15
第2章	まちづくりの基本理念	16
第3章	将来都市像	17
第4章	将来人口	18
第1節	推計人口等	18
第2節	目標人口等	19

第5章 土地利用構想	20
第1節 土地利用の基本方針	20
第2節 都市構造	20
第6章 施策の大綱	23

鴨川市第3次5か年計画

－ 総 論 －

第1章 序論	29
第1節 計画策定の趣旨	29
第2節 計画の名称	29
第3節 計画の期間	29
第4節 施策体系	30
第5節 財政の見通し	32
第6節 計画の管理	33
第2章 重点戦略	34
第1節 基本的な考え方	34
第2節 施策・プロジェクト	35

－ 各 論 －

第1章 快適で暮らしやすい交流拠点のまち	58
第1節 市街地の整備	59
第2節 居住環境の充実	61
第3節 道路網の整備	63
第4節 公共交通網の充実	65
第5節 上下水道の整備	67
第2章 環境と調和した安心・安全のまち	70
第1節 環境施策の推進	71
第2節 公園・緑地の整備	74
第3節 環境衛生対策の充実	76
第4節 消防・防災対策の充実	79
第5節 交通安全・防犯対策の充実	83
第6節 消費者対策の充実	85

第3章	活気あふれ人が集う産業のまち	88
第1節	農林業の振興	89
第2節	水産業の振興	94
第3節	商工業の振興	96
第4節	観光・リゾートの振興	99
第5節	医療・福祉産業の振興	103
第6節	雇用対策の推進	105
第4章	ともに学び未来を育む教育文化のまち	108
第1節	学校教育の充実	109
第2節	生涯学習の充実	113
第3節	青少年の健全育成	116
第4節	文化の振興	118
第5節	スポーツの振興	121
第6節	国際交流・地域間交流の推進	124
第5章	一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち	126
第1節	保健・医療の充実	127
第2節	地域福祉の充実	130
第3節	子育て支援の充実	132
第4節	高齢者施策の充実	135
第5節	障害者施策の充実	138
第6節	社会保障の充実	141
第6章	みんなが主役となる協働・自立のまち	144
第1節	地域コミュニティの維持・強化の促進	145
第2節	多様な主体の連携による協働のまちづくりの推進	147
第3節	男女共同参画社会の形成	150
第4節	効率的な自治体経営の推進	152

第2次鴨川市総合計画の策定にあたって



第1章 総合計画策定の趣旨

本市は、平成17年2月11日の旧鴨川市と旧天津小湊町の合併以来、旧市町合併協議会が策定した「新まちづくり計画」、平成18年3月に策定した「第一次鴨川市基本構想」に基づき、「自然と歴史を活かした観光・交流都市 ーみんなで創る光り輝くふるさとをめざしてー」を合併新市の将来像として掲げ、これまで関連施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできました。

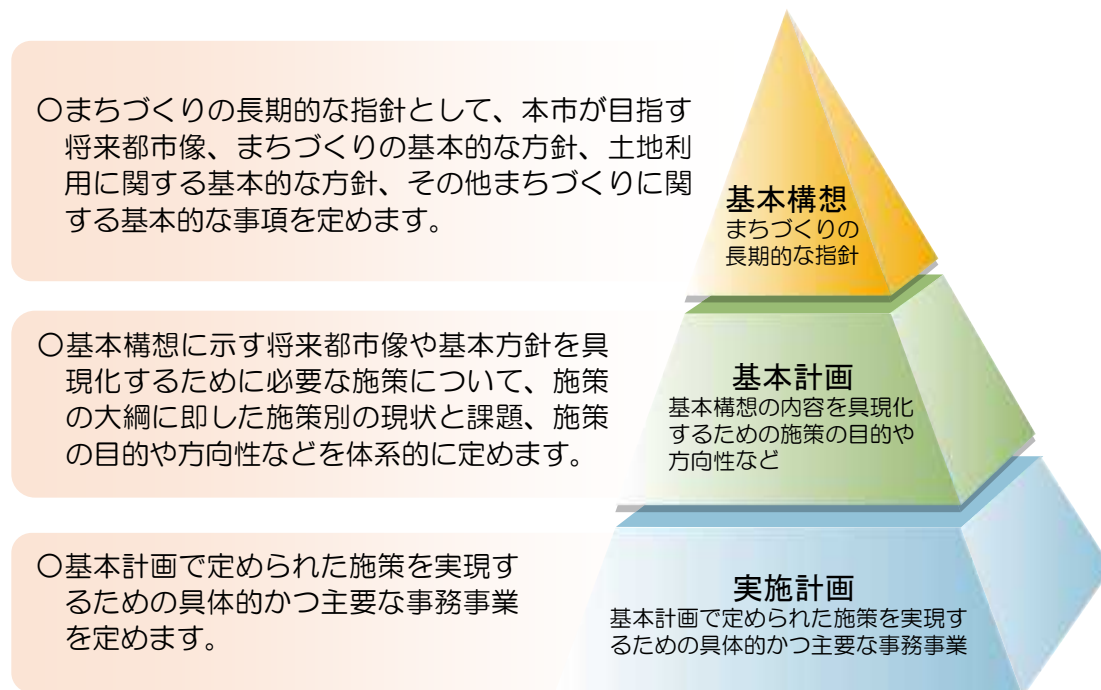
この間、地方分権の進展はもとより、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来、地球レベルでの環境問題の顕在化、経済社会のグローバル化や高度情報化の一層の進展、そして東日本大震災を尊い教訓とした安全・安心に関する意識の高まりなど、地方自治体を取り巻く経済・社会情勢は大きく変化してきています。

この「第2次鴨川市総合計画」は、こうした時代の変化と、それに伴い多様化の一途を辿る市民ニーズへの的確な対応を図るとともに、将来にわたっての持続的発展が可能となる地域づくりを、これまで以上に地域の自主性・主体性を発揮しつつ進めていくため策定したものであり、市民皆さんはもとより、産・学・民・官、本市に関わる全ての主体が共有できる指針として、本市がこれから進むべき方向性や、その実現のための方策等を明らかにしたものです。

第2章 総合計画の構成・期間

第1節 構成

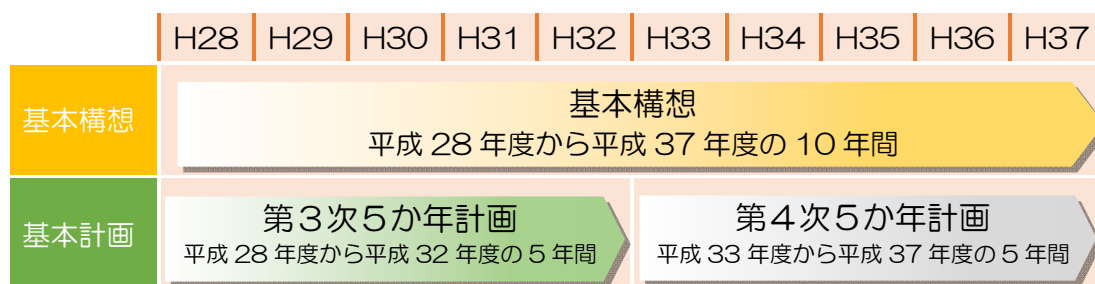
総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画から構成されます。



第2節 期間

基本構想の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

基本計画は、基本構想の期間である10年を、前後半の各5年間に分けて定めるものとします。



なお、基本計画に基づいて実施する事業等の詳細な内容については、各基本計画の計画期間を2次に分けて定める実施計画に委ねるものとします。

第3章 鴨川市の概況及び地域特性

第1節 位置・地勢

本市は、千葉県房総半島の南東部に位置し、南側は太平洋に面しているほか、西側は南房総市及び鋸南町、北側は富津市、君津市及び大多喜町、東側は勝浦市と接しています。

南北約18km、東西約26kmの広がりを持ち、面積は191.14km²で、千葉県全体(5,157.64km²)の3.7%を占めており、東京都までは約70km、千葉市までは約55kmの距離にあります。

全般的に平坦地が少なく、北部から東部に連なる清澄山系と、市の中央部を横断する嶺岡山系との間に米どころとして知られる長狭平野が開け、その平野が太平洋に面した地域に市街地が形成されています。



第2節 沿革

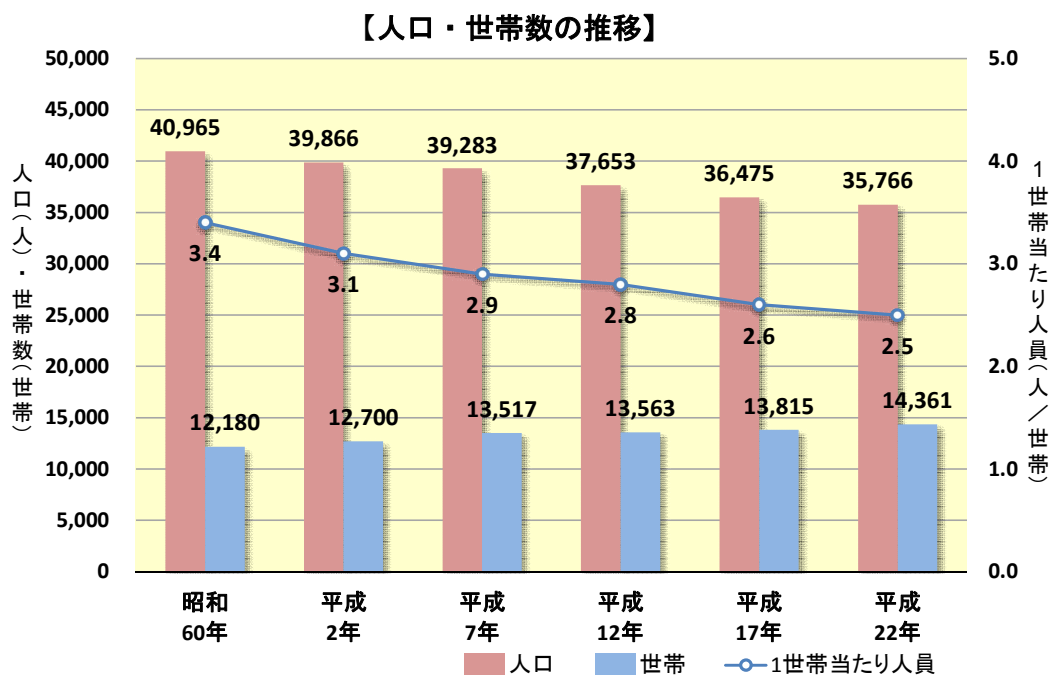
年月日	市域の変遷
明治22年4月1日	明治22年に施行された町村制により、太海村・曾呂村・大山村・吉尾村・由基村・田原村・鴨川町・西条村・東条村・天津町・湊村・江見村の2町10村が設置される。
昭和29年7月1日	昭和28年に施行された町村合併促進法を受けて、新鴨川町（鴨川町・東条村・西条村・田原村が合併）、江見町（太海村・曾呂村・江見町（昭和3年に町制施行）が合併）、長狭町（大山村・吉尾村・主基村（由基村から改称）が合併）、天津小湊町（天津町と小湊町（昭和3年の町制施行により湊村から改称）が合併）の4町となる。
昭和46年3月31日	昭和45年（1970）に施行された三万人市制特例法を受けて、鴨川市（鴨川町・長狭町・江見町が合併）が誕生する。
平成17年2月11日	平成11年の合併特例法の一部改正を受けて、現在の鴨川市（旧鴨川市と旧天津小湊町が合併）が誕生する。

第3節 人口構造

国勢調査によると、平成22年10月時点の本市の人口は35,766人で、昭和25年の旧町村の人口を合算した48,571人をピークに一貫して減少しています。

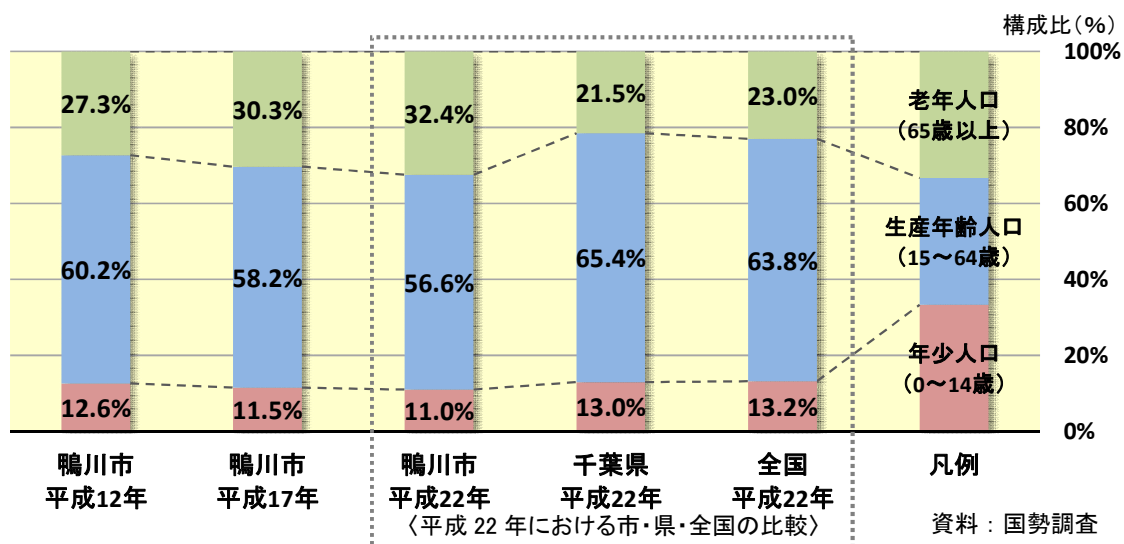
一方、世帯数は14,361世帯で年々増加傾向にある中、1世帯当たりの人口は2.5人と年々減少傾向にあるなど、核家族化の進展が見られます。

また、年齢階層別人口の構成は、年少人口割合が11.0%、生産年齢人口割合が56.6%、高齢者人口割合が32.4%で、特に高齢者人口の割合については、県平均(21.5%)や全国平均(23.0%)を大きく上回るなど高齢化の進展が顕著となっています。

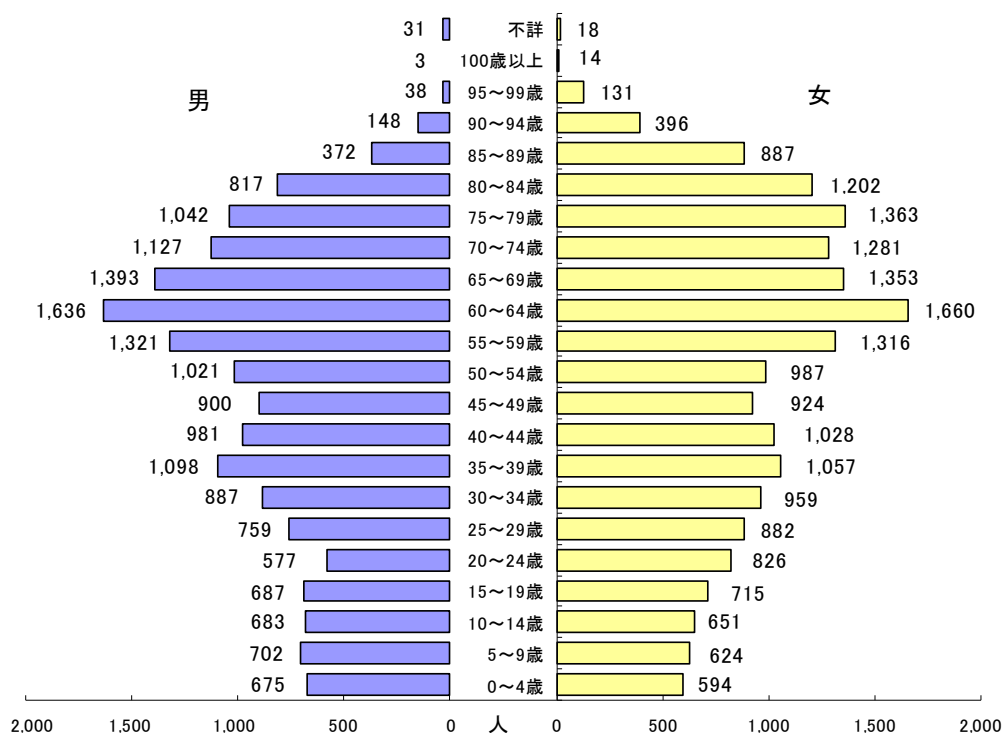


資料：国勢調査（平成12年以前は、旧鴨川市、旧天津小湊町の合計。以下同じ）

【年齢別人口構成の推移と県及び全国平均との比較】

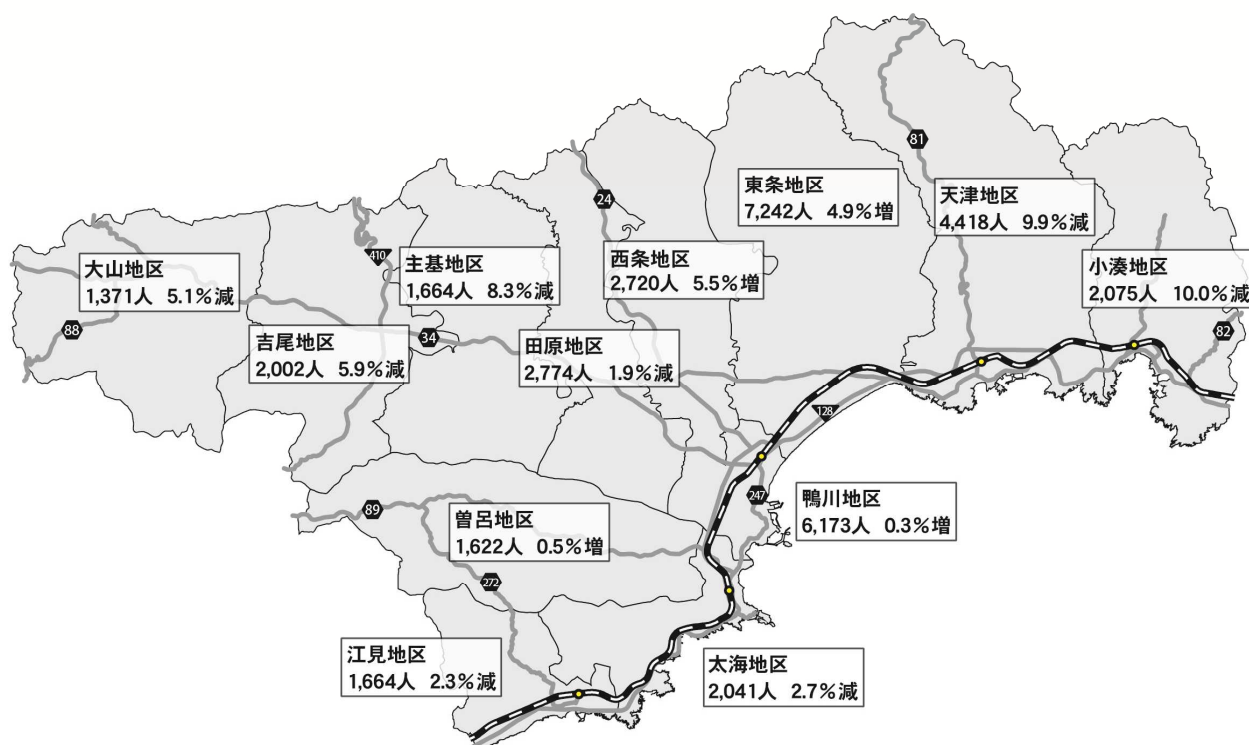


年齢階級別・男女別人口（平成22年10月1日現在）



資料：国勢調査

【平成22年の地区別人口と平成17年からの増減率】



資料：鴨川市

※ 国勢調査小地域集計の結果を地区別に集計しているため、他の統計データと異なる場合があります。

第4節 産業構造

平成 22 年国勢調査における市内在住者の就業者数は 17,340 人で、そのうち分類不能の産業従事者数 219 人を除いた 17,121 人の産業分類別の構成は、第 3 次産業が 12,824 人で 74.9%と大多数を占め、次いで第 2 次産業が 2,428 人で 14.2%、そして第 1 次産業が 1,869 人で 10.9%となっています。また、就業人口は総じて減少傾向にあり、特に第 1 次産業の低下は著しく、平成 17 年国勢調査の結果と比較すると、5 年間で▲759 人、▲28.9%の大幅な減少となっています。

主要な産業別の就業人口を平成 17 年国勢調査の結果と比較すると、「医療・福祉」、「宿泊・飲食サービス業」を除く全ての業種で減少しており、特に農業及び林業が▲650 人、▲33.3%と最も減少率が高く、次いで建設業の▲339 人、▲22.8%、漁業の▲109 人、▲16.1%と続いています。

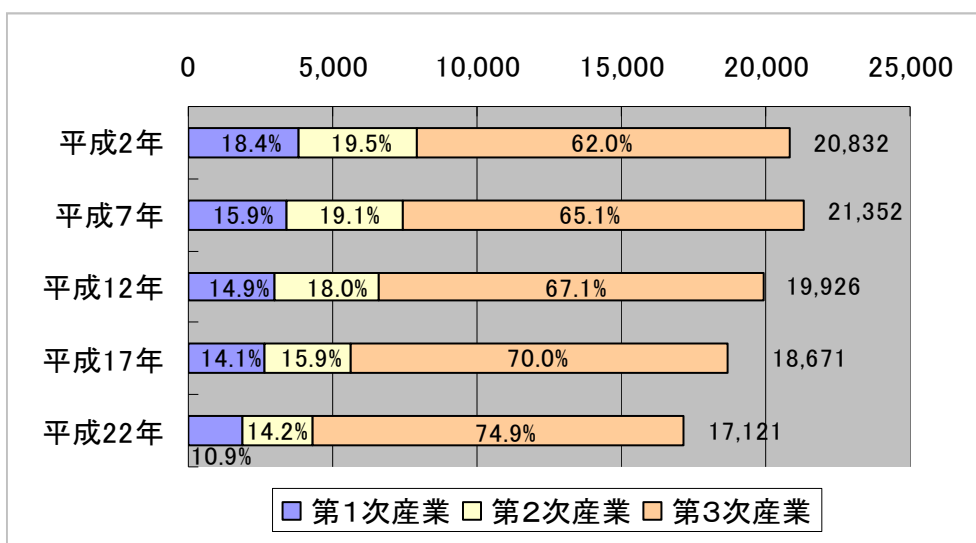
これを全国の実業構成と比較すると、「医療・福祉」、「宿泊・飲食サービス業」をはじめ「農業及び林業」、「漁業」の就業割合が高い一方で、「鉱業及び製造業」、「運輸・通信業」などの就業割合が低くなっています。また、男女の別で比較した場合、女性の約 28.6%が「医療・福祉」に従事していることが特徴的です。

【産業別就業人口の比較増減】

	平成 17 年 国勢調査	平成 22 年 国勢調査	比較増減	
			増減数	増減率
就業者数	18,787 人	17,340 人	▲1,447 人	▲ 7.7%
産業分類別就業人口	18,671 人	17,121 人	▲1,550 人	▲ 8.3%
第 1 次産業	2,628 人	1,869 人	▲759 人	▲28.9%
第 2 次産業	2,971 人	2,428 人	▲543 人	▲18.3%
第 3 次産業	13,072 人	12,824 人	▲248 人	▲ 1.9%

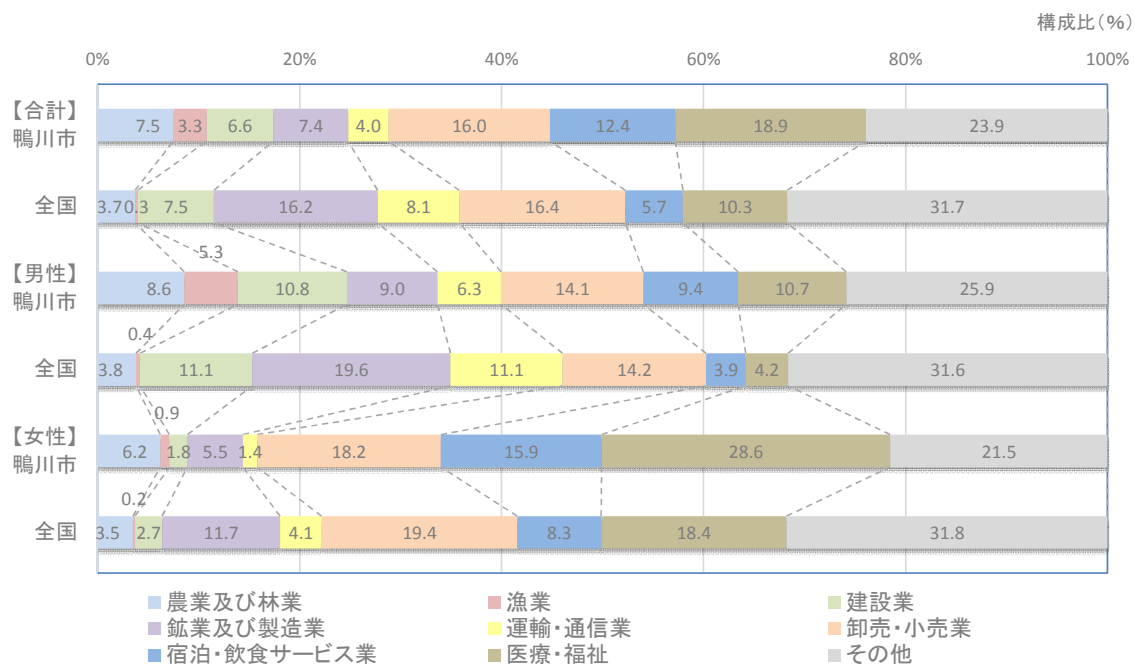
【産業別就業人口の構成比】

資料：国勢調査



資料：国勢調査

【産業別就業人口の構成比（主要な産業）】



資料：国勢調査

第5節 地域特性

①豊かな自然環境と温暖な気候

本市は、房総半島の南東部にあって太平洋に面し、美しく変化に富んだ海岸線、清澄山系や嶺岡山系の豊かな緑、大山千枚田に象徴される中山間地の原風景、国の特別天然記念物に指定される「鯛の浦タイ生息地」や天然記念物の指定を受ける「清澄の大杉」に代表される素晴らしい自然環境と景観を有するほか、黒潮の影響により、1年を通じた平均気温が16.0℃（平成26年）と温暖な気候に恵まれています。

(写真)

②知名度の高い観光施設と 体験交流型ツーリズムの展開

本市は、シャチ・イルカなどのパフォーマンスをはじめ海の世界をリアルに展示する「鴨川シーワールド」をはじめ、日蓮聖人ゆかりの「誕生寺」や「清澄寺」、「鯛の浦」のほか、「大山千枚田」、「太海フラワー磯釣りセンター」、「仁右衛門島」、「鴨川松島」、「道の駅鴨川オーシャンパーク」など多くの知名度の高い観光資源を有しています。

(写真)

近年は、みんなみの里を管理運営する鴨川市農林業体験交流協会をはじめ NPO 法人大山千枚田保存会や鴨川農家民泊組合などによるグリーン・ツーリズムの取組みをはじめ、陶芸・ガラス工芸・萬祝染めなどの手作り創作体験（カルチュラル・ツーリズム）や NPO 法人鴨川ガイド協会のガイド付きツアーなど、体験交流型ツーリズムが着実に広がっています。

(写真)

(写真)

③新鮮で豊富な食材

本市では、皇室献上米としても名高い「長狭米」や園芸作物の生産が盛んに行われている一方で、地元漁港では新鮮な魚介類、房総ひじきをはじめとした栄養満点の海藻類などが水揚げされるなど、山の幸、海の幸ともに豊富です。

(写真)

これらの食材を活かした代表的な取組みとして、長狭米はもとより新鮮な地元の山の幸・海の幸を素材とすること（地産地消）を主な条件として、市内の各店舗が「おらが（我が家）」の味を創作し提供する、オリジナル丼「おらが丼」事業を展開しているほか、各家庭においても「太巻き祭り寿司」や「なめろう」など特色ある郷土料理が楽しまれています。

(写真)

④充実した保健・医療・福祉環境

本市には、高度医療機能を有する大規模な民間病院をはじめ市立国保病院など多くの医療機関が立地しており、人口に対する病床数は県内でも高い水準にあります。介護サービス事業所も多く、充実した医療・介護環境を活かしながら、地域包括ケアの推進に取り組んでいます。

また、総合保健福祉会館（ふれあいセンター）を拠点として、市民参加型の健康づくりや介護予防の推進に取り組んでいます。

(写真)

⑤特色ある教育環境

本市では「9年間の学びの連続性」、「小中学校のなめらかな接続」に視点を置き、小学校・中学校単位での教育から義務教育9年間を見通した新しい学び『中学校区の特徴を生かした小中一貫教育』に取り組んでおり、長狭中学校区では平成21年度に統合型小中一貫校「長狭学園」を開校。鴨川中学校区、安房東中学校区では、分離型の小中一貫教育を推進しています。

また、少子化や多様な保育・幼稚園教育のニーズに対応するため、4・5歳児の幼稚園教育と併せて預かり保育サービスを提供する「幼保一元化」施策を推進しており、これまでに市内全ての地区において導入を完了しています。

(写真)

(写真)

⑥地域の歴史と伝統行事

本市の小湊地区は、日蓮宗の開祖、日蓮聖人の生誕地であることから、その生誕を記念して建立された「誕生寺」、聖人の化身ともいわれる神秘の鯛の生息地である「鯛の浦」など、今も聖人ゆかりの史跡などが数多く残されています。

また、江戸中期、八代将軍吉宗により幕府直轄牧として再興された嶺岡牧において、白牛による乳製品「酪」の製造を行っていたことが、日本の近代酪農へと繋がっていったという説から、この地が「日本酪農発祥の地」とされ、長狭地区を中心に現在でも伝統的に酪農が盛んである所以となっています。

同時期には、下打墨村（現在の西条地区打墨）生まれの彫物大工・武志伊八郎信由（通称「波の伊八」）が活躍し、安房を中心に上総や相模、江戸にまで及ぶ広い範囲の50を超える寺社に優れた彫物を残しています。

このほか市内各地では、矢の命中度で稲作の豊凶や適種を占う「吉保八幡のやぶさめ」や「北風原の羯鼓舞」、「和泉の三役」など、本市ならではの伝統行事が数多く守られています。

(写真)

(写真)

(写真)

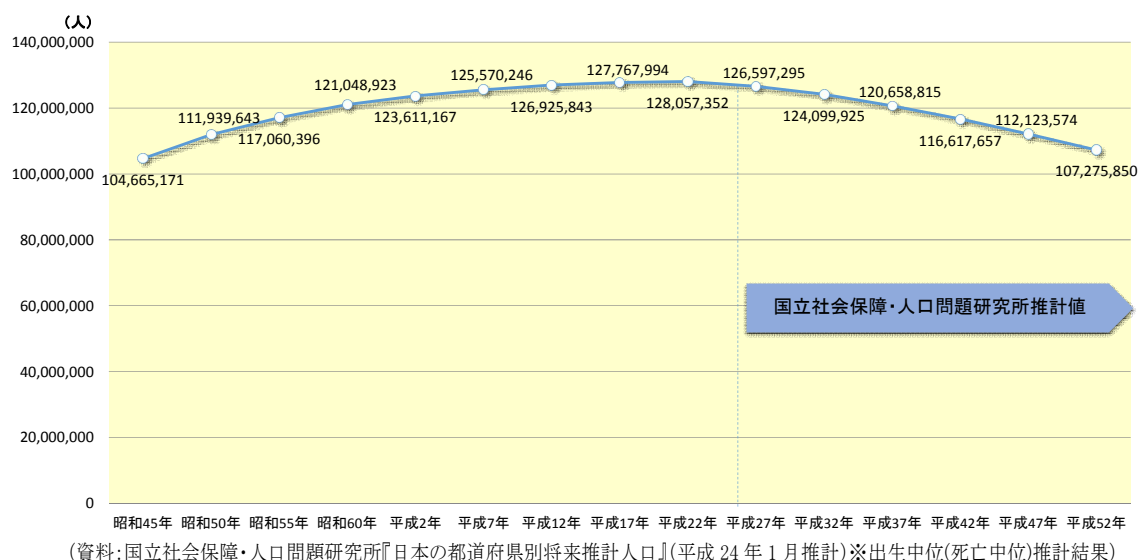
第4章 まちづくりの主要課題

第1節 急速に進む人口減少と少子高齢化への対応

我が国の総人口は、平成23年以降減少傾向が続いており、本格的な「人口減少時代」に突入しました。本市も例外ではなく、昭和25年の48,571人をピークに一貫して減少が進み、平成22年10月時点では、35,766人と、ピーク時から約1万3千人も減少しています。

これら人口急減に加え、少子高齢化が進展することで、労働力の低下、税収の減少などによる経済への影響はもとより、地域コミュニティの担い手の減少などにより、持続可能な自治体経営が困難となることが考えられます。

■全国の将来人口



このような中、地方がそれぞれの特徴を活かした自律的かつ持続的な社会を創生することを目的として、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されるとともに、同年12月には、日本の人口の現状と将来の姿に合わせ、今後取り組むべき将来の方向を掲示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、その実現に向けた今後5年間の目標・施策・基本的な方向を掲示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。

これらの動きを踏まえつつ、本市では今後見込まれる人口減少・少子高齢化に対応するために、豊かな自然環境と温暖な気候、充実した保健・医療・福祉環境、特色ある保育・教育環境などの強みを最大限に活かし、子どもから高齢者まで全ての市民がいきいきと暮らせる環境づくりを進めるとともに、雇用の場の確保や本市の将来を担う子どもたちの郷土愛を育てていくなど、将来を見据えた持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

また、本市の強みを活かす一方で、市民アンケートやまちづくり市民会議において緊急性の高い重要な取組みとして挙げられた、国・県道及び市道の整備、狭あい道路の改良、空き家への対策など本市の弱みについても優先順位をつけた上で事業を実施していく必要があります。

第2節 地場産業の活性化

産業を取り巻く我が国の状況については、食料自給率が主要先進國中、最低水準となっている中、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加など、大きな転換期を迎えていることから、農作物のブランド化による国際競争力の強化が求められています。

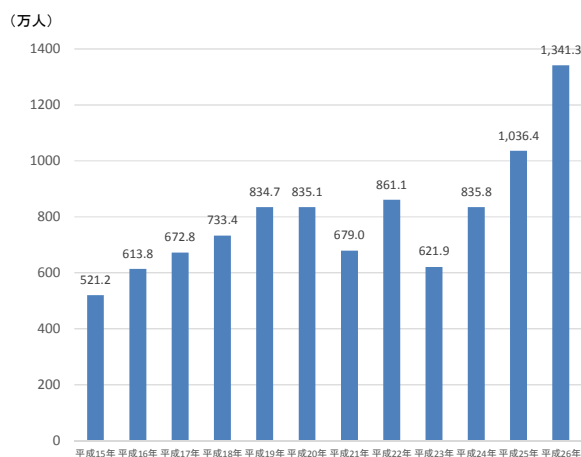
本市では、農業従事者の高齢化や後継者不足などを背景に、総農家数・経営耕地面積ともに年々減少傾向にあるものの、重粘土質の長狭平野で耕作される食味の良い「長狭米」の産地として有名であることや、温暖な気候条件を活かした花きの生産、施設栽培による野菜類の生産なども盛んであることから、今後は、鴨川古来の枝豆「鴨川七里」に代表される農作物の高付加価値化並びに鴨川ブランドの確立を図る必要があります。

また、本市の水産業に関しても、農業同様に就業人口が減少傾向にあることから、今後は、獲れたばかりの魚の新鮮さを保つ独特の手法「船上活め」を用いた水産物の高付加価値化をはじめ、漁業後継者の育成や新規漁業就業者に対する支援が求められるほか、農業・漁業ともに、ご当地グルメ「おらが丼」などの地産地消への取組みが重要となります。

国の観光動向に関しては、平成 15 年に開始したビジット・ジャパン事業^(注)の効果から、平成 15 年以前とそれ以降では訪日外国人旅行者数の伸び率が格段に上昇し、平成 26 年の訪日外国人旅行者数は、1,341 万人（対前年比 29.4%増）を数えるほどとなっています。加えて、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、外国人旅行者へのプロモーション活動や大会後の持続的な誘致に係る戦略づくりなど、国と地方との連携により、開催効果を全国に波及させていく取組みを進めています。

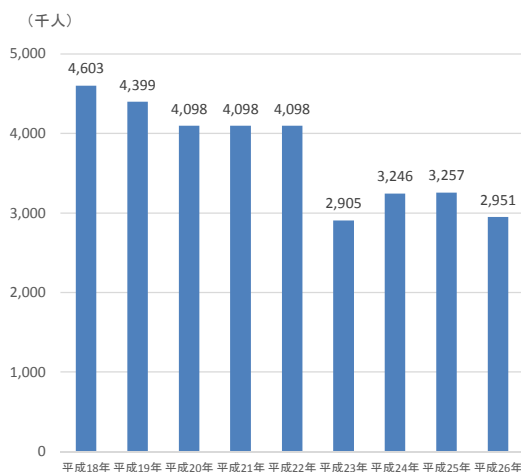
このような中、本市の平成 26 年観光入込客数は約 295 万人で、東日本大震災前の水準には回復をしていないことから、従来の観光振興策に加え、まちづくり市民会議において挙げられた、豊かな歴史や伝統などを活かした新たな観光資源の掘り起こし並びに市内における移動手段の充実のほか、来たる 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた外国人旅行者受入れ体制の整備をはじめ、知名度の高い市内観光施設を活かした効果的なプロモーション活動により、多くの外国人旅行者の誘致を図っていく必要があります。

■訪日外国人旅行者数の推移



資料：平成 27 年版観光白書（日本政府観光局（JNTO）資料をもとに観光庁作成）

■観光入込客数の推移



資料：鴨川市

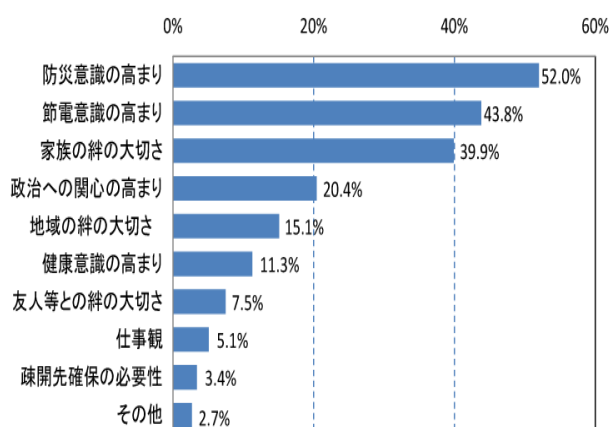
第3節 安心・安全で快適な生活環境の整備

平成 23 年の東日本大震災は、我が国観測史上最大のマグニチュード 9.0 という巨大地震とそれに伴って発生した津波に加え、原子力発電施設の事故も伴い、広域にわたって大規模な被害が発生するという未曾有の複合災害となりました。

今後も、首都直下地震や南海トラフ地震等の巨大地震の発生が懸念される中、国においてはこれらの大規模広域災害への備えの強化・促進による災害に強い国づくり・地域づくりに向け、ハード対策とソフト対策を組み合わせた事前防災に取り組んでいます。

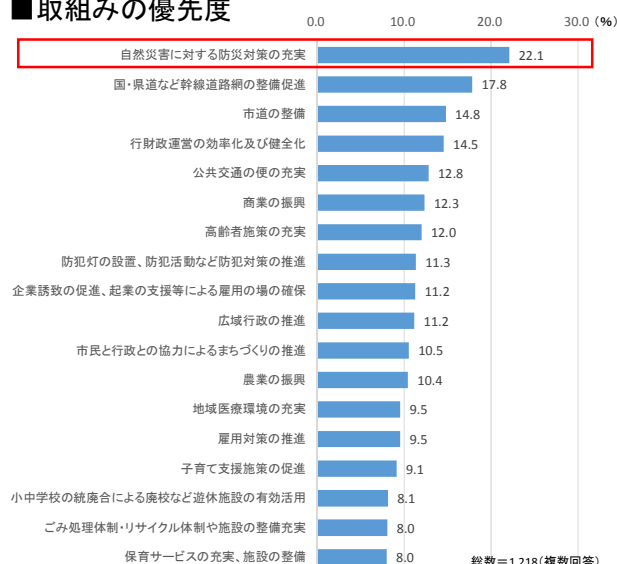
このような中、本市では、平成 26 年 3 月に地域防災計画の改訂を行ったところであり、市民アンケートにおいても、最も緊急性の高い重要な取組みとして「自然災害に対する防災対策の充実」が挙げられていることから、自主防災組織の育成、防災講習会や避難訓練の実施、防災ラジオの普及、災害用備蓄食料及び資機材の整備更新並びに津波避難タワーの整備など、効果的できめ細やかな防災体制の構築に向け、あらゆる施策を引き続き推進していく必要があります。

■ 東日本大震災後の国民の意識の変化



出典：国土交通省「国民意識調査」(平成 24 年 1 月末～2 月実施)

■ 取組みの優先度



総数=1,218(複数回答)

出典：鴨川市まちづくりアンケート

一方で、市民の生活に必要不可欠な保健・医療・福祉施設については、高度医療機能を有する大規模な民間病院をはじめ市立国保病院など多くの医療機関のほか、高齢者関連施設や障害者関連施設が市内に多数立地していることから、これらの充実した保健・医療・福祉環境を活かし、生涯、安心して暮らすことができるまちづくりを推進するとともに、まちづくり市民会議で挙げられた、健康づくりに対する市民の意識向上を図っていく必要があります。

また、少子高齢化の折、核家族化、ライフスタイルの多様化、晩婚・晩産化が進展し、子どもや子育てを取り巻く環境が著しく変化している中で、父母への負担の増加、育児不安やストレスに加え児童虐待などが問題化している現状なども踏まえ、壮年層・高齢者層のみならず、子育て世代のニーズをしっかりと把握し、安心して子どもを産み、育てることができる基盤づくりを推進していく必要があります。

第4節 持続可能なまちづくりに向けた協働体制の確立

我が国の行財政は、国・地方ともに社会保障関係費が増大する中で、国においては、社会保障制度の確実な機能強化の実施や、社会保障全体の持続可能性を高めることにより、全世代を通じた国民生活の安心の確保を目指すこととしています。

また、地域の実情に応じて自らの発想により主体的に施策を展開し、地方が持てる力を十分に発揮することができるように、国と地方の役割分担の見直しを中心とした地方分権改革が推進されているところです。

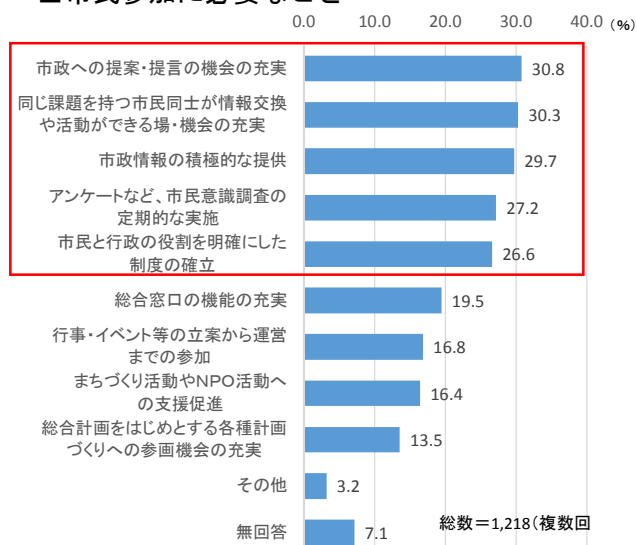
このような中、人口減少・少子高齢化などの社会情勢の変化に加え、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、平成11年から全国的に市町村合併が推進されてきた結果、全国に3,234（平成7年4月）あった市町村は、1,718（平成26年4月）まで減少しました。

本市も、平成17年2月に旧鴨川市と旧天津小湊町の合併により、現在の「鴨川市」となってから10年が経過しましたが、厳しさを増す財政状況の中で、地方分権改革の時代に即した持続可能なまちを創造していくためには、これまで以上の行財政改革の積極的な推進とともに、協働のまちづくりを進めていくことが重要です。

市民参画に当たり必要な主なものとして、市民アンケートの結果から「市政への提案・提言の機会の充実」、「同じ課題を持つ市民同士が情報交換や活動ができる場・機会の充実」、「市政情報の積極的な提供」、「アンケートなど、市民意識調査の定期的な実施」、「市民と行政の役割を明確にした制度の確立」が挙げられることから、これらの施策の推進に加え、市民と行政が適切な役割分担のもとに協力し合う協働体制を確立する必要があります。

一方で、市内各地域においては、中核的な役割を担う社会福祉協議会や民生児童委員、福祉ボランティア団体、企業及び地域住民等が「ふれあい・ささえあいのネットワーク」を形成し、積極的な地域ささえあい活動を展開しているほか、市内に立地している大学も相互連携協力協定のもと、地域活性化に向けた取り組みへ積極的な関与をいただいていることから、市民と行政のみならず、産学民官の一体的な連携により、これまで以上に地域全体の力を結集していく必要があります。

■市民参加に必要なこと



出典：鴨川市まちづくりアンケート

(写真)

第2次鴨川市基本構想



第1章 序論

第1節 趣旨

この基本構想は、鴨川市基本構想に関する条例（平成 26 年鴨川市条例第 19 号）第 2 条の規定に基づき、鴨川市が、総合的かつ計画的な行政運営及びまちづくりを進めていくに当たっての、最も基本的な指針として定めるものです。

第2節 名称

この基本構想の名称は、「第 2 次鴨川市基本構想」とします。

第3節 期間

この基本構想の期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。

第2章 まちづくりの基本理念

本市を取り巻く社会・経済環境、地域ニーズの変化に対応し、本市が進むべき方向性を明らかにするため、本市が推進するまちづくりの全分野にわたる基本理念を次のとおり定めます。

【基本理念1】

「交流」のまちづくり

多くの人々が集う、交流に支えられた賑わいあふれるまちづくりを進めます。

【基本理念2】

「元気」のまちづくり

地域全体が活力にあふれ、住む人も訪れる人も元気になる、住んでみたい、ずっと住み続けたいまちづくりを進めます。

【基本理念3】

「環境」のまちづくり

豊かな自然環境と快適な生活環境が調和した、持続的に発展可能なまちづくりを進めます。

【基本理念4】

「協働」のまちづくり

産学民官の連携による協働のまちづくり・ひとづくりのもと、みんなが主役のまちづくりを進めます。

【基本理念5】

「安心」のまちづくり

市民一人ひとりが安全で健やかに、生涯を通して安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。



第3章 将来都市像

活力あふれる健やか交流のまち鴨川 ～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～

本市は、温暖な気候と豊かな自然環境、新鮮で豊富な食材に代表される貴重な自然資源はもとより、全国レベルの集客力を持つ観光・宿泊施設、充実した医療・福祉・スポーツ環境や特色ある保育・教育環境など、まちづくりの基盤となる地域資源を多数有しています。

これらの資源を、次の世代へと大切に引き継ぎ、最大限に活かしていくことにより、市民の安心・安全で健やかな暮らしを根幹とした、将来にわたって活力にあふれ、継続的な発展が可能となるまちづくりを進めます。

その過程においては、本市に関わる全ての人々の交流と協働をまちづくりの大きな推進力とし、市民一人ひとりがふるさと鴨川に誇りと愛着をもち、誰もが何度も訪れたいくなる「安らぎのふるさと」をみんなで育んでいきます。

このような思いから、鴨川市の目指す姿、まちづくりの象徴として、「活力あふれる健やか交流のまち鴨川 ～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～」を本市の将来都市像として設定します。

第4章 将来人口

第1節 推計人口等

本市の人口は、長期間にわたり一貫して減少していますが、この傾向は今後も継続すると推定されます。平成 37 年時点では、総人口が 31,400 人程度となり、年齢別では、年少人口と生産年齢人口は、人口・構成割合ともに減少となる一方、老年人口は、人口増のピークこそ超えるものの、構成割合は一貫して増加し 37%を超えると推定されます。

一方、世帯数は今後も増加の傾向が続き、平成 37 年時点でおおよそ 14,800 世帯となり、これに伴って 1 世帯当たり人数は 2.1 人／世帯に減少することが推定されます。

平成 37 年の総人口及び総世帯数等

(単位：人、世帯、人／世帯、％)

区分	平成 22 年		平成 37 年（推計）	
	数値	構成比	数値	構成比
総人口	35,766	100.0%	31,423	100.0%
年少人口（14 歳以下）	3,929	11.0%	3,174	10.1%
生産年齢人口（15～64 歳）	20,221	56.6%	16,331	52.0%
老年人口（65 歳以上）	11,567	32.4%	11,918	37.9%
世帯数	14,361	—	14,803	—
一世帯当たり人数	2.5	—	2.1	—

※平成 22 年は国勢調査の結果であり、総人口には年齢不詳者を含んでいます。

※推計値は、平成 22 年国勢調査の結果を基準とし、コーホート要因法を用いています。

就業人口については、総人口の減少や産業構造の変化などを要因として、第 1 次産業、第 2 次産業から第 3 次産業へとシフトしていく傾向が今後も継続すると推定されます。

平成 22 年国勢調査の結果と平成 37 年時点での比較では、第 1 次産業が 1,869(10.9%) 人から 917 人 (6.7%)、第 2 次産業が 2,428 人 (14.2%) から 1,292 人 (9.5%)、第 3 次産業が 12,824 人 (74.9%) から 11,463 人 (83.8%) になると推定されます。

平成 37 年の就業人口等

(単位：人、％)

区分	平成 22 年		平成 37 年度（推計）	
	数値	構成比	数値	構成比
就業人口総数	17,340	100.0%	14,774	100.0%
第 1 次産業	1,869	10.9%	990	6.7%
第 2 次産業	2,428	14.2%	1,389	9.4%
第 3 次産業	12,824	74.9%	12,395	83.9%
就業率	54.5%		52.3%	

※平成 22 年は国勢調査の結果であり、総数には就業先不詳者を含んでいます。

※推計値は、人口推計結果をもとに指数回帰によるトレンド推計を用いています。



第2節 目標人口等

目標人口については、鴨川市人口ビジョンに基づき、平成 52 年（西暦 2040 年）において 31,980 人を確保することを基本として、本基本構想の目標年次である平成 37 年時点における人口等を次のとおり設定するものとします。

なお、この場合において、就業率は平成 22 年時点との比較で約 5%増の 60.0%を目指すものとし、就業人口に占める各産業の割合については、推計結果に準じて設定するものとします。

■目標人口等（平成 37 年）

人 口	33,036 人
世帯数	15,562 世帯
年齢階層別人口	
年少人口（14 歳以下）	3,847 人（11.6%）
生産年齢人口（15～64 歳）	17,166 人（52.0%）
老年人口（65 歳以上）	12,023 人（36.4%）
就業人口	
就業人口総数	17,513 人
第 1 次産業	1,174 人（6.7%）
第 2 次産業	1,646 人（9.4%）
第 3 次産業	14,693 人（83.9%）
就業率	60.0%

第5章 土地利用構想

第1節 土地利用の基本方針

本市のまちづくりの基本理念に基づき将来都市像を実現していくために、本市の土地利用の基本方針を以下のとおり定めます。

- 総合的かつ計画的な土地利用に向けた適切な誘導施策の推進
- 自然環境の多面的機能の確保に配慮した保全と活用
- 歴史・文化と風土を尊重した魅力ある景観の保全と活用
- 安全・安心に暮らすことができるまちづくりの推進
- 地域特性を最大限に活かした既存産業の育成と新たな産業基盤の整備
- 魅力的で利便性の高い都市空間・居住空間の形成
- 幅広い交流と快適な生活を支える交通基盤の整備

第2節 都市構造

都市構造は、人々が集い、憩い、活動する場となる「拠点」、人や物の主要な動線を示す「軸」、そして、同じ特性を持った土地利用が連続して広がる範囲を示す「ゾーン」の3つの要素に分類して設定します。

① 拠点

[都市拠点]

都市機能の集積を図るエリア

JR 安房鴨川駅を中心に形成された市街地を本市の『都市拠点』に位置付け、市民や来訪者の活動の拠点として、商業・業務機能や公共公益機能、交通結節機能の拡充を図り、中心拠点にふさわしい環境整備と賑わいの創出を図ります。

[地域拠点]

市民生活の中核を担うエリア

鉄道駅を有する天津、小湊、太海、江見地区、及び主要地方道鴨川保田線と国道410号の交差点周辺に形成された市街地を『地域拠点』に位置付け、地域住民の生活利便性の向上に資する都市機能の充実を図るとともに、既成市街地内の生活環境の改善を推進します。



② 軸

[都市骨格軸]

広域的な交流を支える本市の骨格となる動線

都市拠点と周辺都市との間での移動を支えるとともに、本市の主要市街地が形成されている都市拠点と地域拠点との間を繋ぐ JR 外房線・内房線、国道 128 号を本市の『都市骨格軸』に位置付け、交通機能の維持・強化を図ります。

[広域連携軸]

都市機能を繋ぎ合わせる市内の主要動線

都市骨格軸を補完し、都市拠点と周辺都市・地域拠点との間での移動を支える国道 410 号及び主要地方道を『広域連携軸』に位置付け、道路機能の更なる強化を促進します。

③ ゾーン

[市街地ゾーン]

安全・安心に住み続けることのできる質の高い市街地

多くの市民が居住するとともに、行政機能や広域的な商業機能が集積する海岸沿いの既成市街地を『市街地ゾーン』に位置付け、都市基盤の充実を図るとともに、市民がいつまでも安全・安心に住み続けることができる、質の高い市街地環境の形成を推進します。

[田園ゾーン]

既存集落の維持・活性化に資する農業生産の場

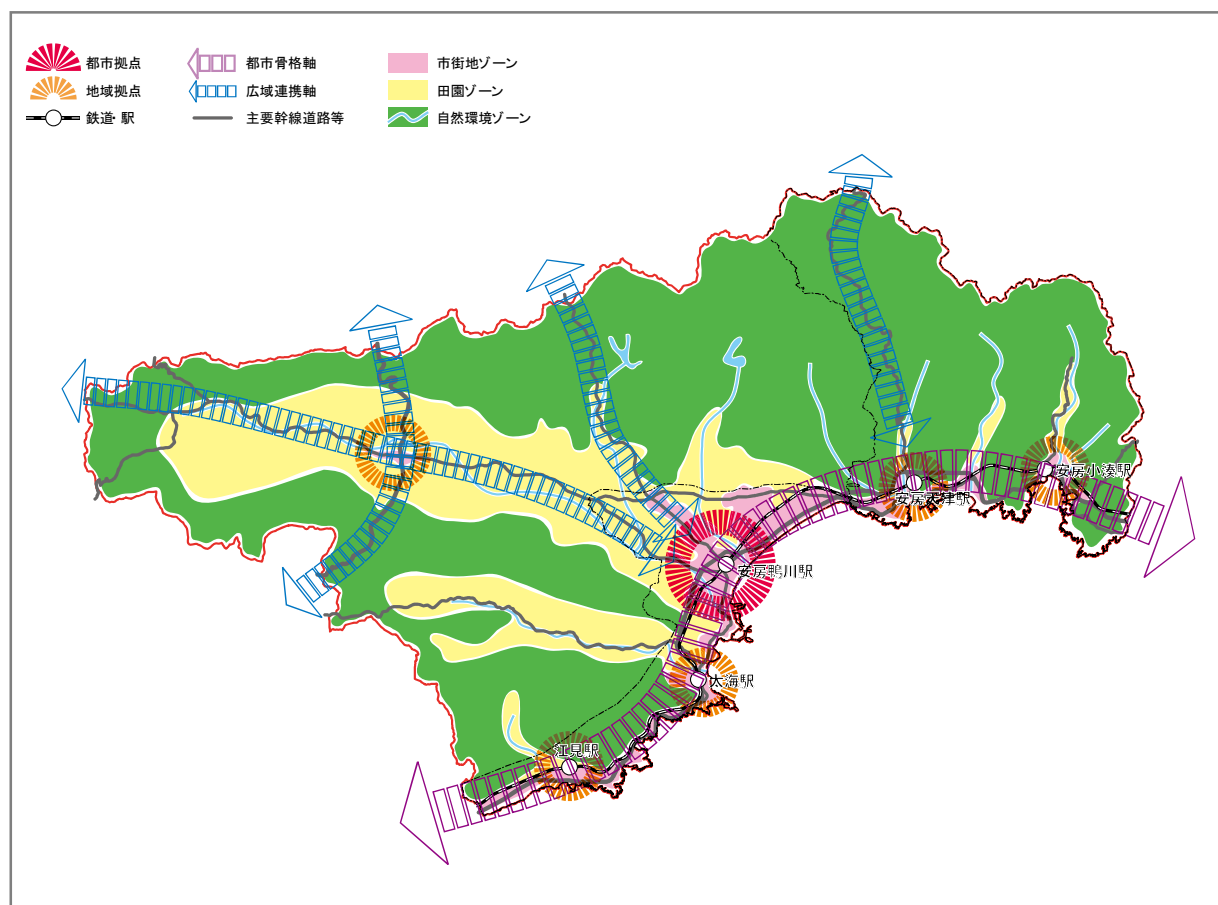
本市の山間の平たん地に広がる農地や、そこに形成される集落地帯を『田園ゾーン』に位置付け、農業生産の場となる農地の保全・管理を図るとともに、既存集落の維持・活性化にも配慮した適正な土地利用誘導を推進します。

[自然環境ゾーン]

防災や環境保全等の機能を有する自然環境が広がるエリア

沿岸部や丘陵・山間部の森林、河川・水面など、豊かな自然環境が広がる地帯を『自然環境ゾーン』に位置付け、多様な主体による適正な保全・管理を図りながら、自然が有する防災機能や環境保全機能の維持を図るとともに、観光資源としての計画的な活用を推進します。

■将来都市構造



第6章 施策の大綱

施策の大綱は、基本理念に基づき、本市の将来都市像の実現を図るため、政策分野ごとに、その取り組むべき方向性を定めるものです。

基本方針1：快適で暮らしやすい交流拠点のまち

- | | |
|-------------|--------------|
| 1-1 市街地の整備 | 1-4 公共交通網の充実 |
| 1-2 居住環境の充実 | 1-5 上下水道の整備 |
| 1-3 道路網の整備 | |

基本方針2：環境と調和した安心・安全のまち

- | | |
|---------------|------------------|
| 2-1 環境施策の推進 | 2-4 消防・防災対策の充実 |
| 2-2 公園・緑地の整備 | 2-5 交通安全・防犯対策の充実 |
| 2-3 環境衛生対策の充実 | 2-6 消費者対策の充実 |

基本方針3：活気あふれ人が集う産業のまち

- | | |
|------------|----------------|
| 3-1 農林業の振興 | 3-4 観光・リゾートの振興 |
| 3-2 水産業の振興 | 3-5 医療・福祉産業の振興 |
| 3-3 商工業の振興 | 3-6 雇用対策の推進 |

基本方針4：ともに学び未来を育む教育文化のまち

- | | |
|--------------|-------------------|
| 4-1 学校教育の充実 | 4-4 文化の振興 |
| 4-2 生涯学習の充実 | 4-5 スポーツの振興 |
| 4-3 青少年の健全育成 | 4-6 国際交流・地域間交流の推進 |

基本方針5：一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

- | | |
|--------------|--------------|
| 5-1 保健・医療の充実 | 5-4 高齢者施策の充実 |
| 5-2 地域福祉の充実 | 5-5 障害者施策の充実 |
| 5-3 子育て支援の充実 | 5-6 社会保障の充実 |

基本方針6：みんなが主役となる協働・自立のまち

- | |
|----------------------------|
| 6-1 地域コミュニティの維持・強化の促進 |
| 6-2 多様な主体の連携による協働のまちづくりの推進 |
| 6-3 男女共同参画社会の形成 |
| 6-4 効率的な自治体経営の推進 |

基本方針 1：快適で暮らしやすい交流拠点のまち

＜都市基盤・都市環境に関する施策＞

市民一人ひとりはもちろんのこと、県内・県外からも多くの人々が集う交流拠点としてふさわしい都市基盤を備え、多くの人々が「住んでみたい」・「ずっと住み続けたい」と感じられる、快適で暮らしやすいまちを目指します。

このため、計画的な土地利用のもと、より一層魅力ある市街地の創出とともに、定住の基盤となる優良な住宅・宅地、上下水道の整備を図ります。また、国県道の整備促進による高速道路 IC へのアクセスの改善、幹線市道の整備による市内道路交通の更なる円滑化を図るとともに、鉄道やバス、タクシーなどの適切な組合せによる市内公共交通網の充実等を進めます。

【基本施策】

- 1-1 市街地の整備
- 1-2 居住環境の充実
- 1-3 道路網の整備
- 1-4 公共交通網の充実
- 1-5 上下水道の整備

基本方針 2：環境と調和した安心・安全のまち

＜環境保全、生活環境、防災・防犯等に関する施策＞

人と自然との共生を基調として、将来にわたって安心・安全に暮らし続けることが可能な、やすらぎに満ちた環境の創出を図ります。

そのため、自然環境・景観の保全・活用と市民のいこいの場となる緑地空間の確保を図るとともに、地域の生活環境はもとより、地球環境にも配慮した取組みを進めます。また、近年において発生した自然災害の尊い教訓をふまえ、地域のリスク・マネジメントの強化をハード・ソフトの両面から積極的かつ継続的に図るとともに、交通事故や犯罪がなく、豊かな消費生活をおくることができる安全なまちづくりを目指します。

【基本施策】

- 2-1 環境施策の推進
- 2-2 公園・緑地の整備
- 2-3 環境衛生対策の充実
- 2-4 消防・防災対策の充実
- 2-5 交通安全・防犯対策の充実
- 2-6 消費者対策の充実



基本方針 3：活気あふれ人が集う産業のまち

＜産業振興に関する施策＞

全国的な知名度と集客力を持つ自然・歴史資源や観光名所はもとより、健康福祉やスポーツの関連施設など、本市が持つ全ての資源や特性をより積極的に活かし、短期滞在のみならず、中長期かつ複数回の滞在により地域の魅力をより一層広く・深く感じ、心と体をリフレッシュすることができる、通年型リゾートとしての振興を図ります。

また、交流人口の増加を、本市の基幹的産業である医療産業や商工業をはじめとする地域経済の活性化、さらには第1次産業の持続的発展に効果的に結び付けていくため、雇用の大きな受け皿となっている医療・福祉産業の振興はもとより、商店街におけるにぎわいの創出、企業立地と雇用の促進などに積極的に取り組むとともに、第1次産業における担い手の育成や事業の高付加価値化、農地の効率的な利用等を進めます。

【基本施策】

- 3-1 農林業の振興
- 3-2 水産業の振興
- 3-3 商工業の振興
- 3-4 観光・リゾートの振興
- 3-5 医療・福祉産業の振興
- 3-6 雇用対策の推進

基本方針 4：ともに学び未来を育む教育文化のまち

＜教育文化等に関する施策＞

小中一貫教育や国際教育、さらには学校外での学習機会の提供も含めた、地域の特性に合わせた子どもの教育はもとより、生涯を通して誰もが学び、スポーツ・レクリエーション活動に取り組むことのできる環境づくりを進めます。また、数多くの歴史文化資源と大学教育関連施設を有する本市の特色を活かし、地元への郷土愛にあふれ、かつグローバルな感性を備えた人材の育成を図り、一人ひとりが心豊かで創造力にあふれ、学習や活動の成果を、多様な主体との連携のもと、生きがいを持って活かしていくことのできるまちづくりを進めます。

【基本施策】

- 4-1 学校教育の充実
- 4-2 生涯学習の充実
- 4-3 青少年の健全育成
- 4-4 文化の振興
- 4-5 スポーツの振興
- 4-6 国際交流・地域間交流の推進

基本方針5：一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

＜保健福祉に関する施策＞

市民一人ひとりが、地域の中で、生涯を通して健康で自立した生活を送り続けることができる環境の創出を図り、**健康長寿のまちの実現を目指します。**

そのため、高齢者や障害者はもとより、地域で生活する全ての人が、自らの健康に責任を持ちつつも、地域の中で支えあい、必要なときに保健・医療・福祉サービスの提供が受けられる「自助・共助・公助」のバランスがとれたまちづくりを進めます。

また、若い世代が安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに育てながら、自らも地域の中で活躍し続けることができる子育て環境づくりを進めます。

【基本施策】

- 5-1 保健・医療の充実
- 5-2 地域福祉の充実
- 5-3 子育て支援の充実
- 5-4 高齢者施策の充実
- 5-5 障害者施策の充実
- 5-6 社会保障の充実

基本方針6：みんなが主役となる協働・自立のまち

＜地域コミュニティ、協働によるまちづくり等に関する施策＞

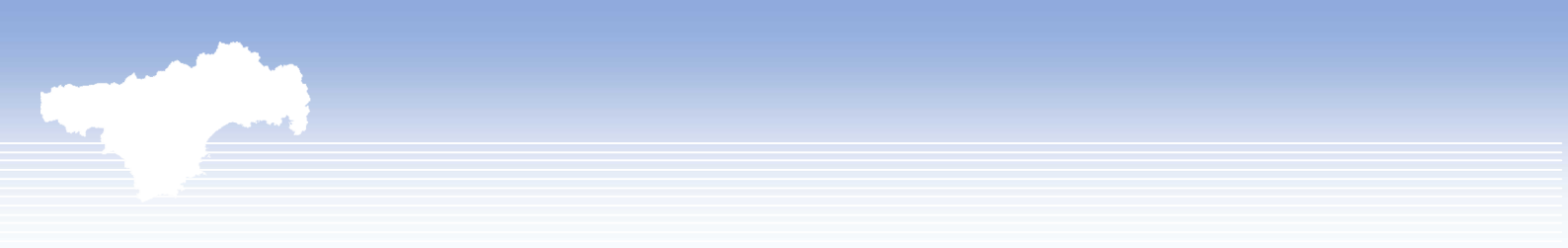
地域に関わるあらゆる人・組織が、互いに連携を図りつつ、自ら主役となって行動する、オール鴨川体制による「協働・自立」のまちづくりを進めます。

このため、地域コミュニティの結び付きの更なる強化を図るとともに、より多くの主体の参加によるまちづくりを積極的に進めるため、必要となる支援・意識啓発・情報提供などの充実を図ります。

また、市行政においては、限られた経営資源の有効活用はもとより、生み出される成果の最大化を図るため、組織横断型による事業執行体制の整備や資源配分の選択・集中をはじめとするマネジメントの強化を計画的に進めます。

【基本施策】

- 6-1 地域コミュニティの維持・強化の促進
- 6-2 多様な主体の連携による協働のまちづくりの推進
- 6-3 男女共同参画社会の形成
- 6-4 効率的な自治体経営の推進



鴨川市第3次5か年計画 ー総論ー



第1章 序論

第1節 計画策定の趣旨

第2次鴨川市基本構想に示す将来都市像やまちづくりの目標を具現化するため、今後5年間に実施する施策及び事業等を体系的に示すとともに、主要な課題を明らかにし、重点的に実施すべき事業等を示すため、この計画を策定するものとします。

第2節 計画の名称

この基本計画の名称は、「鴨川市第3次5か年計画」とします。

第3節 計画の期間

この基本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

第4節 施策体系

基本方針1：快適で暮らしやすい交流拠点のまち

- 1-1 市街地の整備
- 1-2 居住環境の充実
- 1-3 道路網の整備
- 1-4 公共交通網の充実
- 1-5 上下水道の整備

(写真)

基本方針2：環境と調和した安心・安全のまち

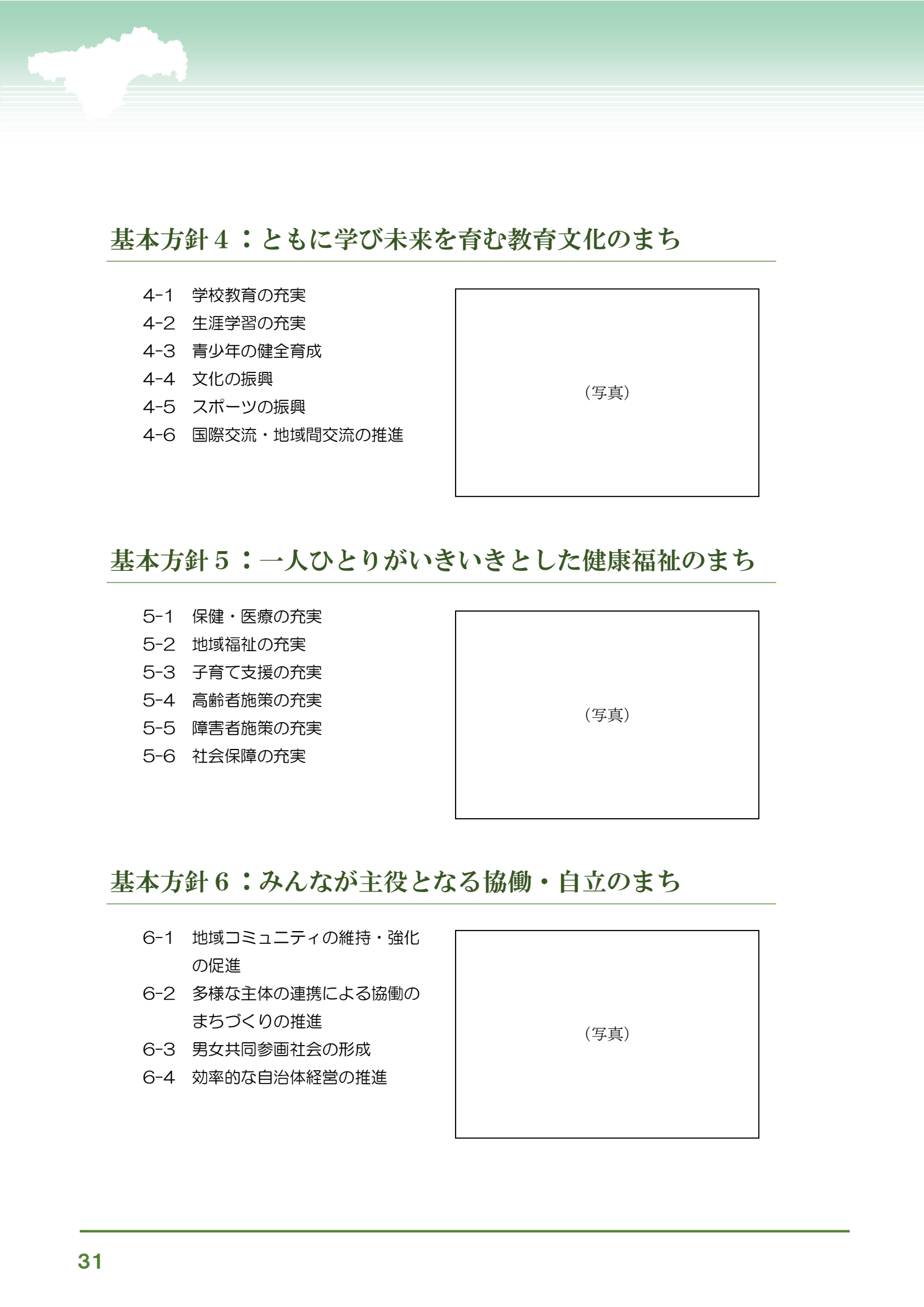
- 2-1 環境施策の推進
- 2-2 公園・緑地の整備
- 2-3 環境衛生対策の充実
- 2-4 消防・防災対策の充実
- 2-5 交通安全・防犯対策の充実
- 2-6 消費者対策の充実

(写真)

基本方針3：活気あふれ人が集う産業のまち

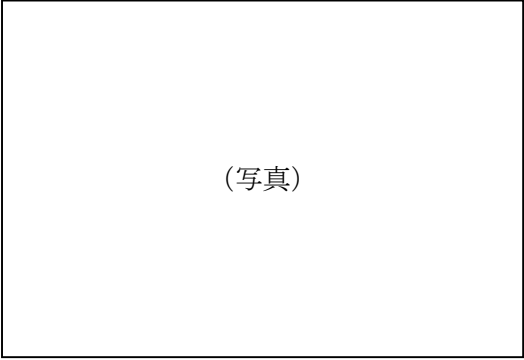
- 3-1 農林業の振興
- 3-2 水産業の振興
- 3-3 商工業の振興
- 3-4 観光・リゾートの振興
- 3-5 医療・福祉産業の振興
- 3-6 雇用対策の推進

(写真)



基本方針 4：ともに学び未来を育む教育文化のまち

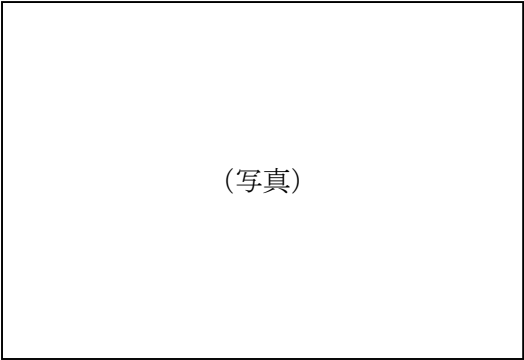
- 4-1 学校教育の充実
- 4-2 生涯学習の充実
- 4-3 青少年の健全育成
- 4-4 文化の振興
- 4-5 スポーツの振興
- 4-6 国際交流・地域間交流の推進



(写真)

基本方針 5：一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

- 5-1 保健・医療の充実
- 5-2 地域福祉の充実
- 5-3 子育て支援の充実
- 5-4 高齢者施策の充実
- 5-5 障害者施策の充実
- 5-6 社会保障の充実



(写真)

基本方針 6：みんなが主役となる協働・自立のまち

- 6-1 地域コミュニティの維持・強化
の促進
- 6-2 多様な主体の連携による協働の
まちづくりの推進
- 6-3 男女共同参画社会の形成
- 6-4 効率的な自治体経営の推進



(写真)

第5節 財政の見通し

この財政計画は、計画期間における財政見通しを明らかにするものです。

本市の財政は、市税など、自主財源の比率が歳入総額の約4割にとどまり、地方交付税や国・県支出金などの依存財源の比率が約6割を占めていることから、国や県の動向に影響を受けやすい体質となっています。

我が国は、債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、更なる累増が見込まれるなど、引き続き極めて厳しい財政状況にあって、経済の再生とともに財政健全化を達成することが重要な課題となっているため、地方財政についても、国と基調を合わせた歳出削減は避けられず、国県支出金等の増額を見込むのは難しい状況にあります。加えて、合併以来措置されてきた普通交付税の特例交付については、平成27年度から特例分が段階的に縮減され、平成32年度には通常どおりの交付額となります。このため、合併に伴い拡大した財政規模を、自立した自治体経営を確保し得る規模に適正化させていく必要があります。

新市施行以後、合併による効果を最大限に活かしつつ、職員の定員適正化や行政組織・機構改革など、行財政改革の取組みを進めるとともに、合併に伴う補助金や合併特例債の発行などの財政支援を積極的に活用しながら、効率的、効果的な行財政運営に努めてきました。

しかしながら、財政の健全性を示す指標である実質公債費比率、将来負担比率については、平成26年度決算値でそれぞれ10.8%、113.8%となっており、減少傾向を示しているものの、依然として高水準にあるといえます。

社会保障費は更なる増加が見込まれる上、人口減少・高齢化は2020年代半ばから一層進展していくと見込まれている中で、活力ある地域を自ら創造し、安心・安全に暮らせるまちづくりを進めていくためには、これまで以上に徹底的な歳出の抑制、債務の圧縮に取り組み、限られた財政資源を効率的に活用する仕組みを構築することが求められます。

以上を踏まえ、計画期間を通して健全な財政運営に努めることを基本とし、5か年間にわたる財政収支を以下の表のとおり見通します。

■歳入 (百万円)		■歳出 (百万円)	
区 分	額	区 分	額
地方税	21,031	人件費	17,377
地方交付税	22,708	扶助費	11,890
国庫支出金	9,363	公債費	9,073
県支出金	3,957	投資的経費	11,001
地方債	7,804	その他	27,236
その他	11,714	合計	76,577
合計	76,577		

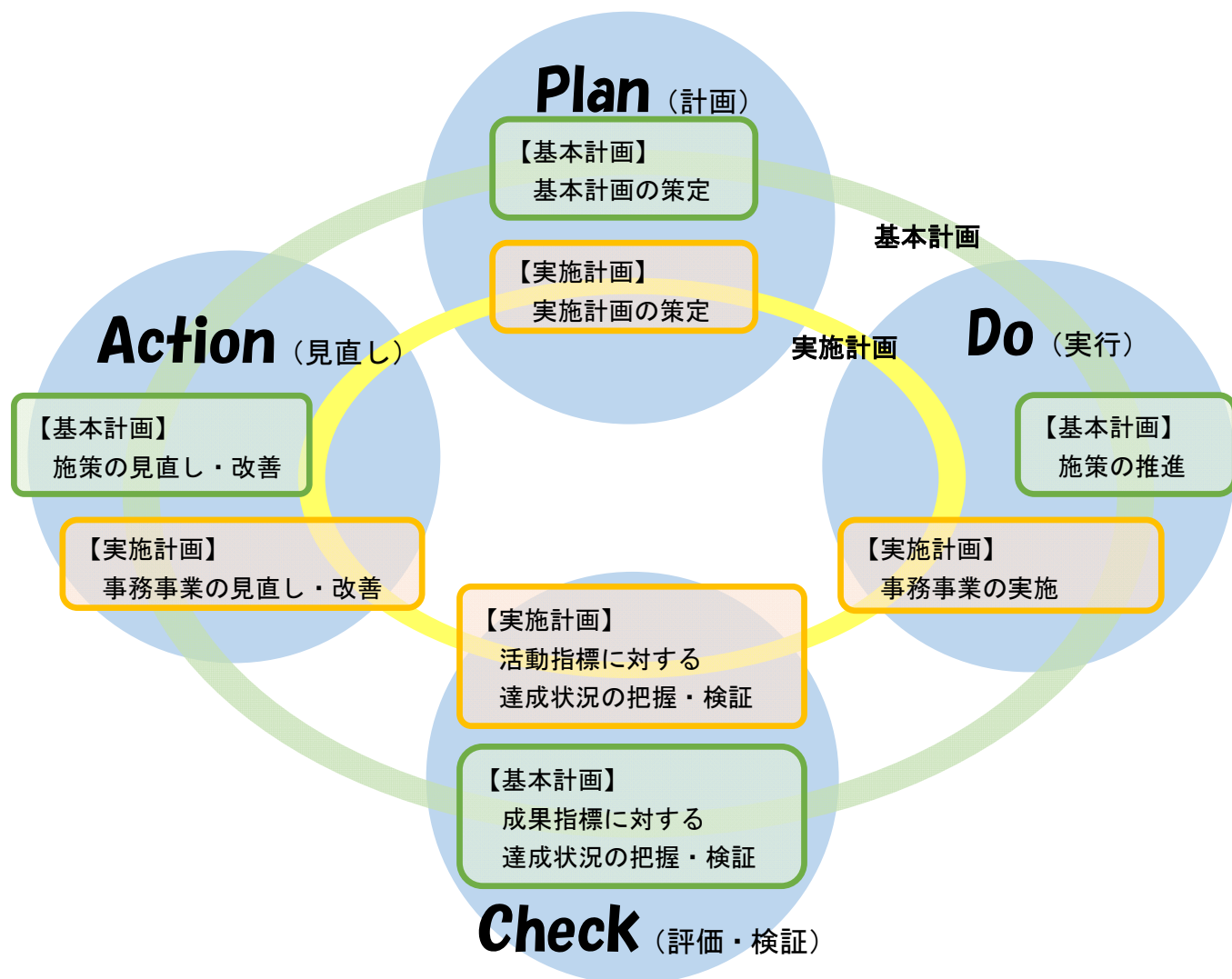
第6節 計画の管理

この計画及び実施計画に位置付けた施策・事業に当たっては、PDCA サイクルの考え方に基づき進行管理を行います。

具体的には、基本計画【Plan（計画）】に位置付け推進している施策【Do（実行）】に対して、5年ごとに成果指標（政策目標）に対する達成状況の把握・検証【Check（評価・検証）】を行い、次期基本計画を策定する際に施策の見直し・改善【Action（見直し）】を図るとともに、実施計画【Plan（計画）】に位置付け実施をしている事業【Do（実行）】に対しては、毎年、活動指標（数値目標）に対する達成状況を把握し、これを検証【Check（評価・検証）】した上で、この検証結果に基づいて、次期実施計画を策定する際に事務事業の見直し・改善【Action（見直し）】を図ることとします。なお、検証の結果は公表して市民への周知を図ります。

なお、実施状況の検証結果や社会経済情勢の急激な変化等によって基本計画等の内容に変更を加える必要が生じた場合は、計画期間中であっても、所要の改訂を行うものとします。

■基本計画等の進行管理のイメージ（PDCAサイクル）



第2章 重点戦略

第1節 基本的な考え方

1. 位置付け

この重点戦略は、人口減少や雇用の場の不足の克服といった本市の最重要課題への対策を図るため設定するもので、本基本計画における組織横断的な取り組みとして、目的を同じくする「鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に推進します。

鴨川市人口ビジョンにおける人口の将来推計及び人口減少に伴い生ずる事象、影響等の分析を広く市民の共通認識とし、また、目指すべき将来の方向を前提として、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」の活力を創造することを基本認識とします。

[目指すべき将来の方向]

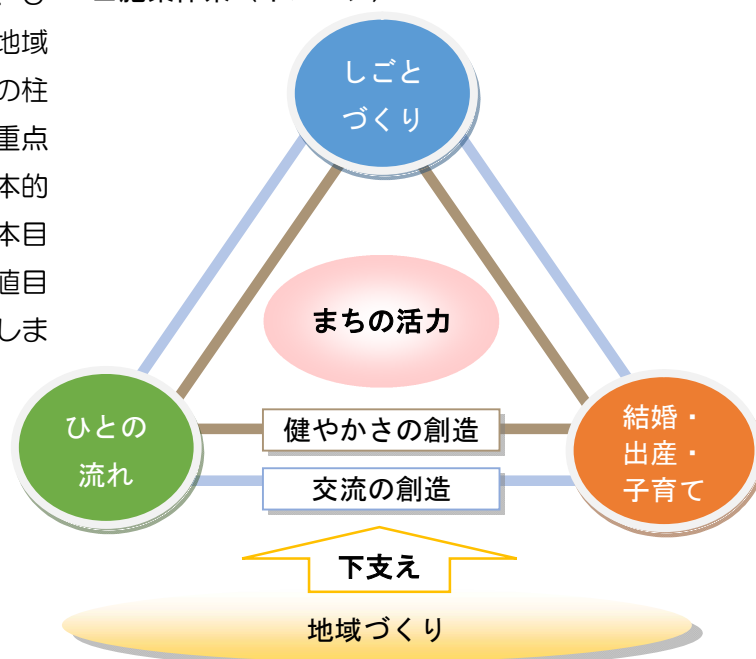
- 移住・定住の促進
- 若い世代の結婚・子育て等に関する希望の実現
- 時代にあった地域づくりの推進

このため、地域の特色や地域資源を生かした施策を展開するとともに、特に、充実した保健・医療・福祉環境と観光資源の集積とを本市の強みとして認識し、この強みを生かして「健やかさ」と「交流」にあふれる鴨川市を創造するための施策の重点的な実施を図るものとします。

2. 構成

この重点戦略は、しごとづくり、ひとの流れ、結婚・出産・子育て、地域づくりの4つを戦略の柱とし、この柱に即した基本目標と施策の方向、重点的に推進すべき横断的な施策と基本的な施策とで構成します。なお、基本目標と具体的な施策については、数値目標又は客観的な指標を示すものとします。

■ 施策体系（イメージ）



第2節 施策・プロジェクト

1. しごとづくり ～ 鴨川市での安定した雇用を創出する

(1) 基本目標

項 目	目標値（平成 32 年度）
雇用創出数（累計）	300 人
人口に占める就業者の割合 （15 歳以上）	5 %増 （平成 22 年 54.5%）
市内企業の付加価値額	720 百万円増 （平成 24 年 41,645 百万円）

(2) 施策の方向

就労時期を迎えた若者たちが、この地域で安定した「しごと」に就くことができること、また、田舎暮らしを志向する人々が移住をした際に、生業として就ける「しごと」があること、そして若者たちが、結婚、出産、子育てといった希望を実現させるためにも、その基盤として、安定した雇用、収入が得られるとともに、ゆとりのある生活環境を創造できることが重要です。

このため、本市が首都圏に近く、県内でも有数の観光地であること、加えて全国レベルの医療機関を中心とした医療、福祉施設が集積し、こうした産業分野へ人材を輩出する教育機関、すなわち、城西国際大学観光学部、亀田医療大学、亀田医療技術専門学校が立地し、県立長狭高校においては医療福祉コースが設置されていることを本市の稀有な強みと認識し、こうした産業自体の強化に向けた取組みを進めるとともに、様々な分野の産業にこれらの効果を波及させ、市内産業全般の底上げを図ることにより、本市全般の「しごと」づくりと充実した労働環境の創出を目指します。

また、農林水産業については、農商工連携や6次産業化^{（注）}、ブランド化のほか、農地の集積や後継者の確保のための取組みを進めます。

さらに、産業競争力の強化を図るため、交通アクセスの整備を進めるとともに、富を集積し、域内の循環を促進するため、エネルギーを含む地産地消などの戦略的な取組みを進めます。

そして、新たなひとの流れを生み出すことにより、そこから派生する地域消費の押し上げや雇用の創出など、新たな産業の育成、誘致による、しごとづくりを進めます。

注）6次産業化：農林漁業者等による農林水産物、その副産物（バイオマス等）の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組み

(3) 重点施策

① 健康福祉産業の拡大

日本は世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた一方、食生活をはじめとするライフスタイルの変化等を背景に、生活習慣病が顕在化してきており、健康増進や予防医療、介護、生活支援サービス等の重要性が高まっています。また、急速な少子高齢化の進展により、子育て世代や高齢者を取り巻く生活環境も大きく変化している中で、安全・安心に生活できる支援への需要も増加していくことが見込まれます。

今後は、医療・福祉サービス業をはじめ、食料品加工などの製造業、農林水産物や温泉などの地域資源を活かした観光関連サービス業への波及やスポーツ分野などとの融合による新たな産業の創出も見込まれることから、本市の充実した医療・福祉環境を活かし、関連産業分野の拡大・成長を図ります。

展開の方向1 メディカル・ヘルスツーリズムの創出

- ・医療・健康の要素を取り入れたグリーンツーリズムやブルーツーリズム、スポーツツーリズムを含め、多様なメディカル・ヘルスツーリズムを展開します。

展開の方向2 地域食材を活用した健康産業の創出

- ・地元産品を使った健康食の提供など、食の面からの健康づくりとともに、地産地消の推進を図ります。

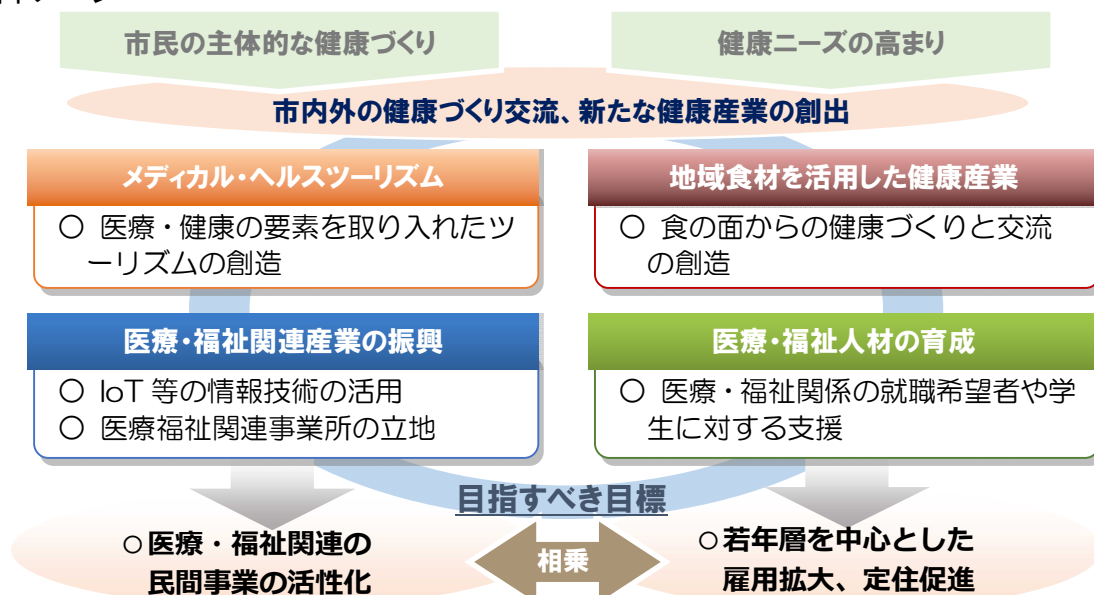
展開の方向3 医療・福祉関連産業の振興

- ・IoT^(注)等の情報技術の活用と医療・福祉関連設備整備を促進するとともに、関連する企業等の誘致を図ります。

展開の方向4 医療・福祉人材の育成

- ・医療・福祉関係事業所への就職希望者や学生などを修学資金の貸付などにより支援するとともに、観光サービス業など他産業との連携を図り、医療・福祉関連の幅広い事業を支える多様な人材を育成します。

■展開イメージ



注) IoT: Internet of Things。モノのインターネット。PCやスマートフォンに限らず、センサー、家電、車など様々なモノがインターネットでつながること。

② 農林水産・商工・観光業の連携促進

農林水産業と食品製造業や食品卸売・小売業、飲食業、観光サービス業等の連携を促進し、経営資源の相互依存・共有を進めることで、消費者のニーズを踏まえた商品開発力の獲得を促し、地域ブランドの育成や、地域固有の特産品等を活用した新たな商品開発等を促進するとともに、こうした商品を活かした観光交流の促進により新たな付加価値を生み出すなど、産業規模の拡大を図り、雇用の促進を図ります。

展開の方向1 地元ブランド・商品開発

- ・農林水産物の高付加価値化とブランド化に向けた取組みを支援するとともに、6次産業化を目指す農林水産事業者に対して第2次、第3次産業関連団体等との連携を支援します。

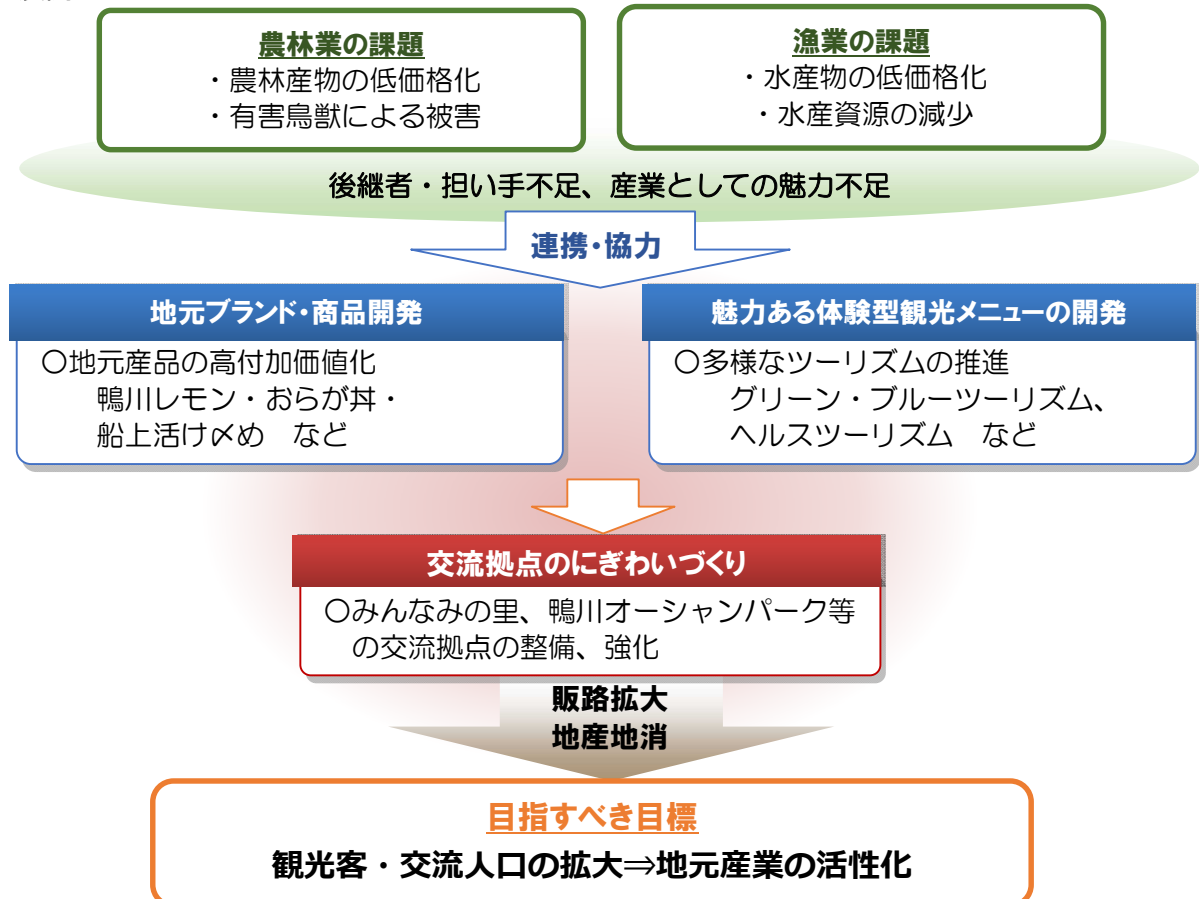
展開の方向2 魅力ある体験型観光メニューの開発

- ・グリーンツーリズム、ブルーツーリズム及びヘルスツーリズム等における魅力ある体験型観光メニューの開発を促進し、多様なツーリズムを推進します。

展開の方向3 交流拠点のにぎわいづくり

- ・総合交流ターミナル「みんなみの里」や道の駅「鴨川オーシャンパーク」等の交流拠点における機能強化を図ります。

■展開イメージ



(4) 基本的な施策と指標

① 地域の強みを活かした“しごと”づくりと、充実した労働環境の創出

【重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値 (基準年次)	目標値 (平成 32 年度)
市内事業所数（製造業、卸売・小売業）	527 件 (平成 24 年 2 月)	553 件
市の魅力を「保健・医療・福祉が充実した都市」と考える市民の割合（市民アンケート調査）	32.5% (平成 25 年度)	増加
ふるさとハローワークの紹介による就職者数（延べ数、累計）	626 人 (平成 26 年度)	3,255 人

- 企業立地等の促進
 - 企業立地等の促進 ➢ 医療・福祉関連企業等の誘致
- 医療・福祉関連施設整備の促進
 - 高齢者保健・福祉・介護関連施設整備の充実 ➢ 市立国保病院の充実
- 中小商工業者の経営支援の推進
 - 中小企業等の経営支援及び起業環境の整備
- 雇用対策の強化
 - 求人情報コーナーの機能強化 ➢ 若年者等の就職活動への支援

② 農商工連携等による農林水産業の振興と後継者の確保

【重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値 (基準年次)	目標値 (平成 32 年度)
農商工連携等により開発された商品数	—	3 件
みんなみの里、鴨川オーシャンパーク入込客数	660 千人 (平成 26 年度)	868 千人
認定新規就農者数（累計）	—	5 人
新規就漁者数（累計）	—	5 人
有害鳥獣による年間農作物被害額	10,900 千円 (平成 26 年度)	6,435 千円

- 農林水産物の高付加価値化と販売促進
 - 一次産物の高付加価値化と販売促進
 - オーシャンパークの充実
 - 総合交流ターミナルの機能強化
- 耕畜連携の促進
 - 耕畜連携への助成
- 後継者の育成・確保
 - 新規就農者の確保
 - 新規漁業就業者の支援
 - 漁業後継者の育成
- 有害鳥獣対策の強化
 - 有害鳥獣の捕獲駆除
 - 有害鳥獣被害の防護

③ 交通アクセスの整備

【重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値 (基準年次)	目標値 (平成 32 年度)
「国・県道など幹線道路網の整備促進」 に不満を持つ市民の割合（市民アンケート調査）	47.4% (平成 25 年度)	33.2%
「鉄道の利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合（市民アンケート調査）	54.1% (平成 25 年度)	減少 (改善)
「高速バスの利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合（市民アンケート調査）	25.7% (平成 25 年度)	減少 (改善)

- 国・県道の整備促進
 - 国・県道の整備促進
- 幹線市道の整備
 - 幹線市道の整備
- 鉄道及び高速バスの利便性向上の促進
 - J R 外房線・内房線の利便性向上の促進
 - 高速バスの利便性向上の促進
- パーク・アンド・ライド環境の整備
 - パーク・アンド・ライド環境の整備

④ 富の集積と域内循環のための戦略的な施策の展開

【重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値 (基準年次)	目標値 (平成 32 年度)
ふるさと納税額	2,790 千円 (平成 26 年度)	50,000 千円
住宅用省エネルギー等設備の申請基数 (累計)	34 件 (平成 26 年度)	175 件
太陽光発電設備等を新規に設置した公共 施設数	—	1 施設以上

- ふるさと納税の推進
 - ふるさと納税の推進
- 自立分散型エネルギーの導入の促進
 - 住宅用省エネルギー等設備の設置促進

⑤ 新たな産業の育成、誘致

【重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値 (基準年次)	目標値 (平成 32 年度)
立地企業及び事業所の増加・拡充件数(累計)	—	5 件

- 新たな産業の育成、誘致
 - 企業立地等の促進（再掲）

2. ひとの流れ ～ 鴨川市への大きな人の流れを創る

(1) 基本目標

項 目	目標値（平成 32 年度）
転入者数	300 人累増
転出者数	200 人累減
観光入込客数（総合戦略分）	280 千人増

(2) 施策の方向

本市への移住・定住を促進するため、定年帰農やU・Iターンを促進する「ふるさと回帰支援センター」や就業支援を行う「ふるさとハローワーク」を通じ、移住希望者向けの情報提供を進めるとともに、転入者の住宅取得などを支援します。

また、本市周辺地域における看護師を確保するための修学資金貸付制度の運用を行うとともに、大学等教育機関及び地元企業等との連携強化を促進し、地域を支える人材の育成・確保、定着を図ります。

さらに、本市の豊かな自然環境や充実した医療・福祉環境を生かし、東京圏や近隣を含めた高齢者の移住環境を整備することにより、健康な時から介護・医療が必要となった時にも移転することなく安心して暮らし続けることが出来るシニア・コミュニティ、「日本版CCRC」^(注)について、鴨川版の構想を検討し、元気な高齢者の移住を促進します。

観光・交流については、鴨川ならではの旅行商品の造成・販売を行うため、地域と旅行者や旅行会社などの市場をつなぎ、観光面におけるワンストップの総合窓口としての機能を担う事業体である「観光プラットフォーム推進協議会」を本市の観光振興に向けての中核的な組織として位置付け、情報戦略の3つの柱（商品造成、販売促進、メディア）により誘客を促進するとともに、本市を訪れたお客様の域内消費の拡大に向けた仕組みづくり、観光宣伝、プロモーション活動を通じた地域イメージの確立、ブランド化を図ります。

また、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に係る合宿誘致などを契機としたスポーツツーリズムや、全国レベルの医療クラスターを背景とした医療観光の推進、そして、前原・横渚海岸を中心とした海浜エリアの再整備の検討など、新たな観光交流資源の創出や、地域産業の振興に向けた取組みを進めます。

注)「日本版CCRC（Continuing Care Retirement Community）」：

都会の高齢者が地方に移り住み、健康状態に応じた継続的なケア環境の下で、自立した社会生活を送ることができるといった地域共同体

(3) 重点施策

① 高齢者の移住促進（鴨川版CCRC構想の推進）

東京圏をはじめとする地域の高齢者が、自らの希望に応じて鴨川市に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような環境づくりを進めます。

また、市内外の健康長寿を志向する高齢者等のニーズに応えるため、豊かな自然と充実した医療・福祉など、本市の特色と強みを生かし、誰もが快適で過ごしやすい住環境と新たな社会システムを創出するとともに、高齢者福祉・介護事業を含む健康福祉産業の振興を図り、ひいては雇用の創出と若年者の流入、地域経済の振興にも資するため、官民一体となって「高いQOL^(注)を実現する社会」、すなわちプラチナ・コミュニティの構築を目指します。

展開の方向1 鴨川版CCRC構想等の策定

- ・国で検討が進められている「『生涯活躍のまち』構想（日本版CCRC構想）」を踏まえ、本市における構想等を策定し、官民一体となって推進します。

展開の方向2 高齢者の移住・居住支援

- ・ふるさと回帰支援センターにおいて移住に関するワンストップ相談の実施を図るとともに、農家民泊の拡充などにより、都市住民のお試し居住のニーズへの対応を図る。また、「サービス付き高齢者向け住宅」や空き家等を活用して高齢者の居住空間を確保するとともに、地域全体で見守り等を行う環境の整備を図ります。

展開の方向3 健康づくり、生涯学習活動等の促進

- ・高齢者が健康的でアクティブな生活を送ることができるよう、スポーツなどの健康づくり活動や生涯学習活動等のプログラムづくりを進めるとともに、コミュニティ活動など、地域社会におけるさまざまな活動への参加を促進します。

展開の方向4 就労の支援

- ・高齢者の起業のサポートやアドバイスを行うとともに、ふるさとハローワークにおいて、移住者と企業とのマッチングをはじめ、就労に関する情報提供を行います。

■展開イメージ



注）「QOL（Quality of Life）」：生活の質と訳され、人間らしく、満足して生活しているかを評価する概念

② 観光プラットフォームの機能強化（鴨川版DMO^{（注）}の形成）

産学民官一体となって観光振興事業を実施する組織として設立された「鴨川市観光プラットフォーム推進協議会」について、様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、ビッグデータ等を活用した効果的なマーケティング、戦略策定等により、地域ブランドの構築や新たな地域製品の創出に資するため、観光地域づくりの推進主体（鴨川版DMO）としての機能強化を図ります。

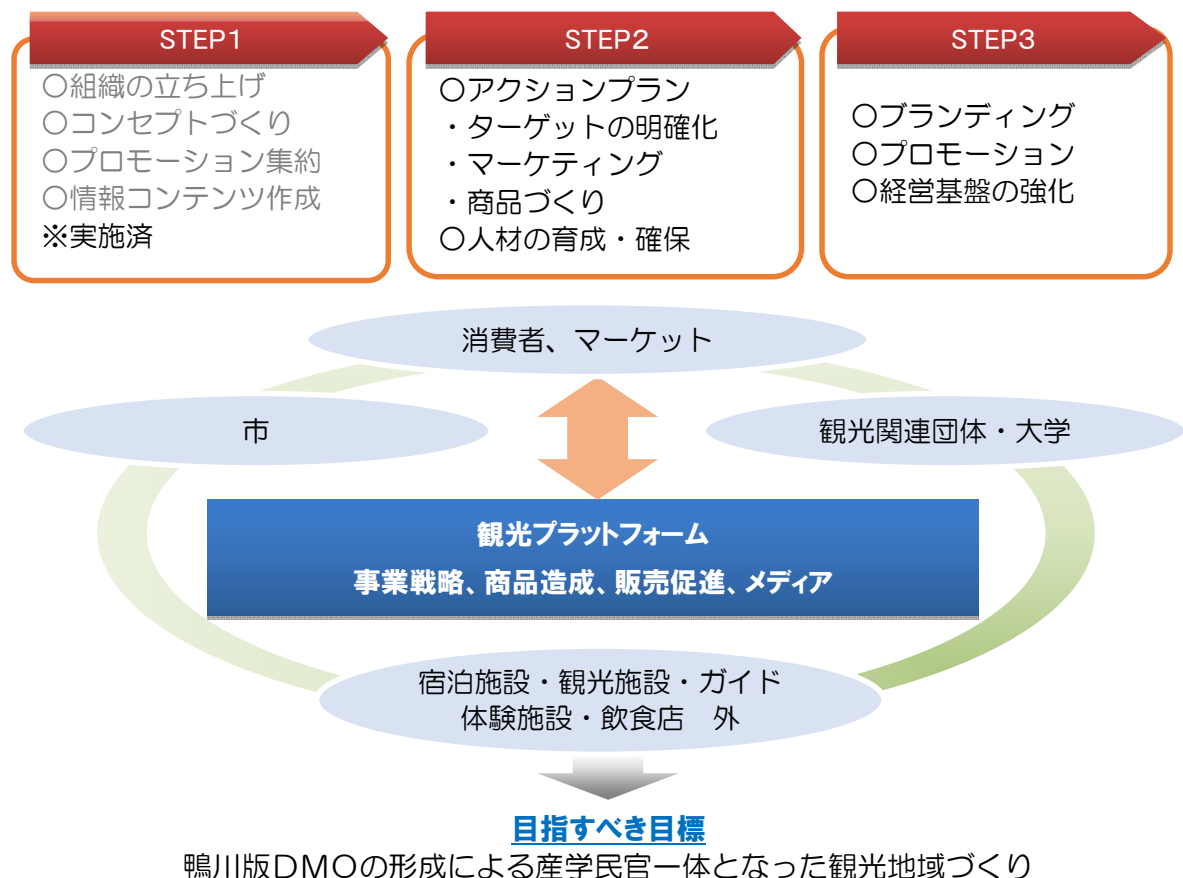
展開の方向1 ブランディング・プロモーション活動の支援

- ・ブランディングやプロモーション活動を促進するため、協議会としてのアクションプランの策定を支援するとともに、ブランディングやプロモーション活動などに従事する人材の育成・確保を図ります。

展開の方向2 多様なツーリズムの展開と観光地域づくりの促進

- ・地域資源を活用した多様なツーリズムの展開を促進するとともに、観光地としての魅力を高めるための協議会の取組みを支援します。

■展開イメージ



注）「DMO（Destination Management/Marketing Organization）」：

観光地の一体的なブランドづくり、情報発信・プロモーション、マーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体

(4) 基本的な施策と指標

① UJ1ターンの促進

【重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値 (基準年次)	目標値 (平成32年度)
若年層(40代以下)の移住者数(増加分) (累計)	—	200人
熟年層・高齢者(50～70代)の移住者数 (増加分)(累計)	—	100人
農家民泊の年間受入人数(延べ数)	982人 (平成26年度)	1,700人
住宅取得奨励金制度の活用による転入者 数(累計)	127人 (平成27年7月)	282人

- ふるさと回帰の促進
 - ふるさと回帰支援センターの機能強化
 - 農家民泊の拡充促進
- 住宅取得等の支援
 - 新規定住に伴う住宅取得の奨励
 - 住宅の耐震化の促進

② 大学等教育機関及び地元企業等との連携による地域を支える人材の育成・確保、地元定着の促進

【重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値 (基準年次)	目標値 (平成32年度)
市内大学への進学者数 (大学入学奨励金交付対象者数)	12人 (平成27年度)	増加
地域おこし協力隊人数	—	2人以上
医療・福祉人材養成数(市支援分)(累計)	76人 (平成26年度※)	270人

※平成23年度から26年までの看護師等修学資金貸付対象者数

- 市内大学への進学促進
 - 市内大学への入学の奨励
- 地域を支える人材の育成・確保、地元定着の促進
 - 過疎地域における活性化施策の総合的な推進
 - 大学との連携による地域の課題解決と活性化の促進
- 医療・福祉人材の育成・確保
 - 看護師等の確保 ➢ 介護人材の確保

③ 元気な高齢者の移住促進

【重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値 (基準年次)	目標値 (平成 32 年度)
鴨川版CCRC立地箇所数（累計）	—	2箇所

- 鴨川版CCRC構想の推進
 - 鴨川版CCRC構想の策定・推進

④ 産学民官が一体となった戦略的・国際的な観光交流の促進

【重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値 (基準年次)	目標値 (平成 32 年度)
中間支援組織の取扱件数（鴨川市観光プラットフォーム推進協議会）	2,206 人 (平成 26 年度)	5,000 人
外国人宿泊者数	2,031 人 (平成 26 年)	4,000 人

- 戦略・機能的な推進・マネジメント体制の整備
 - 中間支援機能の確立・強化
- 国際的な観光交流の促進
 - インバウンド^(注)人材育成 ➢ インバウンドの観光宣伝の充実

注) インバウンド：主に外国人による海外から日本への観光のこと

⑤ 新たな観光交流の創出

【重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値 (基準年次)	目標値 (平成 32 年度)
本市において合宿等を実施した全日本クラス以上またはプロのスポーツ団体の年間団体数	3 団体 (平成 26 年度)	8 団体
総合運動施設（多目的施設を含む。）の年間利用者数	8 万人 (平成 26 年度)	17 万人
新たな観光・交流の創造に資するプランの策定及び施設整備着手件数	—	3 件

○ スポーツツーリズム

- 多目的施設の整備 ➢ 総合運動施設の都市公園としての整備
- 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会関連合宿等の誘致
- 千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致

○ メディカル・ヘルスツーリズム

- 観光振興基本計画の策定及び推進

○ 新たな観光・交流資源の整備

- 前原・横渚海岸周辺・海辺の魅力づくり事業 ➢ 市民ギャラリーの整備
- 社会教育関連施設の整備充実

3. 結婚・出産・子育て ～ 次代を担う健やかな子どもたちを育む

(1) 基本目標

項 目	目標値（平成 32 年度）
合計特殊出生率	1.50
結婚希望実績指標	80%
○次に掲げる市民アンケート調査の結果	
・ 保育サービスの充実、施設の整備に満足する市民の割合	50%（平成 25 年度 19.1%）
・ 子育て支援施策の促進に満足する市民の割合	30%（平成 25 年度 16.3%）
・ 若年世代（10～40 代）の定住意向	80%（平成 25 年度 70.8%）

(2) 施策の方向

結婚し、子どもを産み育てようとする若い世代の希望を実現するため、婚活を支援する取り組みを進めるとともに、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行います。

また、多子世帯への支援や医療費負担の軽減などを通じて子育て世帯の経済的安定を図るとともに、民間事業者による認定こども園等の整備を支援し、子ども・子育て支援環境の整備を加速度的に進めます。

さらに、幼保一元化、学童保育の実施に伴う就学児童の保育環境の充実や、学校教育における小中一貫校の設置、土曜スクールの推進など、特色ある教育環境を大きな強みと認識し、引き続き、その充実ときめ細やかな対応を図るとともに、地域に愛着を持てる教育の推進などに取り組みます。

(3) 重点施策

① 子育てのトータルサポート

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなっており、妊娠、出産及び子育てに係る妊産婦等の不安や負担が増えています。

そこで、結婚から妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目のない支援の強化を図るため、子育てに関する総合相談窓口を設置するとともに、産前産後ケアや在宅、地域における子育て支援に向けた体制づくりを進めます。

展開の方向1 子育て総合相談窓口の設置

- ・多岐にわたる出産・子育て等の相談に対してワンストップで対応するため、総合相談窓口を設置するとともに、保健師や社会福祉士、医療機関、子育てサークル等との連携を図り、多職種による相談支援体制を構築します。

展開の方向2 産前・産後ケア

- ・産前・産後の不安や家事等の心身の疲れを持つ母親とその子どもを支援するため、専門スタッフによる相談、家事支援等のサービス提供について、地域や民間企業を含めた体制づくりを進めます。

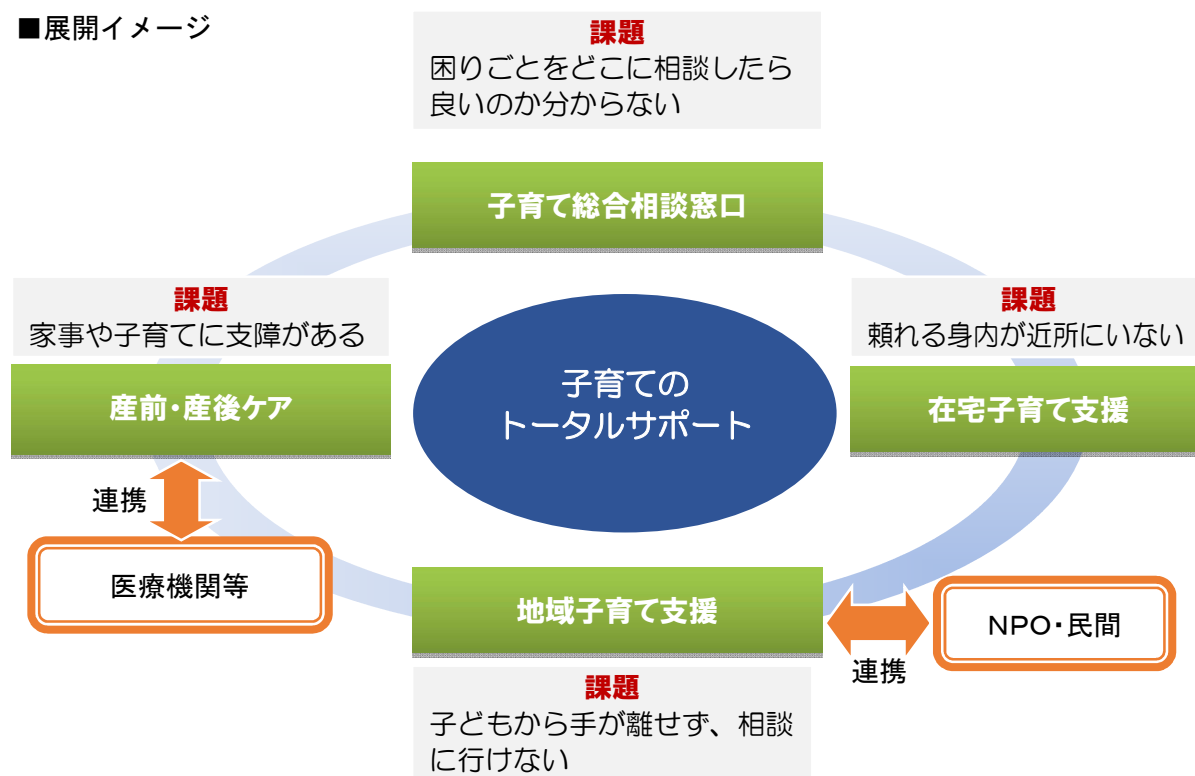
展開の方向3 在宅子育て支援

- ・保健師や社会福祉士等の専門家が在宅の母子を訪問し、育児支援等のサポートを行います。

展開の方向4 地域子育て支援

- ・子育ての大先輩である地域の元気なお年寄り等による子育て支援を促進するとともに、支援者と母子との集いの場の形成を図ります。
- ・地域における子育て世代の交流の場づくりと主体的な活動の促進を図ります。

■展開イメージ



② 鴨川の未来創生（人財育成）

幼保一元化や小中一貫教育など、本市の特色ある教育環境のもとで、未来の鴨川を担う人材である子どもたちを育成するため、本市独自の教育の充実を図ります。

また、地域の協力のもとで、子どもたちが地域の魅力を発見し、その魅力に触れることで自信と誇り、さらには自分たちのまちを元気にしたいと想う気持ちの芽生えを促し、将来にわたる地域との絆を醸成します。

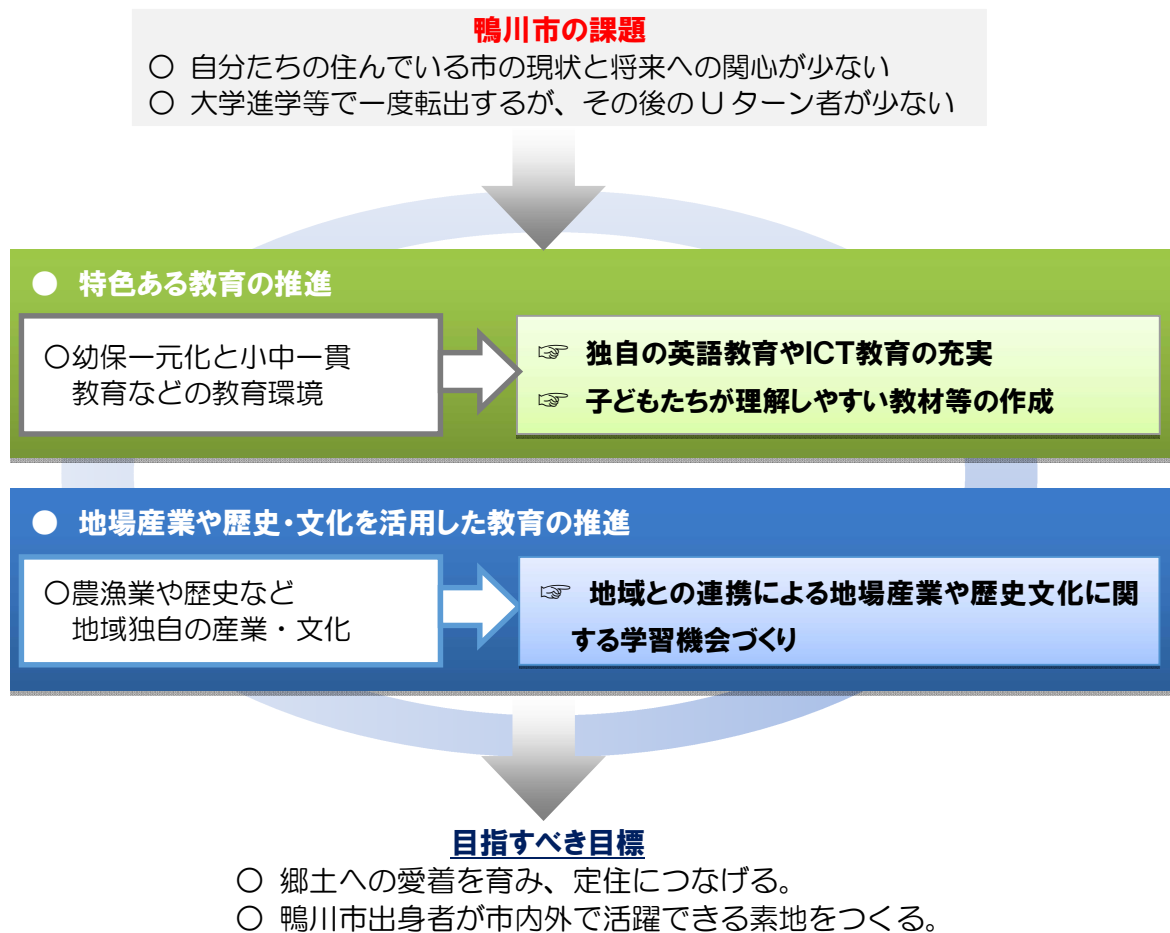
展開の方向１ 特色ある教育の推進

- ・地域の将来を担う優れた人材を育成するため、幼保一元化と小中一貫教育を推進するとともに、独自の英語教育やICT教育の充実、学力レベルに応じて子どもたちが理解しやすい教材・コンテンツの作成など、学力向上に向けた取組みを進めます。

展開の方向２ 地場産業や歴史・文化を活用したふるさと教育の推進

- ・子どもたちの地域への愛着と誇りを醸成し、延いては鴨川市に定着し、又はU I ターンの促進に資するため、地域との連携により、地場産業や歴史・文化に関する学習機会の充実を図ります。

■展開イメージ



(4) 基本的な施策と指標

① 婚活、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

【重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値 (基準年次)	目標値 (平成 32 年度)
結婚事業をきっかけとして婚姻に至ったカップル数（累計）	1 組 (平成 27 年 7 月)	6 組
「子どもがほしいと思う」市民の割合（結婚・出産・子育て等に関する市民アンケート調査）	85.4% (平成 27 年度)	向上

- 婚活の支援
 - 結婚支援事業
- 妊娠・出産・子育ての支援
 - 母子保健の推進 ➢ 歯科保健の推進 ➢ 予防接種の促進
 - 自主的な健康づくりの支援

② 子ども・子育て支援環境の充実

【重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値 (基準年次)	目標値 (平成 32 年度)
認定こども園数（公立施設の移行分を含む）	—	4 園
病児・病後児保育実施施設数	—	1 施設
子育て短期支援事業実施施設数	—	1 施設
子育て支援センターの年間利用者数（延べ数）	6,744 人 (平成 26 年度)	16,170 人
学童保育を利用した児童数	206 人 (平成 26 年度)	356 人
障害児通所支援事業所数	—	1 事業所
「男女の地位は平等になっている」と回答した市民の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	18.2% (平成 27 年度)	25.0%

- 子ども・子育て支援環境の整備充実
 - 教育・保育サービスの充実
 - 地域子育て支援の充実
 - 学童保育の充実
 - 子育て短期支援事業の推進
 - 養育支援訪問事業の推進
 - 障害児通所支援の推進
- 男女共同参画に関する市民啓発の推進
 - 男女共同参画に関する市民啓発の推進

③ 子育てに係る経済的負担の軽減

【重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値 (基準年次)	目標値 (平成 32 年度)
経済的支援の充実を子育てしやすい環境づくりのために重要だと思う市民の割合（結婚・出産・子育て等に関する市民アンケート調査）	61.9% ※速報値 (平成 27 年度)	減少（改善）

- 出産祝金の支給
 - 出産祝金の支給
- 子ども医療費の助成
 - 子ども医療費の助成の拡充

④ 特色ある教育の推進

【重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値 (基準年次)	目標値 (平成 32 年度)
「お子さんは幼稚園生活を楽しく送っている」と回答した保護者の割合（保護者アンケート）	97.0% (平成 26 年度)	100.0%
「お子さんは小学校または中学校生活を楽しく送っている」と回答した保護者の割合（保護者アンケート）	90.4% (平成 26 年度)	100.0%
中学 3 年生で英語検定 3 級程度の能力を有する生徒の割合（英語の学力状況調査）	19.4% (平成 26 年度)	向上
I C T 機器を活用した授業及び学習時間増加数	—	小学校 400 時間 中学校 1,000 時間
大学等との連携による生涯学習プログラムへの年間参加者数（延べ数）	594 人 (平成 26 年度)	650 人

- 新たな幼保一元化の推進
 - 新たな幼保一元化の推進
- 小中一貫教育の推進
 - 小中一貫教育の推進
- 英語教育の充実
 - 英語教育の充実
- 情報化に対応した教育の充実
 - 情報化に対応した教育の充実
- 大学との連携による特色ある生涯学習プログラムの充実
 - 大学等との連携による特色ある生涯学習プログラムの充実

⑤ 郷土への誇りと愛着の醸成（ふるさと教育の推進）

【重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値 (基準年次)	目標値 (平成 32 年度)
放課後子ども教室（土曜スクール）の実施小学校区数	6 小学校区 (平成 27 年 4 月)	8 小学校区
文化財関係の講座・見学会の内容に満足した参加者の割合（参加者アンケート）	65% (平成 26 年度)	75%

- 学校・地域との連携
 - 学校・地域等との連携（学校支援ボランティアの育成と組織化）
 - 青少年育成団体に関する活動の活性化
- 地域学習・ボランティア活動の支援
 - 地域学習・ボランティア活動の支援
- 文化財保護活動の支援
 - 指定文化財保護活動の支援と適正保護の推進
 - 地域の歴史・文化資源の周知と有効活用

4. 地域づくり ～ 持続可能な地域社会を構築する

(1) 基本目標

項 目	目標値（平成 32 年度）
平均寿命	延伸 （平成 22 年男性 79.7 歳、女性 85.8 歳）
健康寿命	延伸 （平成 23 年 65 歳の平均自立期間 男性 17.20 歳、女性 20.14 歳）
地区コミュニティ施設の充実や地域活動の 促進に満足する市民の割合（市民アンケート調査）	40% （平成 25 年度 19.1%）

(2) 施策の方向

安心して暮らせる地域コミュニティを維持・再生するため、移住者を含め、若い世代や元気な高齢者、市民活動団体が連携し、地域で支えあう体制づくりを促進します。

また、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の合宿誘致などを契機として、誰もが暮らしやすいまちづくりを加速するとともに、市民がライフステージに応じてスポーツを楽しみ、充実した医療環境のもとで健康づくりに取り組むことのできる環境の整備を進めます。

さらに、高齢者が住みなれた地域で安心して持続的に暮らすことができるよう、介護予防や生活支援等のサービスが在宅医療・介護サービスとして提供される在宅医療拠点の形成のための体制を構築するなど、地域包括ケアの充実に向けた取組みを進めます。

そして、人口の減少等の動向に対応し、交通ネットワークの再編を進めるとともに、公共施設及びインフラ資産等の最適化を図るため、公共施設等の適切な維持管理を計画的に進めます。

特に、学校の統廃合等によって生じた学校跡地等遊休施設については、全市的なまちづくり及び地域活性化の観点から有効に活用していくため、新たに生じる行政需要への対応など、多様化、高度化する市民ニーズ、将来のまちづくりへの備えなどを考慮し、将来を見通した活用を進めます。

(3) 基本的な施策と指標

① 安心して暮らすことができる地域コミュニティの維持・再生

【重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値 (基準年次)	目標値 (平成 32 年度)
自治組織への加入率	61.9% (平成 27 年 6 月)	63.9%
まちづくり支援補助金を活用した活動団体数	28 団体 (平成 27 年 5 月)	53 団体

- 防災対策の強化
 - 地域における自主防災組織の育成支援
- 自治組織の維持・確保
 - 自治組織への加入促進
 - 新たな自治組織の立ち上げ支援
- 地域を支える人材の育成・確保、地元定着の促進（再掲）
 - 過疎地域における活性化施策の総合的な推進（再掲）
 - 大学との連携による地域の課題解決と活性化の促進（再掲）
- 市民提案によるまちづくりの支援
 - 市民提案によるまちづくりの支援

② 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の合宿誘致などを契機としたユニバーサルデザインによるまちづくり

【重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値 (基準年次)	目標値 (平成 32 年度)
公共施設の安全性（段差解消や手すりの使いやすさ）に不満をもつ市民の割合（市民アンケート調査）	45.3% (平成 25 年度)	減少 (改善)

- バリアフリーのまちづくりの推進
 - バリアフリーのまちづくりの推進

③ ライフステージに応じた健康づくりの促進

【重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値 (基準年次)	目標値 (平成 32 年度)
自分が健康だと思う市民の割合（高齢者保健福祉計画等の策定に関する市民アンケート調査）	40～64 歳 80.7% 前期高齢者 79.1% 後期高齢者 69.2% (平成 26 年度)	向上
高齢者に占める要介護認定者の割合	18.7% (平成 27 年 4 月)	22.4% (増加率の抑制)

- 自主的な健康づくりの促進
 - 健康づくり活動の促進 ➢自主的な健康づくりの支援
- スポーツ施設の整備充実（再掲）
 - 多目的施設の整備（再掲）
 - 総合運動施設の都市公園としての整備（再掲）
- 介護予防の推進（高齢者の社会参加の促進）
 - 地域支援事業（介護予防事業の推進） ➢介護予防の推進
 - シルバー人材センターの活用

④ 高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる環境づくり（地域包括ケアの充実）

【重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値 (基準年次)	目標値 (平成 32 年度)
コミュニティバスの年間利用者数（延べ数）	36,068 人 (平成 26 年度)	41,661 人
見守り協定を締結した事業所数	10 事業所 (平成 27 年 3 月)	26 事業所
福祉総合相談センター新規相談受付件数	880 件 (平成 25・26 年度平均)	現状維持

- 生活交通の充実
 - コミュニティバスの運行
 - 公共交通の利用促進
- 総合相談体制の充実
 - 総合相談体制の充実
- 在宅医療・介護の連携の促進
 - 在宅医療・介護連携の推進
 - 医療・福祉等関係者間における利用者支援情報ネットワークの整備検討
- ひとり暮らし高齢者等の支援
 - 緊急通報システムの整備等
 - 高齢者世帯等の安否確認
- 見守りネットワークの形成
 - 見守りネットワークの形成

⑤ ファシリティマネジメントの強化

【重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値 (基準年次)	目標値 (平成 32 年度)
「市有財産の適正な管理」に不満をもつ市民の割合（市民アンケート調査）	21.5% (平成 25 年度)	減少 (改善)
特定空き家の情報提供件数に対する改善件数の割合	20% (平成 27 年 6 月現在)	30%
学校跡地等遊休施設（18 施設）のうち活用方策等を定めた施設数	—	18 施設

- 公共施設等の総合的な管理の推進
 - 公共施設等総合管理計画の策定
- 学校跡地等遊休施設の活用
 - 学校跡地等遊休施設の活用
- 空き家対策の推進
 - 空き家対策の推進
- 市立国保病院のあり方の検討
 - 市立国保病院の充実（再掲）



鴨川市第3次5か年計画 一各論一
第1章 快適で暮らしやすい交流拠点のまち

第1節 市街地の整備

現状と課題

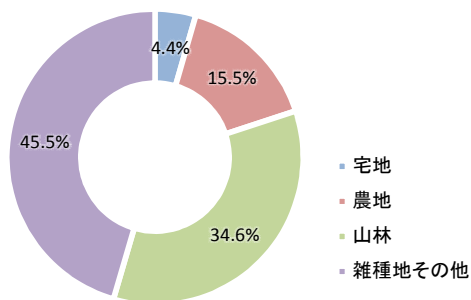
本市の市街地は、沿岸部を中心に住宅地や商業施設、観光施設が混在する形態となっています。都市化の流れは周辺地域に新しい市街地を形成する一方、旧市街地では、空き店舗の増加や建物の老朽化が進行しています。

今後は、平成 28 年に改定する都市計画マスタープランに基づき、旧市町村が一体となった都市計画のもと、社会情勢の変化や地域の実情に応じた、総合的かつ計画的な市街地の形成を進める必要があります。

また、本市の都市形成の核である安房鴨川駅周辺については、本市の玄関口であり、交通拠点であることを踏まえ、更なる利便性・安全性の向上を図る必要があります。

他方、太海望洋の丘においては、本市の学術・文化・交流の拠点として、大学関連教育研究施設の更なる拡充を促進することが必要です。

■土地利用の状況



(平成 27 年度固定資産概要調書)

写真

基本方針

地域の特性を活かし、景観にも配慮した市街地の再生と創出に向け、都市計画マスタープランに基づき、計画的な市街地整備を推進します。そのため、都市計画区域の再編や用途地域の見直しに向け、必要となる検討を進めます。

また、安房鴨川駅については、西口広場に設置された関係設備の更新を進め、より利便性と安全性の高い空間の形成を進めます。

加えて、太海望洋の丘における大学関連教育研究施設の更なる拡充を促進し、若者が学び、交流する魅力的な市街地の整備を図ります。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
「都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用」に不満を持つ市民の割合（市民アンケート調査）	17.1 % （平成 25 年度）	12.0 %	
要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率	0 % （平成 27 年度）	100.0 %	
太海望洋の丘に立地する大学関連教育研究施設等における機能拡充施設数（累計）	—	3 施設	計画期間内の累計

施策・事業内容

○ 良好な市街地環境の形成

事業名	事業内容	担当課
都市計画区域の再編及び用途地域の見直し検討	社会情勢の変化や地域の実情に柔軟に対応し、総合的かつ計画的な都市づくりを推進するため、都市計画区域の再編や用途地域の見直しに向けた検討を進めます。	都市建設課

○ 鉄道駅周辺環境の整備

事業名	事業内容	担当課
安房鴨川駅西口広場の整備	本市の玄関口であり、公共交通の乗換拠点ともなっている安房鴨川駅西口広場の利便性と安全性の向上を図るため、 照明灯やベンチの更新、防犯カメラの設置など関連設備の整備を進めます。	都市建設課 消防防災課

○ 特定建築物の耐震化の促進

事業名	事業内容	担当課
特定建築物の耐震化の促進	不特定多数が利用する市内の大規模な建築物などの耐震改修費を補助し、その耐震化を促進します。	都市建設課

○ 太海望洋の丘の拠点機能の充実

事業名	事業内容	担当課
大学関連教育研究施設等の整備・拡充	太海望洋の丘の拠点性を強化するため、同地に立地する大学関連教育研究施設の整備等を促進します。	企画政策課

第2節 居住環境の充実

現状と課題

人口減少・少子高齢化が進行する中、市民の定住と市外からの移住を促進していく観点から、ライフスタイルや価値観の多様化に対応した居住環境の整備が求められており、民間や関係機関との連携のもと、自然環境に調和した良好な住宅地の形成を誘導していく必要があります。

また、古くからの住宅地は、道幅の狭い道路による不整形な街区が多く、環境・景観・

防災・安全などの観点で問題を抱える地区も見られるため、都市計画マスタープランに基づき、市民が住み続けたいと思える居住環境づくりに継続的に取り組むことが求められています。

一方、老朽化した市営住宅は、市営住宅長寿命化計画に基づく建物の長寿命化と、入居者の高齢化に対応した快適な住環境の確保を計画的に進めていく必要があります。

写真または図面



基本方針

安全で快適な居住環境の形成のため、市街地における狭あい道路の拡幅整備を継続的に進めるとともに、民間による宅地開発等の適切な指導を行い、良好な住宅地の誘導を図ります。

また、良質な住宅ストックの形成を図るとともに、これを定住の促進へと結び付けてい

くため、既存住宅の耐震化等のための改修や転入者の新築住宅取得に助成を行います。

市営住宅については、市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理に努めるとともに、高齢者に配慮した居住空間の確保に努めます。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
「住宅環境の充実」に不満を持つ市民の割合（市民アンケート調査）	28.9 % （平成 25 年度）	20.2 %	
住宅の耐震化率	57.9 % （平成 26 年 2 月推計）	95.0 %	
住宅取得奨励金制度の活用による転入者数（累計）	127 人 （平成 27 年 7 月）	282 人	制度開始当初（平成 23 年度）からの累計
市営住宅の入居率	91.9% （平成 27 年 7 月）	100.0%	

施策・事業内容

○ 快適な居住環境の実現

事業名	事業内容	担当課
適正な宅地開発の誘導	関係法令・指導要綱に基づき、民間による宅地開発の適切な指導により、良好な居住環境の誘導を図ります。	都市建設課
狭あい道路の整備	狭あい道路の拡幅整備を推進し、安全で快適な住環境の形成を図ります。	都市建設課

○ 安全で快適な住まいづくりの促進

事業名	事業内容	担当課
住宅の耐震化等の促進	無料建築相談会を開催するとともに、木造住宅の耐震診断や耐震改修等に助成し、住宅の安全性と快適性の向上を図ります。	都市建設課
新規定住に伴う住宅取得の奨励	本市への定住を目的として転入してきた方の新築住宅取得に助成し、定住人口の増加と地域の活性化を図ります。	都市建設課

○ 市営住宅の維持管理

事業名	事業内容	担当課
市営住宅の維持管理	市営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化が顕著となっている住宅の用途廃止を進める一方、供用を継続する住宅については、床の段差解消を図るなど、高齢者に配慮した設備への改修を計画的に進めます。	都市建設課

第3節 道路網の整備

現状と課題

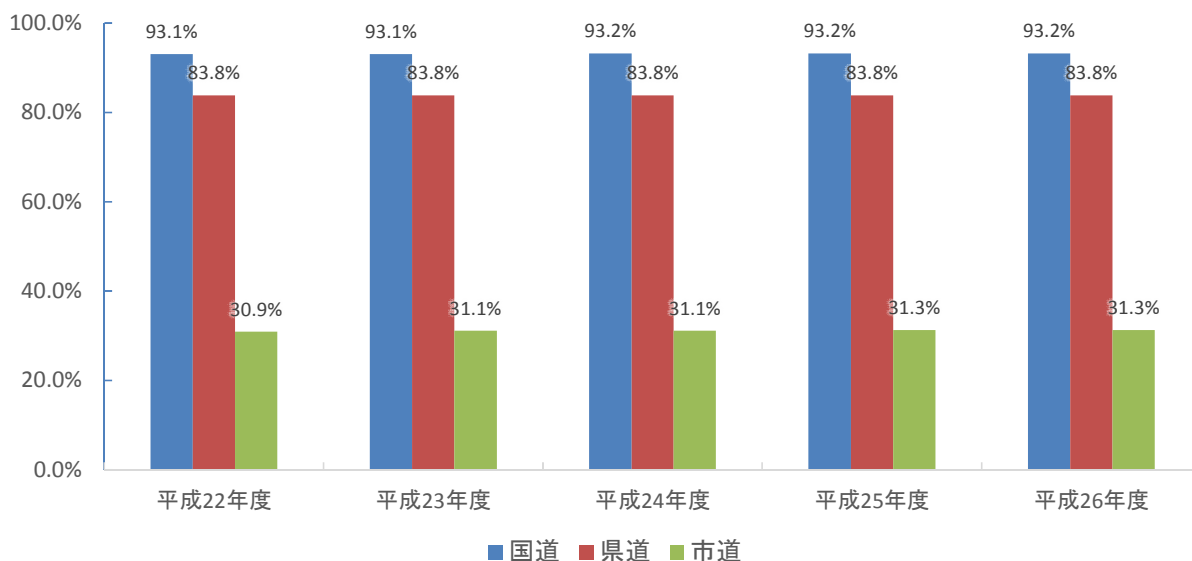
これまで、東関東自動車道館山線や一般国道 127 号富津館山線、首都圏中央連絡自動車道など、本市周辺の高規格幹線道路網の整備は着実に進められており、南房総地域への交通アクセスの向上が図られてきています。一方で、これらと本市を結ぶ国県道については、継続的に整備が進められてはいるものの、千葉県が掲げる県都 1 時間構想や高速道路アクセス 30 分構想の早期実現のためには、関係機関に対して、より積極的な整備拡充を求めていく必要があります。

一方、市道は、平成 26 年度末時点で、総延長 744 km、改良率 31.3%、舗装率

68.8%となっています。このうち、一般市道については、地域内で合意形成が図られた要望に基づき、緊急性、必要性及び公益性などを勘案した総合的な判断のもとに整備を継続していく必要があり、国道 128 号の慢性的な渋滞から回避するための幹線市道については、その整備を計画的かつ着実に推進していくことが求められています。

また、市道に架かる橋梁 286 橋の長寿命化と、舗装・法面・トンネルなどの老朽化対策を計画的に進めていくことも必要です。

■道路改良率の推移



基本方針

広域的な交通ネットワークと、より快適で利便性・安全性の高い道路網の形成を図るため、県との適切な役割分担と連携のもと、市道（幹線道路・生活道路）の整備を進めます。

また、既存の道路施設については、市民の生命を守り、より信頼性の高い道路交通を確保するため、橋梁や舗装、法面等の法定点検と計画的な修繕を進めます。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
市道の改良率	31.3 % (平成27年3月)	31.7 %	
「国・県道など幹線道路網の整備促進」に不満を持つ市民の割合（市民アンケート調査）	47.4 % (平成25年度)	33.2 %	

施策・事業内容

○ 一般市道等の整備		
事業名	事業内容	担当課
生活道路の整備	日常生活に密着した生活道路の利便性・安全性の向上のため、地域ごとの状況と課題を踏まえ、身近な生活道路としての市道の整備を継続的に進めます。	都市建設課
橋梁の維持管理	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、市道に架かる橋梁の補修等を計画的に進め、通行時の安全確保を図ります。	都市建設課
舗装及び法面等の維持管理	市道のうち、舗装や法面、盛土、擁壁等の老朽化が進んでいる箇所について、修繕計画に基づき計画的に補修等を進め、その維持管理を行います。	都市建設課
○ 幹線道路の整備		
事業名	事業内容	担当課
国・県道の整備促進	本市と他地域を結び、都市の骨格を形成する主要幹線道路などの整備を促進するため、インターチェンジへのアクセス向上や交差点改良、未改良区間の整備などについて、関係市町と連携して国や県に対する要望活動を進めます。	都市建設課
幹線市道の整備	国・県道の慢性的な渋滞緩和を図り、より安全かつ円滑な道路交通を実現するため、市道貝渚大里線の整備を進めます。	都市建設課

写真または図面

第4節 公共交通網の充実

現状と課題

本市の公共交通は、JR 外房線と内房線の結節点でもある安房鴨川駅周辺を中心として放射状に形成されており、地域間の移動を担う手段としては、鉄道が海岸沿いに運行しているほか、東京及び千葉市方面へのアクセス手段である高速バス、近隣市町村との間を結ぶ急行・幹線バスが運行しています。市内においては、民間事業者により、路線バス及びタクシーが運行されているほか、本市においてもコミュニティバスを運行しています。

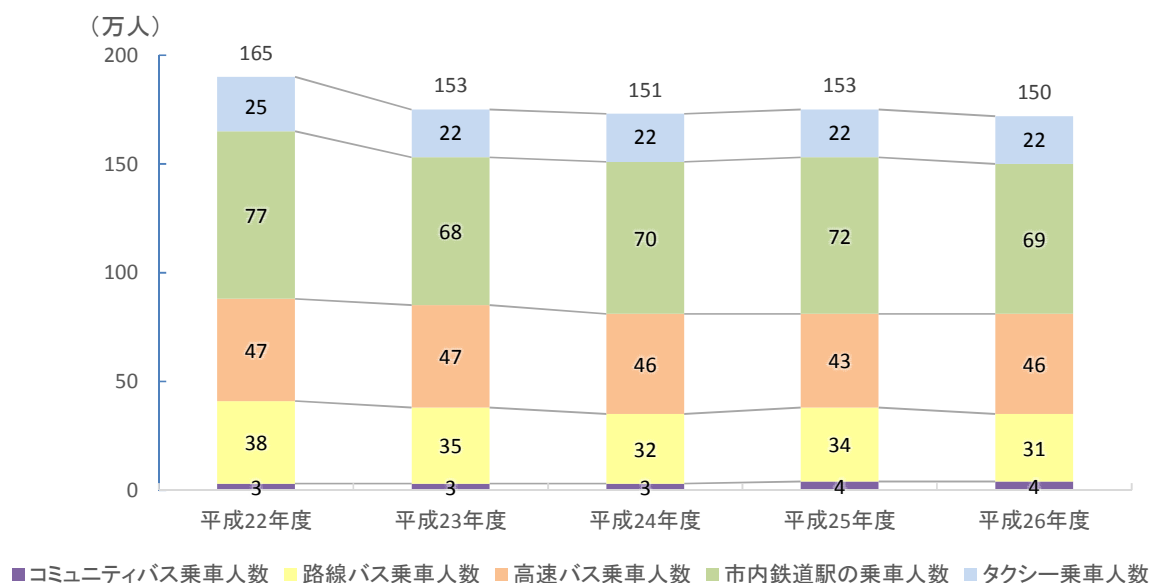
公共交通機関の利用者数は、自家用車の普及などに伴って減少傾向が続いているものの、

地域の高齢化が進展していることから、その重要性は着実に増してきています。

今後も、マイカーを持たない地域住民の日常的な利用はもとより、観光面での二次交通手段の提供という観点からも、身近な公共交通の維持・確保を図ることが必要です。

また、既存の公共交通の維持確保とサービス水準の充実とともに、道路渋滞や交通事故の発生を抑止する観点からも、公共交通機関の利用を地域ぐるみで促していくための取組みが求められています。

■市内公共交通機関の利用者数の推移



基本方針

地域公共交通網形成計画に基づき、民・官の間における機能分担の明確化と連携の強化を図ることを基本として、将来にわたって持続可能な公共交通網を形成していくための取組みを進めます。

必要に応じて、沿線自治体等との連携を図り、民間事業者に対して各運行路線の利便性の向上を働きかけていくとともに、コミュニティバスをはじめとする市営サービスのより

効果的な運用について継続的に研究を進め、市内公共交通網の更なる拡充を図ります。

また、利用者数の減少傾向を改善し、公共交通のサービス水準を下支えするため、地域ぐるみで利用促進に取り組むとともに、鉄道・高速バスをはじめとする幹線交通の乗換拠点における環境整備について検討を進めるなど、自家用車と公共交通が賢く使い分けられる環境の導出に努めます。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
「公共交通の便の充実」に不満を持つ市民の割合（市民アンケート調査）	45.1 % （平成 25 年度）	31.6 %	
各公共交通機関の年間利用者数の合計（延べ数）	1,756 千人 （平成 25 年度）	1,616 千人	減少率を 1/2 に抑制
コミュニティバスの年間利用者数（延べ数）	36,068 人 （平成 26 年度）	41,661 人	

施策・事業内容

○ 幹線交通の充実

事業名	事業内容	担当課
J R 外房線・内房線の利便性向上の促進	沿線自治体や関係団体との連携のもと、鉄道事業者に対して、ダイヤ改正及び施設整備を要請していきます。	企画政策課
高速バスの利便性向上の促進	高速バス事業者に対して、ダイヤ改正や待合設備・運行路線の改善を要請していきます。	企画政策課

○ 生活交通の維持確保

事業名	事業内容	担当課
民間バス路線の利便性の維持・確保	バス事業者に対して、更なる利便性の確保を要望するとともに、関係団体と連携し、近隣市町村間を結ぶバス路線の確保に関して協議を進めます。	企画政策課
コミュニティバス等の運行	民間のサービスを効果的に補完する市営の公共交通として、乗り継ぎ利便性やサービス水準に関する検討を継続的に行いつつ、コミュニティバスの運行を図ります。また、デマンド型乗り合いタクシーをはじめとする新たな公共交通システムの導入方策についても、これと並行して検討を進めます。	企画政策課
大学線の運行確保	鴨川駅と太海望洋の丘に立地する各施設を結ぶ交通手段を確保することを主な目的として、太海望洋の丘路線バスの運行確保を図ります。	企画政策課

○ 地域公共交通網の維持確保・充実

事業名	事業内容	担当課
公共交通の利用促進	市内の公共交通サービスに関する情報の一元化や待合空間の改善など、その利用促進に向けた取組みを関係団体等との連携のもと進めます。	企画政策課
地域公共交通網形成計画の推進	地域の公共交通網を持続可能なかたちで維持・形成していくため、法定協議会等の場を活用し、地域公共交通網形成計画の評価・推進を図ります。 また、デマンド型乗合タクシー等の新たな公共交通システムの導入についても検討を進めます。	企画政策課
パーク・アンド・ライド環境の整備	高速バスや鉄道といった幹線交通の乗換拠点近くまで自家用車で移動し、公共交通機関に乗り換えるような利用方法（パーク・アンド・ライド）がより容易となるよう、その環境整備について検討を進めます。	企画政策課

第5節 上下水道の整備

現状と課題

本市の水道事業は、近年、人口の減少、生活様式の多様化、節水器具の普及や大口需要者による自己水源の活用等により、水需要が低下の傾向にあり、平成26年度末の給水状況は、給水戸数17,991戸、給水人口34,511人、加入率99.4%で、年間総給水量は5,435,020㎥となっています。

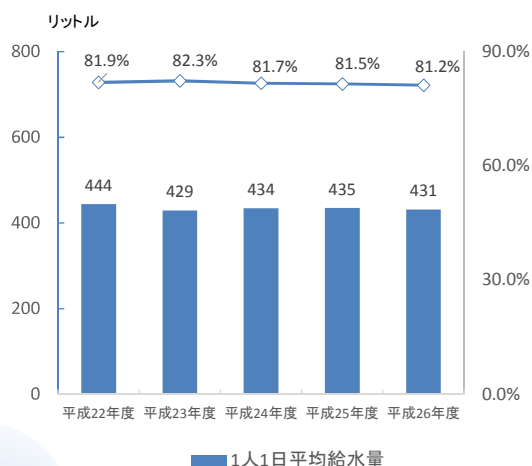
一方、水道施設としては、5つの浄水場を中心に、南房総広域水道企業団から受水する2つの配水場のほか、地形的な状況から多くの加圧ポンプ所などの配水施設を擁しており、水道管の総延長も約381kmに及んでいます。この中には創設当時の施設も多く、その維持管理や修繕の経費は年々増加しています。

今後は、水道事業が、拡張の時代から維持管理の時代へと、大きな転換期を迎えていることを踏まえ、将来の水需要の予測に基づき、計画的な施設の整備と運営、さらには水道事業の健全性の確保に取り組み、持続可能な運営基盤の確立を図ることが求められます。

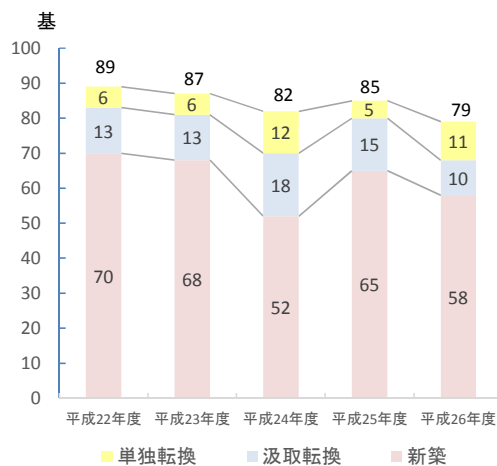
また、本市の公共下水道は未整備であることから、生活排水を浄化し、河川や海域の水質を保全していくための汚水処理は、主に合併処理浄化槽により対応しており、今後も、意識啓発を図りながら、この普及拡大に努めていく必要があります。

さらに、近年、台風や豪雨などの発生頻度が増している中、浸水被害が見られる地区もあるため、この対策としての排水機能の強化が求められています。

■1人1日平均給水量と有収率の推移



■家庭用小型合併処理浄化槽の新設・転換基数（補助金申請数）



基本方針

安全・安心な水を将来にわたって安定的に供給できるよう、水需要の予測を踏まえ、水道事業の健全性を維持しつつ、水道施設の整備と維持管理並びに老朽化が進んでいる施設・設備の更新を計画的に実施します。

また、公共用水域の水質保全と、衛生的で快適な生活環境の確保のため、生活排水対策

として、合併処理浄化槽への転換を継続的に促進します。

さらに、市街地における浸水被害の解消を目指し、排水路等の適切な設置による雨水等処理機能の維持・向上を図ります。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
(注) 残留塩素濃度の目標達成率	87.39 % (平成 26 年度)	88.39 %	
汚水処理人口普及率	40.6 % (平成 26 年度)	50.0 %	

注) 残留塩素濃度：衛生上必要な措置として、蛇口で 0.1 mg/L 以上であることが義務付けられています。
また、濃度が高いと塩素のにおいがすることから、上限は 1.0 mg/L (水質管理目標値) とされています。

施策・事業内容

○ 安全で良質な水の安定供給

事業名	事業内容	担当課
水道施設、浄水設備及び配水施設等の更新	老朽化した浄水設備等の更新・改良を計画的に進め、給水の安定性を確保します。	水道局
配水管等の維持・管理	既設配水管等の適正な維持管理・更新に努め、安全で良質な水を安定的に供給します。	水道局
適正な浄水処理の実施	水質検査計画に即し、最新の科学的知見等に基づく水質基準等の見直しに随時対応するとともに、水源から給水までの水質変化に合わせた適正な検査と浄水処理を実施します。	水道局
広域水道事業への出資・補助	南房総広域水道企業団への出資・補助を行い、貯水、取水、浄水等の諸施設の効率的な運用と長期的かつ安定的な水源の確保を図ります。	財政課

○ 専用水道等の安全確保

事業名	事業内容	担当課
専用水道等の適正管理の促進	専用水道・簡易専用水道等の施設の適正な設置及び管理を指導し、健康被害事故の未然防止を図ります。	環境課

○ 下水処理機能の充実

事業名	事業内容	担当課
合併処理浄化槽の設置促進	単独処理浄化槽や汲取り式から家庭用合併処理浄化槽への切換えに助成し、生活排水の適正処理を促進します。	環境課
雨水排水路の整備	近年、発生頻度が増している豪雨等への対策として、市内に整備された排水路の適正な維持管理に努めるとともに、浸水被害が多くみられる前原・横渚地区において排水機能の強化を図ります。	都市建設課



鴨川市第3次5か年計画 一各論一
第2章 環境と調和した安心・安全のまち

第1節 環境施策の推進

現状と課題

本市は、南房総国定公園、県立養老溪谷奥清澄自然公園、県立嶺岡山系自然公園に指定されるとともに、海山問わず豊かな自然・景勝地に恵まれていることから、これを快適で豊かな生活の源泉として、また重要な観光・交流資源の一つとして、大切に守り育ていく必要があり、これらの取組みを総合的かつ計画的に進めていくことが求められます。

また、環境を取り巻く情勢は、東日本大震災と福島第一原子力発電所における事故の影響や大陸の経済発展による大気汚染の広がり、地球温暖化に伴うものと推察される異常気象

による被害の深刻化など、大きく変化しています。

これに伴い、本市においても、安心・安全で快適な生活を確認するため、空間放射線量など、大気・水質等の身近な生活環境に関する調査についても、継続して取り組みつつ、更なる環境美化に向けた啓発や市民活動への支援、加えて温室効果ガス排出量の削減にも力を入れていく必要があります。

写真

写真

基本方針

環境基本計画に基づき、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができ、持続的発展が可能な社会を構築していくことを基本として、地球温暖化対策の推進、大気・水質をはじめとする生活環境の保全、豊かな自然環

境や景観の保護・保全などに関する取組みを進めていきます。

また、環境美化に関する意識啓発等にも積極的に取り組み、地域の環境保全に関して、市民、事業者、行政が連携しながら施策を推進します。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
温室効果ガス排出量	49,906 t-CO ₂ (平成 24 年度)	47,410 t-CO ₂	
「公害防止等の環境保全施策の推進」に不満を持つ市民の割合 (市民アンケート調査)	13.0 % (平成 25 年度)	10.0 %	
不法投棄物の撤去量 (年間撤去量)	19.5 t (平成 26 年度)	15.0 t	

施策・事業内容

○ 環境施策全般の総合的な推進

事業名	事業内容	担当課
環境基本計画の策定及び推進	環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たな環境基本計画を策定するとともに、これを推進します。	環境課

○ 地球温暖化対策の推進

事業名	事業内容	担当課
地球温暖化対策実行計画の推進	地球温暖化対策実行計画に基づく取組みを推進し、温室効果ガスの排出削減を図ります。	環境課
住宅用省エネルギー等設備の設置促進	太陽光発電システムや燃料電池システムをはじめとする住宅用の省エネルギー設備に助成し、環境負荷の軽減とエネルギーの効率的な利用を促進します。	環境課
エコカーの導入	温室効果ガスの排出削減が高く低燃費なエコカーへの公用車の更新を計画的に進めます。	財政課

○ 生活環境の保全施策の推進

事業名	事業内容	担当課
生活環境に関する調査等の実施	大気・水質・空間放射線量・自動車騒音など生活環境の安全性・快適性に関する調査を常時または定期的に実施し、結果等を公表します。	環境課
EM活性液の放流等の促進	生活雑排水等を浄化し、河川をはじめとする公共用水域の水質改善を図るため、EM活性液の市民への配布及び河川放流を引き続き拡大・促進します。	環境課

○ 自然環境・景観の保護・保全施策の推進

事業名	事業内容	担当課
適正な土砂埋立て等の監視	土砂等の埋立てなどによる土壌汚染及び災害発生を未然に防止し、住民生活の安全確保と生活環境の保全を図るため、許可審査及び事業期間中の適切な監視指導を行います。	環境課
不法投棄監視員及び監視用カメラの設置	主要な不法投棄箇所に監視用カメラを設けるとともに、不法投棄監視員を設置し、県警察環境監視員との連携のもと、不法投棄の未然防止及び指導体制の強化を図ります。	環境課

○ 環境美化に関する啓発活動等の推進

事業名	事業内容	担当課
環境美化等に関する啓発・学習の促進	市内の各小中学校を対象に、花いっぱい運動を推進するとともに、小学生を対象に廃棄物処理施設などについての学習の機会を提供するなど、広く環境美化等の啓発を図ります。	環境課
環境美化活動を行う団体等の支援育成	地域の自発的な美化活動やよりよい生活環境づくりを目指した活動を支援し、関係団体の支援・育成を図ります。	環境課
ごみゼロ運動等の実施	市民の環境美化意識の向上と、ごみの適正処理、再資源化に関する啓発を図るため、市内全域を対象としたごみゼロ運動等を実施します。	環境課

写真または図面

第2節 公園・緑地の整備

現状と課題

公園や緑地は、市民のレクリエーション空間であるとともに、自然とのふれあいを提供するなど重要な役割を担っています。

市内には、12箇所の市立公園と7箇所の子どもの遊び場のほか、「モミ・ツガのみち」など3ルート of 首都圏自然歩道があります。

今後は、既存施設の適切な維持・管理に努めるとともに、多様化する利用者のニーズに合わせて、市民の生活に潤いを与える場として、さらには観光・交流のより一層の振興を支える場として、本市の特色を活かした公園の整備を進めていくことが求められています。

写真

写真

基本方針

生活の憩いの場としての身近な公園の適切な維持管理に努めるとともに、スポーツ観光の拠点施設でもある総合運動施設の都市公園としての整備に取り組み、ランニング・ウォーキングをはじめとする新たな利用者ニーズへの対応と併せ、交流人口の増加にも寄与する地域資源としての機能強化を進めます。

また、四季を通じて、豊かな自然とふれあうことができる首都圏自然歩道の機能確保に引き続き努めます。

さらに、主要国道等の美化花壇の植栽等を実施するとともに、これを活用したスポーツイベントを開催し、緑あふれる花のまちとしての情報発信を行います。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
市民1人当たりの公園面積	5.8 m ² /人 (平成27年度)	9.8 m ² /人	
「花壇の設置など環境美化の推進」に満足する市民の割合（市民アンケート調査）	42.2 % (平成25年度)	50.0 %	

施策・事業内容

○ 公園・緑地の整備

事業名	事業内容	担当課
総合運動施設の都市公園としての整備	総合運動施設を都市公園法に基づく都市公園として位置付け、市民が憩い、健康の増進を図るために、ランニング・ウォーキングをはじめ多目的に利用できる拠点として整備を進めます。	スポーツ振興課
身近な公園の維持管理	レクリエーションや憩いの場として、市民が多目的かつ身近に利用できる、市立公園や子どもの遊び場の維持確保を図ります。	都市建設課 子ども支援課

○ 首都圏自然歩道の維持管理

事業名	事業内容	担当課
首都圏自然歩道の維持管理	豊かな自然にふれあいながら、四季を通じて手軽に楽しく、安全に歩くことができる首都圏自然歩道の巡視と維持管理を適正に実施します。	都市建設課

○ 国道等美化花壇の整備

事業名	事業内容	担当課
美化花壇の植栽・管理	主要国道等の花壇への花の植栽等を年間を通して実施するとともに、これを活用したスポーツイベントを開催し、花のまちとしての情報発信を行います。	環境課

写真または図面

第3節 環境衛生対策の充実

現状と課題

本市のごみ量は、事業系ごみの占める割合が平成24年度で36.6%と、県平均の26.9%と比較して高く、1人1日当たりごみ排出量を見ると、近年は減少傾向にあるものの、全国や県の平均よりも多くなっており、今後も、適正な分別収集とともに、資源ごみの集団回収などをより一層促進し、ごみの減量化と再資源化を進めていく必要があります。

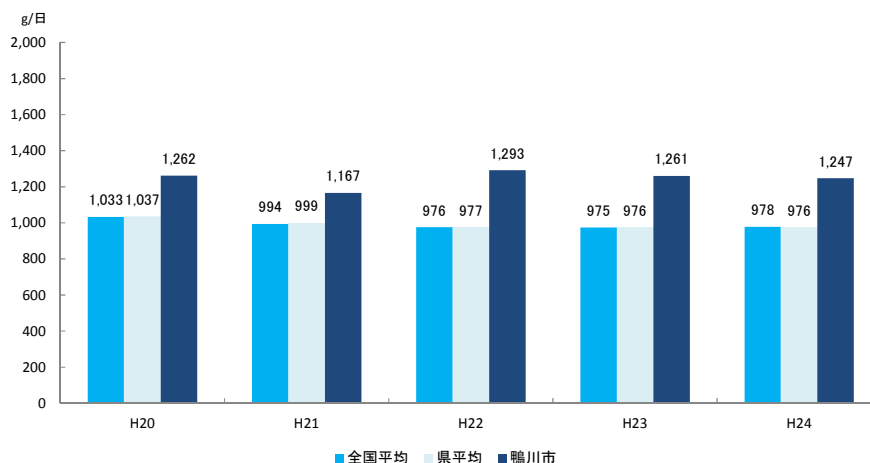
また、ごみの処理施設・収集運搬体制に目を転じると、現在、安房郡市広域市町村圏事務組合によりごみ処理広域化事業が進められているため、この進捗を踏まえながら、市内のごみを一括して処理している鴨川清掃セン

ター稼働期間内における施設の維持管理と、広域処理施設稼働後に向けた収集運搬体制の構築に並行して取り組むことが求められます。

一方、し尿処理については、衛生センターの基幹的設備の改良などに引き続き取り組み、施設の長寿命化と併せて、安定的かつ経済的な処理体制を確立することが必要です。

加えて、衛生的な環境を将来にわたって保全していくため、安房郡市広域市町村圏事務組合により運営されている火葬場施設の適正運用や狂犬病の予防対策などについても、確実に実施していくことが求められます。

■1人1日当たりのごみ排出量



基本方針

分別排出の徹底やごみの減量化・資源化に努めることを基本として、中長期的視野のもと、資源循環型社会の構築を目指します。

その中でも、安房郡市広域市町村圏事務組合が主体となって推進するごみ処理広域化事業に関しては、収集から処理に関する廃棄物等の流れが一新される事業であることから、十分な検討協議に加え、市民や事業者への周知等に取り組めます。

また、し尿や汚泥の安定的な収集・処理を将来にわたって確保するため、衛生センターの基幹的設備の改良に引き続き取り組み、施設の長寿命化とともに環境にやさしく経済的な処理体制の整備を図ります。

加えて、衛生的な環境を将来にわたって保全していくため、広域的に運用する火葬場の円滑な運営についても、確実かつ適正に維持していきます。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
1人1日当たりのごみ排出量	1,247 g/人・日 (平成24年度)	1,151 g/人・日	
リサイクル率	22.0 % (平成24年度)	25.0 %	

施策・事業内容

○ ごみ処理体制の確立と関連する収集・処理・処分施設の整備充実

事業名	事業内容	担当課
一般廃棄物処理基本計画の推進	ごみ等の減量化・資源化を計画的に推進するとともに、ごみ処理広域化の動向に合わせて計画の見直しを実施し、循環型社会の更なる形成を促進します。	環境課
ごみ集積施設等の設置促進	ごみ集積場所に搬出されたごみの散乱防止のため、集積施設の整備や鳥獣よけネットの購入に助成します。	環境課
ごみの広域処理の推進	安房郡市広域市町村圏事務組合によるごみ処理広域化を推進するとともに、これに併せて、市内の収集運搬体制の再構築、現有職員の適正配置等を図ります。	環境課 清掃センター
一般廃棄物最終処分場等の適正な維持管理	天津小湊一般廃棄物最終処分場について、残余容量を的確に把握し、適正な維持管理を行います。 また、廃止されている天津小湊清掃センター跡地の安全確保を図るため、焼却施設の煙突等の取壊しを行います。	清掃センター
ごみ収集車両の更新	ごみの収集業務を安定的に実施するため、収集車両を計画的に更新します。	清掃センター
安定焼却のための施設機能の維持確保	ごみ処理広域化への移行を見据えつつ、現清掃センターの安定稼働を図るため、計画的な補修・修繕を行います。	清掃センター

写真または図面

○ ごみの減量化、再資源化の推進		
事業名	事業内容	担当課
ごみの排出抑制と負担の公平化	ごみ指定袋制度により、ごみ排出量の減量化と処理費用の負担の公平化を図ります。	環境課
資源ごみ回収の促進	地域団体などが実施する資源ごみの集団回収活動をその実績に応じて支援し、ごみの再資源化の促進と団体の育成を図ります。	環境課
生ごみ処理容器等の普及促進	各家庭から排出される生ごみの自家処理と堆肥化等による再利用を促進するため、処理容器等の購入に助成し、この普及促進を図ります。	環境課
焼却灰の効率的で安全的な処理	清掃センターの焼却処理から生じる焼却灰の再資源化を進めます。	清掃センター
○ し尿及び浄化槽汚泥の計画収集、施設の整備及び適正な維持管理		
事業名	事業内容	担当課
し尿収集車両の更新	し尿収集業務を安定的に実施するため、収集車両を計画的に更新します。	衛生センター
し尿処理施設の長寿命化	処理施設の長寿命化を図るため、基幹的設備の更新等を計画的に実施します。	衛生センター
○ 火葬場の整備充実		
事業名	事業内容	担当課
火葬場の整備充実	安房郡市広域市町村圏事務組合により、広域的に火葬場を運営し、その適切な維持管理を行います。	環境課
○ 公衆衛生対策の充実		
事業名	事業内容	担当課
狂犬病予防対策の推進	県や県獣医師会との連携のもと、犬の登録を促進するとともに、狂犬病予防注射を実施します。	環境課

写真または図面

第4節 消防・防災対策の充実

現状と課題

東日本大震災の発生後、市民の防災意識の高まりとともに、「事前防災」や「減災」に関する取組みが強く求められており、いつ発生するかわからない大規模な自然災害に対して、平時に可能な対策を積み上げていくことが特に必要とされています。

これまで本市においては、市内各地域の様々な災害に対する脆弱性を評価した上で、地域防災計画を改定し、これに基づく防災マップの作成・戸別配布、津波避難ビルの指定や海拔表示看板等の設置、関係機関との連携による治山・治水対策などの取組みを、大規模災害の発生に先立ち、優先度をつけて推進してきました。

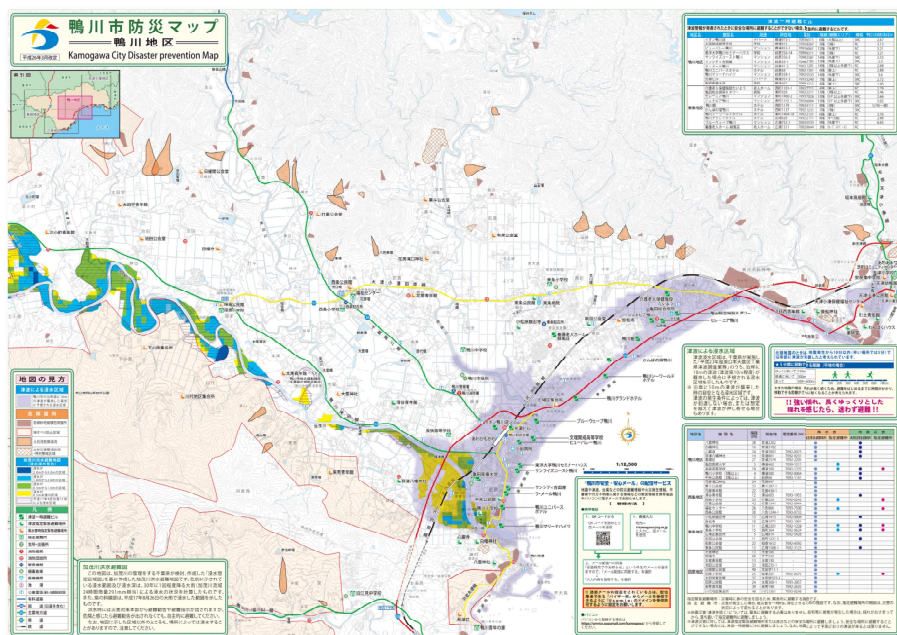
しかし、我が国がおかれた地勢的状况は、多様かつ大規模な災害の発生を想定する必要があることから、求められる備えには限りがない一方、こうした施策を実施するための財源は限られています。

このため、中長期的な視野のもと、引き続き優先度が高い施策からの的確な実施に努めることは当然ながら、今すぐにも発生しうる大規模災害に備えるため、市民が、自らの生命及び生活を守ることができるよう草の根レベルでの地域力の向上を促す取組みを進め、これまで以上に災害に強い地域の創造を図っていく必要があります。

消防・救急体制については、現在、安房郡市広域市町村圏事務組合により鴨川消防署、長狭分遣所、天津小湊分遣所が設置され、常備消防と救急業務が担われている一方、非常備消防として消防団が組織されています。

しかし、近年、消防団員の確保が困難になっていることから、新たな消防団員の確保や組織の総合的な見直しを図るとともに、市や関係機関はもちろんのこと、平時から地域住民も含めた相互の連携を深め、自然災害や特殊災害等の有事への対応の更なる充実を図ることが必要です。

■鴨川市防災マップ（鴨川地区）



基本方針

今後、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があることから、東日本大震災など過去の災害から得られた経験を最大限に活用しつつ、津波避難タワーの整備や防災行政無線子局の増設等をはじめとするハード整備に加えて、市民の意識啓発や有事における避難等の迅速性・確実性を向上させる住民参加型の避難訓練や防災に関する出前講習等のソフト対策を、関係機関との連携のもと継続的に実施し、災害発生時における被害の最小化を図ります。

また、災害発生直後における初期対応の充実を図るため、関係機関との連携を平時から密にするとともに、災害用備蓄資機材等の確実な備蓄や、共助の基盤となる自主防災組織の育成を図ります。

また、広域的な消防・救急体制の更なる充実と併せて、消防団員の活動環境の整備、消防団の持続可能なあり方の検討など、災害発生時に適切に対応できる動員体制を確保するとともに、治山・治水対策の計画的な実施を進め、災害に対して強靱性を持った地域づくりを推進します。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
「自然災害に対する防災対策」において「どちらともいえない」と回答した市民の割合（市民アンケート調査）	42.3 % （平成 25 年度）	30.0 %	災害への備えに対する市民の関心の度合いを評価する趣旨により設定
防災訓練等の年間参加者数（津波避難訓練）	5,882 人 （平成 26 年度）	6,000 人	
防災に関する出前講習等の年間実施回数	14 回 （平成 26 年度）	21 回	
消防団協力事業所の認定数（累計）	—	10 事業所	計画期間内の累計

施策・事業内容

○ 防災対策の強化

事業名	事業内容	担当課
総合防災訓練の実施	災害発生時における人的被害の軽減を図るとともに、初期活動を円滑に実施するため、関係行政機関との連携により総合防災訓練を実施します。	消防防災課
災害用非常食・資機材の備蓄	非常用食料や水、災害用資機材の整備・更新を計画的に進めます。	消防防災課
防災ラジオの整備	防災行政無線による放送の内容を受信可能な防災ラジオの普及を促進し、防災関連情報の伝達の確実性の向上を図ります。	消防防災課
防災行政無線の整備充実	防災行政無線の難聴地域の調査及び地域からの要望に基づき、防災行政無線子局の整備を進めます。	消防防災課
地域における自主防災組織の育成支援	地域の自主防災組織が実施する取組みに対して助成するとともに、地域ごとの防災マニュアル作成を支援するなど、草の根レベルからの防災力の向上を図ります。	消防防災課
防災マップの充実	防災マップに掲載される情報を最新に保つなど、掲載情報の更なる充実に努め、地域住民及び関係行政機関へ配布します。	消防防災課
防災に関する出前講習等の実施	学校の授業やふれあいサロンなど、様々な集まりの機会を捉えて出向き、市民の防災意識向上に向けた講習等を実施します。	消防防災課

○ 高潮・津波・水害対策の推進

事業名	事業内容	担当課
津波避難タワーの整備	津波発生時における市民・観光客等の一時避難場所として、小湊小学校敷地内に津波避難タワーを整備します。	消防防災課
津波避難訓練の実施	津波発生時においては一人ひとりの主体的かつ迅速な避難行動が重要となるため、津波発生に特化した避難訓練を実施します。	消防防災課
海拔表示看板の更新整備	市内の電柱に海拔表示看板を更新整備し、津波避難の目安として広く周知を図ります。	消防防災課
準用河川・普通河川の整備	本市が管理する河川の改修を計画的に実施し、台風や豪雨による河岸の浸食等の未然防止を図ります。	都市建設課
水門の維持管理	市内3箇所の水門（内浦、湊、神明）について、高潮・津波の際に支障なく作動するよう適正な維持管理を行います。	都市建設課

○ 土砂災害対策の推進		
事業名	事業内容	担当課
急傾斜地崩壊対策事業の促進	急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命・財産を保全するため、関係機関と協力して急傾斜地崩壊対策事業の促進を図ります。	都市建設課
土砂災害対策の促進	県が指定した土砂災害警戒区域において防災講習を実施するとともに、関係機関との連携により土砂災害に特化した避難訓練を実施します。	消防防災課
治山・地すべり防止対策の促進	山地災害や地すべりによる災害を未然に防ぐため、関係機関と協力して治山・地すべり防止対策の充実を図ります。	農水商工課 都市建設課
○ 広域的な常備消防・救急体制及び施設・設備の充実		
事業名	事業内容	担当課
広域的な常備消防・救急体制及び施設・設備の充実	安房郡市広域市町村圏事務組合により、常備消防・救急業務を効率的に推進するとともに、救急体制及び施設・設備の充実を図ります。	消防防災課
○ 消防団活動の環境整備及び消防施設・設備の計画的整備		
事業名	事業内容	担当課
消防水利の充実	防火水槽・消火栓等の消防水利を住宅地等の変遷に合わせて新設するとともに、既存施設等の適正な維持管理に努めます。	消防防災課
消防車両等の更新	火災発生時に迅速な消火活動等が行えるよう、消防ポンプ車や車載ホースなどの消防用備品の更新を計画的に行います。	消防防災課
消防団協力事業所表示制度の推進	消防団活動への便宜や団員の加入促進などに協力する事業所を消防団協力事業所として認定し、消防団員の活動環境を整備します。	消防防災課

写真または図面

第5節 交通安全・防犯対策の充実

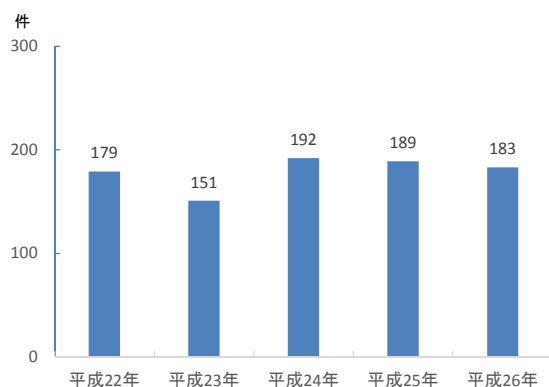
現状と課題

本市における交通事故発生件数は、近年は減少傾向にあるものの、依然として5年前と同程度の水準となっています。また、全国的な傾向として、高齢者が関与する事故の件数が増加しているため、今後も高齢化が進んでいくと考えられる本市にあっても、引き続き高齢者等を対象とした交通安全施策の充実を図っていく必要があります。

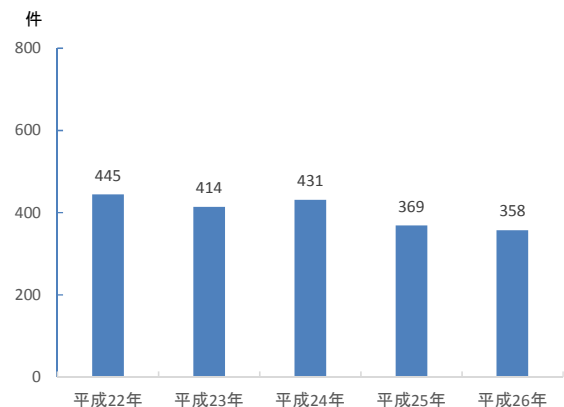
犯罪に関しては、近年、振り込め詐欺などの知的犯罪を中心に、その手口の巧妙化や広域化が進んでいます。

本市の犯罪発生件数は比較的少なく、また減少傾向にあるものの、犯罪の全国的な低年齢化・広域化から、子どもや高齢者等が被害者になる可能性も考えられるため、家庭や学校、地域との連携のもと、規範意識・防犯意識の向上など、犯罪を未然に防止するための環境整備に市民と関係機関等が一体となって取り組むことが求められます。

■交通事故発生件数の推移



■犯罪発生件数の推移



基本方針

交通安全対策として、ガードレールやカーブミラーをはじめとする交通安全施設等の危険箇所への整備を進めるとともに、交通安全意識の向上を図るため、警察や交通安全協会、高齢者福祉団体等との連携のもと、高齢者等の交通安全対策の充実を図るなど、交通事故の発生を未然に防止するための取組みを強化します。

また、犯罪対策として、警察や地域防犯団体等との連携のもと、防犯教育や啓発活動を

推進するとともに、防犯灯の適正配置とLED化を進め、市民ぐるみでの安全・安心なまちづくりを推進します。

さらに、適切な管理が行われていない空き家に関して、その将来的な活用も視野に情報収集を行うとともに、生活環境に深刻な影響を及ぼすものについては、行政指導等の必要な措置を講じます。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
年間交通事故発生件数	183 件 (平成 26 年)	151 件	
年間犯罪発生件数	358 件 (平成 26 年)	322 件	
特定空き家の情報受理件数に対する改善率	20.0 % (平成 27 年 6 月現在)	30.0 %	

施策・事業内容

○ 交通安全対策の推進

事業名	事業内容	担当課
交通安全施設の整備	交通危険箇所にガードレール・カーブミラー等の交通安全施設を設置するとともに、老朽化した施設の更新を進めます。	都市建設課 消防防災課
通学路の安全対策	通学路の合同点検を警察や道路管理者等の関係機関との連携のもと実施し、子どもの登下校の安全確保を図るとともに、通学路安全推進会議において各対策の進捗確認等を行います。	学校教育課 都市建設課 消防防災課 企画政策課
高齢者等の交通安全対策の推進	警察等関係機関との連携により、高齢者を対象とした交通安全教育を推進します。 また、自動車運転免許証を自主返納した方に対する公共交通機関の利用に際しての優遇措置の更なる普及促進を図ります。	消防防災課 企画政策課

○ 防犯対策の推進

事業名	事業内容	担当課
地域防犯活動の促進	関係団体との連携により、防犯に関する講習等を実施するとともに、市民による自主的な防犯パトロール等の活動を促進します。	消防防災課
防犯灯の設置と適正な維持管理	市内に設置された防犯灯機器の適正な更新を実施するとともに、経済性の向上等を図るため LED 防犯灯の設置を進めます。	消防防災課

○ 空き家対策の推進

事業名	事業内容	担当課
空き家対策の推進	適切な管理が行われていない空き家に関して、その将来的な活用も視野に情報収集を行うとともに、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすと考えられるものについては行政指導等の必要な措置を講じます。	都市建設課 環境課 消防防災課 農水商工課 他

第6節 消費者対策の充実

現状と課題

生活様式の変化に伴い、消費者ニーズが多様化する中において、インターネットの普及による電子商取引等の拡大・浸透により、消費者の購買行動も大きく変化してきています。

これに伴い、国民生活センターや消費生活センターに寄せられる相談としては、通信販売や、インターネットを介して提供を受けるデジタルコンテンツの契約に関する相談が増加しており、特にこれらについては、若年層と高齢者からの相談の増加が顕著となっています。

また、経済のグローバル化等により原材料の海外調達が進んでいることなどから、食品をはじめとする商品やサービスの安全性についても、正確かつ詳細にわたる商品情報や消費生活情報の提供が求められています。

こうした動向を踏まえ、本市でも、国・県、国民生活センター、その他関係者と連携しながら、消費者問題の被害者の救済に向けて市民目線で取り組むとともに、消費者事故の未然防止や、事故の再発・拡大防止のため、消費者自らが消費生活に関する知識、情報を取得できるよう、積極的に関係情報の周知を図る必要があります。

写真

写真

基本方針

生活していく上で欠かすことのできない消費活動において、安全・安心な環境を整備するため、商品の品質表示等の監視体制の強化を図るとともに、多様化する相談内容に適切に対応するため、国・県等との連携のもと、身近な相談体制の充実を図ります。

また、広報誌や消費者情報パンフレット、消費生活に関する無料相談などの取組みを通して、消費者被害を未然に防止するための情報提供・啓発活動に取り組みます。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
「消費者トラブルや悪質商法等への対応の充実」に不満を持つ市民の割合（市民アンケート調査）	16.4 % （平成 25 年度）	14.8 %	

施策・事業内容

○ 消費生活の安定と充実		
事業名	事業内容	担当課
品質表示等の監視強化	消費生活用製品、家庭用品、電気用品などの品質表示等の監視を強化します。	農水商工課
適正な計量の実施	商店、工場及び病院等で取引や証明等に使用している計量器を定期的に検査します。	農水商工課
○ 消費生活相談の充実及び情報の提供		
事業名	事業内容	担当課
消費生活相談等の充実	市民に身近な市民相談室の業務の一環として、消費生活等に関する相談を実施するとともに、法律の専門家による無料消費生活相談を実施します。	農水商工課
消費生活情報の提供	消費者情報パンフレットの公共施設での配布や広報誌への記事掲載等を通じて、各世帯への適切な情報提供に努めます。	農水商工課
ライフステージに応じた消費者教育等の推進	学校や地域等、様々な場面で行われる消費者教育・学習において、国や県、関係団体と連携し、若年者や高齢者など年齢層に応じた啓発活動を行います。	農水商工課 福祉課 生涯学習課

写真または図面



鴨川市第3次5か年計画 一各論一
第3章 活気あふれ人が集う産業のまち

第1節 農林業の振興

現状と課題

本市にとって、農業は基幹的産業のひとつであるとともに、農村の美しい景観は、防災の観点においても重要な機能を果たしており、今後もその持続的発展を図っていく必要があります。

しかし、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化と後継者不足、農産物価格の低迷に加え、サル、シカ、イノシシ、キョン等の有害鳥獣による被害の深刻化に伴う農家数の減少と耕作放棄地の増加など、厳しい状況にあり、TPP（環太平洋経済連携協定）をはじめとする経済のグローバル化に伴う国際動向についても、引き続き注視が求められる状況にあります。

このため、経営感覚に優れた意欲ある農業従事者の確保・育成、優良農地の保全やその利用の集積と併せて、「長狭米」や「鴨川七里」など高品質な地元産品のブランド力の更なる強化を進めるとともに、有害鳥獣対策にも継続的に取り組み、産業としての競争力の維持と持続的発展を図ることが必要です。

また、一次産品の加工商品の開発による高付加価値化、農家民泊の利用拡大などをさら

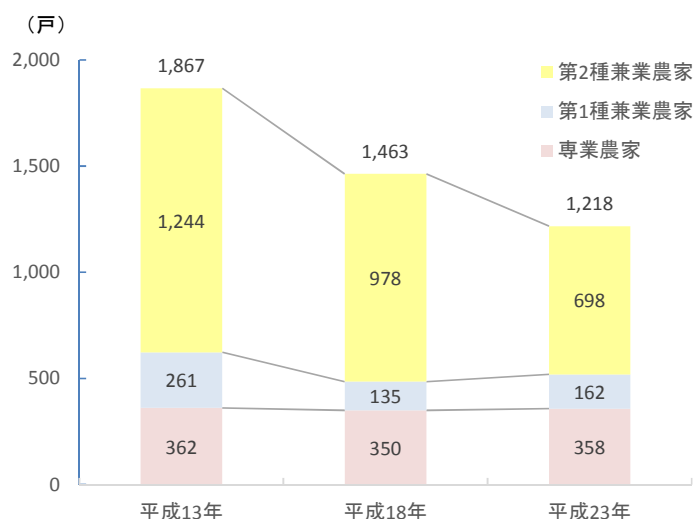
に推し進め、農家の安定的な収入の確保・増加に取り組むことも必要です。

畜産業については、家畜伝染病の予防対策の確実な実施など、周辺環境との調和を図りつつ、生産技術の効率化やコスト低減・省力化を進めるとともに、耕畜連携による農地の有効利用と米の生産調整を図るなど、他産業との共栄を図る取り組みについても推進していくことが求められます。

林業については、外材の流入による価格の下落や従事者の高齢化等に伴って、森林の荒廃が見られる状況にあります。水源のかん養や二酸化炭素の吸収、水害や山地災害に対する防災面など、森林が提供する多様な公益的機能を守るため、森林の適正な保全・育成が必要です。

また、市人口の減少への対応という本市が抱える最重要課題を克服するため、美しい農村景観と大都市に近い立地を活かした、都市農村交流をこれまで以上に積極的に進めるとともに、ふるさと回帰支援センターの機能強化により、農業の新たな担い手ともなり得る市外からの移住者の発掘に努めることも必要です。

■販売農家数の推移



基本方針

農業については、農業生産基盤整備や日本型直接支払制度の活用による営農基盤の継続的な整備により生産性の向上等を図るとともに、耕作放棄地の解消や農家の後継者不足への対応として、有害鳥獣対策事業の強化と併せ、地域の主要な担い手への農地の集積・集約化を進め、本市の農業の競争力の維持・強化を図ります。

また、農商工連携や6次産業化を進め、本市が誇る高品質な農産物のブランド力と付加価値の向上を進めるとともに、都市部小中学校の体験学習の場などとして需要が拡大している農家民泊事業を積極的に支援し、農家の所得向上を促進します。

畜産業においては、徹底した家畜衛生対策と経営支援により、安全かつ優良な生産を支えるとともに、稲WCS（ホールクロップサイレージ）^{（注）}生産をはじめとする耕畜連携

を積極的に促進し、農業と畜産業の共栄を目指します。

林業については、森林が有する多面的機能の持続的発揮が可能となるよう、国・県との連携をとりながら森林の適切な保全・育成を図り、森林空間の総合的な利用に努めます。

また、大山千枚田をはじめとした棚田などの景観や、地域の農的魅力を最大限に発揮し、これを都市農村交流や本市への移住の拡大に結び付けていくため、みんなみの里や棚田倶楽部、ふるさと回帰支援センターといった中核施設の機能強化を進めるとともに、新たな地域資源の発掘・育成を促進します。

写真または図面

注）WCS（ホールクロップサイレージ）：稲発酵粗飼料。子実が完熟する前に稲を刈り取り、穂と茎葉を丸ごとサイレージ（発酵）化した牛向けの飼料で長期保存が可能。畜産農家にとっては、一般的な青刈りトウモロコシサイレージと同程度の栄養価を有する良質な粗飼料であり、食用コシヒカリの稲わらを与える場合に比べ、収穫時期が調整可能であることから農家の労力分散ができることに加え、排水不良田や未整備水田でも作付可能であるため農地の有効利用にも効果がある。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
経営耕地面積	1,460 ha (平成 22 年度)	1460 ha	減少傾向にある中、現状を維持
認定新規就農者数（累計）	—	5 人	計画期間内の累計
農家民泊の年間受入人数（延べ数）	982 人 (平成 26 年度)	1,700 人	
有害鳥獣による年間農作物被害額	10,900 千円 (平成 26 年度)	6,435 千円	
酪農飼養頭数	1,287 頭 (平成 26 年度)	1,200 頭	減少率を抑制
森林の整備面積（間伐・造林等）（累計）	—	150 ha	計画期間内の累計

施策・事業内容

○ 持続的発展が可能な営農環境の創出

事業名	事業内容	担当課
人・農地プランの作成と見直し	農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」を解決するため、地元農家とともに「人・農地プラン」を作成し、この定期的な見直しを行います。	農水商工課
担い手への農地集積の促進	県等の関係機関との連携のもと、担い手への農地の集積を支援し、農業経営の効率化と安定化を促進します。	農水商工課
新規就農者の確保	新規就農を志す青年等の取組みをその計画段階から農業経営の改善、発展段階まで継続的に支援し、農業の新たな担い手確保を進めます。	農水商工課
農業経営体への支援	意欲ある農業経営体の経営の規模拡大や多角化を図るため、農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金に対する利子補給を行います。	農水商工課
植物防疫の促進	複数の農家等で行う水稻病害虫の防除事業を支援し、斑点米、いもち病等の被害防止と水稻の生産性向上を図ります。	農水商工課

○ 農産物の高付加価値化と販売促進		
事業名	事業内容	担当課
一次産物の高付加価値化と販売促進	地域ブランドの確立や農商工連携、6次産業化に取り組む団体等を専門的人材の活用等により支援し、一次産物の高付加価値化と販売促進による所得の向上と地域経済の活性化を図ります。	農水商工課
○ 農業生産基盤の整備		
事業名	事業内容	担当課
ほ場整備の促進	地域との合意形成を図りつつ、県営ほ場整備事業を促進し、生産効率と農業所得の向上を図ります。	農水商工課
用排水施設整備の促進	用水源の安定確保を図るため、県や地域との連携により老朽化が見られるため池の改修等を進めます。	農水商工課
農道の整備	ほ場整備事業等で造成された幹線農道や集落間連絡農道で未舗装となっている路線を計画的に整備します。また、国・県に対して、安房地域広域営農団地農道の整備促進を要請していきます。	農水商工課
○ 有害鳥獣対策の強化		
事業名	事業内容	担当課
有害鳥獣対策の強化	野生のサル・シカ・イノシシ・キョンなどによる農作物等への被害を防止するため、銃やワナによる捕獲、防護柵の設置を支援します。	農水商工課
○ 農業の多面的機能の発揮の促進		
事業名	事業内容	担当課
日本型直接支払制度の促進	景観形成や洪水・土砂崩れの防止など農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同による農地の保全等の活動に支援を行います。	農水商工課
○ 都市農村交流等の促進		
事業名	事業内容	担当課
ふるさと回帰支援センターの機能強化	移住等の希望者に対して、事前相談、不動産に関する情報提供、就農セミナーなどの総合的な支援を行います。また、地域おこし協力隊の活用を視野に入れつつ、希望者のニーズに対応したワンストップサービスの実現を図ります。	農水商工課
総合交流ターミナルの機能強化	総合交流ターミナル「みんなみの里」の機能強化を図るため、施設周辺の新たなランドデザイン、地元農家の持続可能な経営を支援する援農制度の導入について検討を進めます。	農水商工課
地域資源総合管理施設の機能強化	大山千枚田と地域資源総合管理施設「棚田倶楽部」を核とした新たな地域資源の発掘と総合的な利活用に向けた地域の活動を支援し、都市農村交流の更なる促進を図ります。	農水商工課
農家民泊の拡充促進	農家民泊の利用希望者数が順調に推移している状況を踏まえ、移住のきっかけともなる体験宿泊をより一層推進するため、市外へのプロモーション活動に取り組むとともに、新規受入れ農家の開業を支援し、事業の拡大を図ります。	農水商工課 観光課

○ 畜産経営の安定化		
事業名	事業内容	担当課
畜産経営体への支援	酪農ヘルパーの利用や輸入優良受精卵の活用に助成し、畜産経営の安定化と生産性の向上を図ります。	農水商工課
耕畜連携への助成	WCS用稲や飼料用米等生産のための農業用機械等の購入に助成し、農地の有効利用等を図ります。	農水商工課
家畜伝染病予防対策の促進	家畜伝染病予防法に基づく検査料や各種ワクチン接種費を助成し、家畜伝染病の発生を未然防止を図ります。	農水商工課
○ 森林の保全と活用		
事業名	事業内容	担当課
森林の保育管理の促進	森林の持つ多面的な機能を十分に発揮させるため、下刈、枝打、間伐、造林等の実施により優良な森林を育成します。	農水商工課
森林植生図の作成	森林の荒廃を防ぎ、森林の有する公益的機能の発揮を促進するため、森林植生図の作成を着実に進めます。	農水商工課
林道の整備	森林経営の生産基盤となる林道の維持補修とともに、一般車両の通行が多い併用林道については、側溝整備等の改良を計画的に進めます。	農水商工課

写真または図面

第2節 水産業の振興

現状と課題

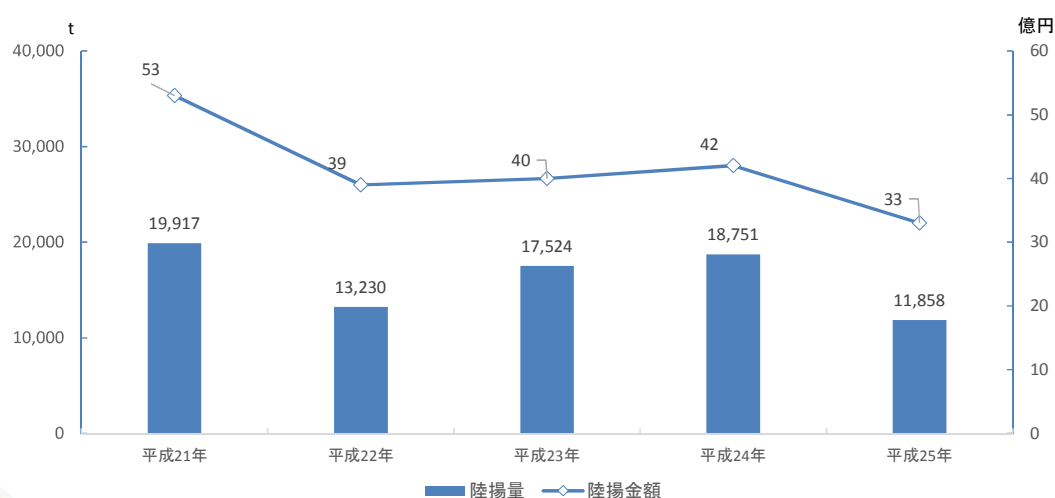
本市は、豊かな漁場である太平洋に面していることから、まき網、定置網、釣り漁業などの多様な沿岸・沖合漁業が盛んに行われ、多種にわたる水産資源を海からの恵みとして享受しています。市内には、県が管理する第3種鴨川漁港・天津漁港・小湊漁港に加え、市営の第2種江見漁港・浜波太漁港・浜荻漁港、第1種太夫崎漁港・天面漁港の計8漁港があり、それぞれ防波堤、護岸、物揚場、泊地などの計画的な整備が進められています。

しかし、近年においては、全国的な水揚げ高の減少、漁業従事者の高齢化、消費者ニーズの変化に伴う魚価の低迷など、厳しい問題に直面しています。

これらの問題への対応を課題として捉え、漁業経営の持続的発展を図るため、生産基盤となる漁港の安定稼働の確保、漁業従事者の確保と育成、さらには水産資源の持続的利用に向けた資源管理などに取り組むことが求められます。

また、本市の高品質な水産物の高付加価値化を図るため、そのブランド力の更なる強化を進めるとともに、漁業従事者の生活の安定と産業としての発展等に中心的な役割を果たしている漁業協同組合の経営基盤の安定・強化を図ることも必要です。

■陸揚量・陸揚金額の推移



基本方針

漁業生産の基盤となる漁港の安定稼働を図るため、市営漁港の機能保全計画を策定し、施設の長寿命化と更新コストの平準化・縮減を進めます。

また、漁業の持続的発展を図るため、関係機関等との連携により新規漁業従事者の発掘・育成に向けた取組みを進めるとともに、

種苗放流等の栽培漁業の更なる促進により、水産資源の適切な管理に努め、安定した陸揚量の確保と商品供給を図ります。

さらに、漁業経営の安定性と所得の向上を実現するため、水産物の高付加価値化と販売促進を図り、水産業の中心を担う漁業協同組合の経営基盤の安定・強化を推進します。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
年間漁獲量	11,858 t (平成 25 年)	11,858 t	減少傾向にある中、現状を維持
新規就漁者数（累計）	—	5 人	計画期間内の累計

施策・事業内容

○ 水産業の持続的発展が可能な環境の創出

事業名	事業内容	担当課
漁業経営体への支援	漁業経営の近代化を推進するため、生産施設等への投資に際して利子補給するとともに、漁獲共済掛金に助成し、漁業経営の安定化を図ります。	農水商工課
栽培漁業の促進	つくり育てる漁業を促進し、漁業経営の安定性と持続可能性を高めるため、アワビ・サザエ・ハマグリなどの種苗放流を継続的に実施します。	農水商工課
漁業の担い手の育成	県やふるさと回帰支援センターとの連携により、就漁希望者に対する相談会の開催や移住に関する情報提供等を実施するとともに、職場体験の受入れを促進します。	農水商工課

○ 水産物の高付加価値化と販売促進

事業名	事業内容	担当課
一次産品の高付加価値化と販売促進（再掲）	地域ブランドの確立や農商工連携、6次産業化に取り組む団体等を 専門的人材の活用等により 支援し、一次産品の高付加価値化と販売促進による所得の向上と地域経済の活性化を図ります。	農水商工課

○ 漁業生産基盤の整備

事業名	事業内容	担当課
県営漁港の整備促進	本市水産業の基幹漁港である鴨川漁港をはじめ、市内3箇所にある県営漁港の整備を促進します。	農水商工課
市営漁港の整備	地元漁船が円滑に操業できるよう漁港別に機能保全計画を策定し、市営漁港の計画的な整備を進めます。	農水商工課

第3節 商工業の振興

現状と課題

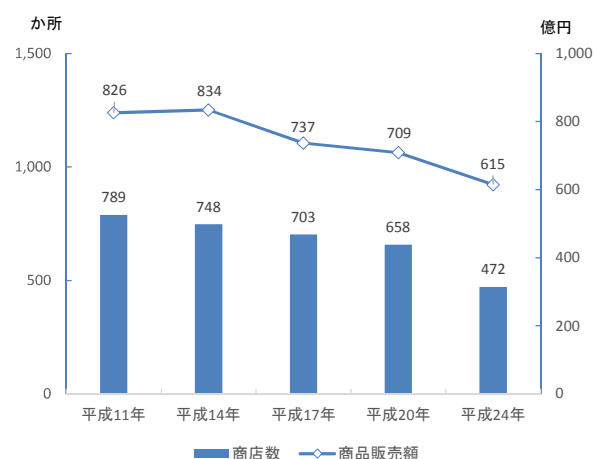
本市の商業は、近年の車社会の進展により、国道 128 号や主要地方道千葉鴨川線といった幹線道路の沿線を中心に大型店などが進出し、また、市民による消費が東京・千葉にも流出するなど、多様な消費ニーズに応じて消費地の拡大が進む一方、中小小売店舗は、既存商店街の衰退や後継者不足などの問題に直面しており、厳しい状況に置かれています。

しかし、地域の高齢化が進む中であって、身近できめ細かなサービスを提供する地元商店などは、その必要性を増してきていることから、空き店舗対策や経営の安定性の確保、商店街の再活性化に向けて必要な取組みを進めるとともに、地場産品の活用による競争力あふれる商品の開発などに取り組み、市民の

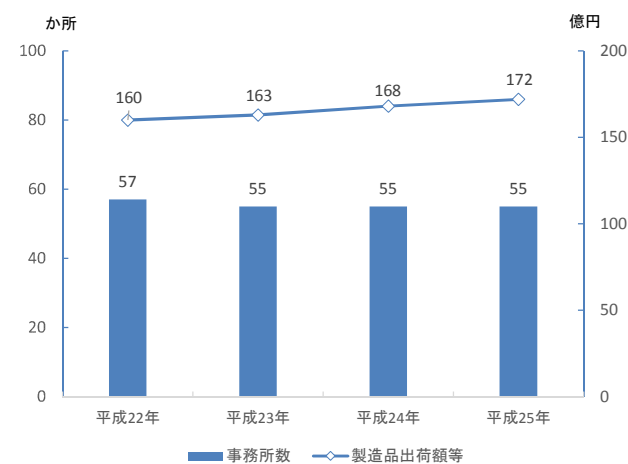
地元消費と市外からの来訪客による消費の拡大を図ることも必要です。

一方、工業に目を転じると、近年、製造品出荷額等こそ増加傾向にあるものの、製造事業所数は減少の一途を辿っており、企業としての競争力と雇用の確保のバランスが大きな課題となっています。本市においては、全体の9割以上の事業所が従業員 29 人以下の小規模なものとなっていることから、新たな企業の立地に取り組みつつ、既存の事業所に対する経営支援、新製品・新技術の開発や事業の拡大などに対する支援を実施し、地域における産業集積の形成と活性化を図ることが必要です。

■ 商店数・商品販売額の推移



■ 製造事業所数・製造品出荷額等の推移



基本方針

地域に身近で生活に密着したサービス・機能を提供し、重要な雇用の受け皿ともなっている市内の中小企業・中小店舗の経営の安定化を図り、市内において多様な消費ニーズを満たすことができる環境を創出するため、これらの事業者による経営資金の確保を支援するとともに、農林漁業者との農商工連携等を進め、本市の強みである農林水産物を活かした付加価値の高いブランド、新製品の開発と販路拡大を促進します。

また、企業の新規立地や既存企業の事業拡大等に支援を行うとともに、関係機関・団体との連携のもと、経営指導や制度資金の活用、産業間交流の促進等を図り、地域における就業機会の拡充と地域経済の更なる発展を図ります。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
市内事業所数（製造業、卸売・小売業）	527 件 （平成 24 年 2 月）	553 件	
市内就業人口（市内事業所で働く市外居住者を含む就業者数） （製造業、卸売・小売業）	3,686 人 （平成 24 年 2 月）	3,870 人	
市内事業所製造品出荷額等及び年間商品販売額	77,829.6 百万円 （平成 24 年 2 月）	81,721 百万円	

写真または図面

施策・事業内容

○ 指導団体の育成・強化		
事業名	事業内容	担当課
商工会活動等の促進	市内商工業者の指導団体である鴨川市商工会、千葉県たばこ商業協同組合鴨川支部が実施する事業者の経営改善や地域振興の取組みを支援します。	農水商工課
○ 中小商工業者の経営支援の推進		
事業名	事業内容	担当課
商店街等活性化の支援	商店街振興組合による共同研修や商店の店頭・空き店舗を活用した取組み、地域商店による販促活動やポイントサービス事業など、商店街の活性化に向けた取組みを支援します。	農水商工課
中小企業等の経営支援及び起業環境の整備	既存中小企業の経営の健全化・安定化と、新規起業者の資金調達コストの軽減を図るため、資金融資に際しての利子補給等を行います。	農水商工課
○ 企業立地と雇用の拡大の促進		
事業名	事業内容	担当課
企業立地等の促進	企業立地促進法や本市の関連条例に基づく奨励措置等の運用、地域経済分析システムの活用等により、新規企業の誘致はもとより、市内事業所の拡充や雇用の拡大を戦略的に促進します。	企画政策課
○ 農商工連携、経済交流と販路拡大の促進		
事業名	事業内容	担当課
一次産品の高付加価値化と販売促進（再掲）	地域ブランドの確立や農商工連携、6次産業化に取り組む団体等を 専門的人材の活用等により 支援し、一次産品の高付加価値化と販売促進による所得の向上と地域経済の活性化を図ります。	農水商工課
物産の販路拡大の促進	物産交流協会との連携により、友好都市における物産展、アンテナショップでのイベント開催、インターネットを利用した販売事業等を展開し、本市物産の販路拡大を図ります。	農水商工課

第4節 観光・リゾートの振興

現状と課題

本市は、豊かな自然環境や歴史的資源、これらを活かしたレジャー施設など数多くの観光資源を有し、首都圏に近接した観光地として発展してきました。

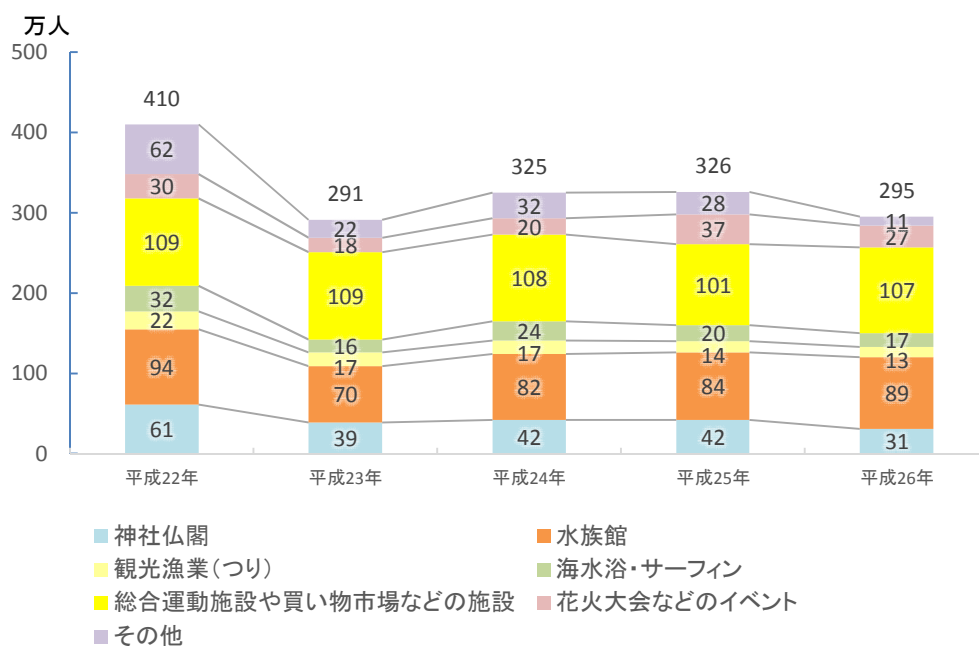
近年では、旅行ニーズの多様化や地域間競争の激化などもあり、旅行者も減少傾向にあります。こうした中で、先の東日本大震災等を契機に、人々の価値観や趣向は大きく変化し、それぞれの観光地も様々な魅力を有した「選ばれ続ける旅行地」になるための戦略づくりを進めていくことが求められています。

本市では、観光振興基本計画（鴨川ホリスティックツーリズム）に基づき、自然、文化、歴史など様々なものを資源と捉え、この活用を図ってきましたが、今後も新たな魅力づくりに向け、更なる取組みを進める必要があります。

加えて、少子高齢化や人口減少の進展により、国内旅行市場が縮小する中で、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を絶好の機会と捉え、外国人旅行者の誘致など、新たな客層の開拓や長期間滞在などの新たな観光需要への対応に向けた受入体制の整備、人材育成などにも積極的に取り組んでいく必要があります。

また、近年目覚ましい発展を遂げる情報通信ネットワークは、情報発信の仕組みを大きく変えました。今後は、これまで活用してきたポスターやパンフレットといった紙媒体とインターネットを効果的に活用した情報発信を行うとともに、全市的な情報戦略として、地域イメージの確立やブランディング等にも取り組んでいく必要があります。

■観光入込客数の推移



基本方針

戦略的な観光まちづくりに向け、新たな観光振興基本計画の策定を進めます。また、道の駅等をはじめとする既存の施設の一層の魅力化を図るとともに、街路灯の更新や観光トイレ、駐車場の整備なども継続的に実施していきます。

新たな魅力づくりでは、海辺の魅力づくり事業への取り組みのほか、医療ツーリズムやプロ野球キャンプ地としての知名度や充実したスポーツ施設を活用したスポーツツーリズムなど、本市の強みを活かした新たな観光・交流資源の開発などにも取り組んでいきます。

また、「産学民官」連携により設置された「鴨川市観光プラットフォーム推進協議会」を推進組織として、「心と身体が満たされる癒しのリゾート鴨川」をコンセプトとする地域ブランディングやシステムの情報発信を行うとともに、旅行者の利便性の向上を図るため、観光の総合窓口としての機能も充実させていきます。

なお、これらの推進に向けては、城西国際大学観光学部存在は欠かすことができません。観光振興基本計画づくりや、人材育成、あるいは新たな観光魅力の創造など、様々な場面で連携を深めていきます。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
年間観光入込客数	295.1 万人 (平成 26 年)	410 万人	
年間宿泊者数	83.5 万人 (平成 26 年)	100 万人	
中間支援組織の取扱件数（鴨川市観光プラットフォーム推進協議会）	2,206 人 (平成 26 年度)	5,000 人	
外国人宿泊者数	2,031 人 (平成 26 年)	4,000 人	

施策・事業内容

○ 観光振興施策全般の総合的な推進		
事業名	事業内容	担当課
観光振興基本計画の策定及び推進	観光振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たな観光振興基本計画を策定し、これを推進します。	観光課
○ 観光・交流資源の整備充実		
事業名	事業内容	担当課
温泉事業の活性化	温泉資源を活用した宣伝事業や誘客事業などへの支援を行い、宿泊客の誘致を推進します。	観光課
海岸砂浜の有効活用	ライフセーバーの雇用や監視所等の施設整備などの海水浴場監視体制の強化を図り、安全・安心な海水浴場の提供に努めるとともに、海岸の新たな利活用方策を検討します。	観光課
市営駐車場の適切な維持管理の推進	JR安房小湊駅前駐車場をはじめ、市営駐車場の適切な維持管理等を推進し、観光客等の利便性の向上を図ります。	観光課
観光関連施設等の整備	計画的な観光公衆トイレの整備及び適正な維持管理、観光資源を活かしたトレッキングルートの整備等を推進し、観光客の利便性の向上と観光地としての美しい景観の確保・活用、環境美化を図ります。	観光課 環境課
街路灯の更新整備	観光サイン・街路灯整備計画に基づき、老朽化した街路灯の更新整備を実施し、市域の一体性の確保や街並み景観の整備を図るとともに、観光客も安心して過ごせる、安全・安心なまちづくりを推進します。	観光課
オーシャンパークの充実	道の駅に求められる休憩機能、情報発信機能、一次産業をはじめとする地域との連携機能などの多面的な機能を十分に意識しながら、老朽化した施設の維持管理を着実にを行うとともに、施設の大規模改修についても方向性の検討、事業化の推進を図ります。	観光課
観光振興関連プロジェクトの支援	市内の民間団体等が実施する観光振興プロジェクト等への支援を行い、多様な主体による観光まちづくりを推進するとともに、一層の観光誘客を図ります。	観光課
安全・安心な魅力ある海岸づくり	関係団体の連携のもと、海岸利用のルールづくりに取り組み、年間を通じて誰もが気持ちよく利用ができる、安全・安心で魅力ある海岸づくりを推進します。	観光課
前原・横渚海岸周辺・海辺の魅力づくり事業	本市の新たな魅力づくり、さらには美しい海岸を有するまちとしてのイメージとブランドの確立に向け、フィッシャリーナから市民会館、市営プールに至るまでを中心として、東条・前原・横渚海岸一帯の再整備・利活用計画を策定します。	観光課 農水商工課 都市建設課 他
○ 観光誘客イベント等の開催及び誘致		
事業名	事業内容	担当課
観光イベントへの支援	民間団体等が実施する観光イベント等への支援を行い、多様な主体による観光まちづくりを推進するとともに、一層の観光誘客を図ります。	観光課
観光イベント等の誘致	様々な主体が実施する全国的な知名度を有するイベント等を誘致し、一層の観光誘客を図ります。	観光課

○ 受入れ体制の強化		
事業名	事業内容	担当課
観光団体の機能強化の促進	観光振興に向けての中核的な組織である観光協会の実施する観光宣伝や誘客イベント事業に対して支援を行い、一層の観光誘客を図ります。	観光課
広域市町村との連携事業	南房総地域観光圏、外房観光連盟、富津市と南房総地域の連携による宿泊・滞在型観光推進協議会など、様々な形での広域連携を推進し、地域全体での観光誘客を推進します。	観光課
中間支援組織の機能強化	産学民官の連携により設置された鴨川市観光プラットフォーム推進協議会への支援を実施し、観光の総合窓口づくりのほか、 フルーツリズムやグリーンツーリズムをはじめとした 新たな観光プログラムの開発や販売、観光宣伝の実施など、地域全体で観光誘客に取り組む日本版DMOとしての機能を強化します。	観光課
○ 地域イメージの確立及び観光関連情報のシステム的な発信		
事業名	事業内容	担当課
情報発信力の強化（観光宣伝キャンペーンへの参加）	観光宣伝キャンペーンへの参加や、鴨川収穫祭等独自の誘客キャンペーンの実施により、本市の魅力を十分に発信することにより、新たな観光誘客を図ります。	観光課
観光宣伝ツールの充実	総合パンフレットの作成やかもナビ、市ホームページ等のインターネットを活用した情報媒体の適正な活用を推進し、観光宣伝の充実を図ります。	観光課
フィルムコミッションの推進	映画、ドラマ等のロケ地を新たな観光コンテンツと捉え、映像製作者に対するロケ地の情報提供や撮影の誘致を積極的に行い、本市の宣伝及び地域のイメージアップを図ります。	農水商工課
ふるさと大使制度の推進	本市の有する豊かな地域資源を広く宣伝周知し、本市のイメージアップ及び観光振興を図るため、ふるさと大使の活用を推進します。	企画政策課
○ インバウンドの推進		
事業名	事業内容	担当課
インバウンド人材育成	城西国際大学等との連携により、インバウンドに対応できる人材の育成を図るとともに、地域での活用方策を検討し、外国人旅行者の受入れ体制の強化を図ります。	観光課
インバウンドの観光宣伝の充実	日本への送客を行っている旅行会社をターゲットとした宣伝活動を行うとともに、外国の旅行会社、メディア等を対象に、本市を紹介するためのファミツアーを実施し、観光宣伝の充実を図ります。	観光課
○ 千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致		
事業名	事業内容	担当課
千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致	千葉ロッテマリーンズの鴨川キャンプを引き続き誘致し、「スポーツ観光交流都市・鴨川」を全国へ情報発信することにより、地域の活性化を図ります。 また、球団や後援会組織との連携のもと、各種イベントや地域交流を行い、市民スポーツの振興を図ります。	スポーツ振興課

第5節 医療・福祉産業の振興

現状と課題

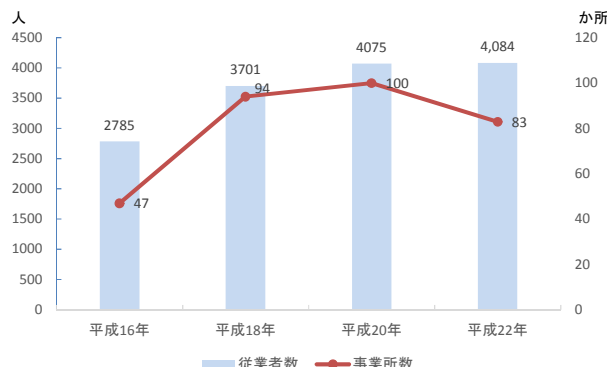
本市においては、全国的なサービス水準を誇り、市外からも多くの集客が見られる総合病院を中核として、医療・福祉関連の事業所・専門的人材を輩出する教育機関が集積しています。これらは、市民の健やかな暮らしを支えるとともに、地域経済の下支えとして、また、製造業などの立地が比較的少ない本市にあっては、雇用の受け皿としても大きな役割を果たしています。

このように、医療・福祉関連分野は、本市にとって欠くことができない産業として成長しており、また、国の成長戦略においてもその基幹産業化を図るべき分野として位置付けられていることから、その中長期的な発展を継続して図ることが必要となります。

今後は、他地域に比べて大きく恵まれた既存の産業集積を活かし、更なる関連施設・事業所の誘致を図ることにより、若年層などの就職の場となる新たな雇用の創出や市民所得の向上をはじめとした一層の地域活性化に結び付けていくことが期待されます。

また、地域内に立地する大学・専門学校等とも連携し、担い手となる専門的人材の確保に継続して取り組むとともに、近隣市町との協働・ネットワークを強化し、病院施設を中心とした医療・福祉関連産業の持続的発展と地域間競争力の強化を図ることも求められます。

■医療・福祉サービスの事業所数・就業者数の推移



事業所・企業統計調査（平成16年、18年）、経済センサス（平成21年、24年）

基本方針

医療・福祉関連の既存の産業集積を活かし、これを新たな雇用の創出や所得の向上、本市への移住の促進などに結び付けていくため、鴨川版CCRC構想を策定し、施設立地に向けてこれを推進していきます。

また、今後、高齢化の進展に加えて、移住・定住関連施策の推進による医療需要の増加も見込まれることから、将来的に不足することが見込まれる看護師等の専門的人材の確保を促進し、地域における質の高い医療サービスを

の確保と、産業の中核となる病院施設等の持続的発展を図ります。

加えて、医療によっても選ばれ続ける地域を実現するため、近隣市町の行政・医療福祉事業の関係者が、情報ネットワーク等の活用により利用者支援に必要な情報を共有する仕組みづくりについても検討を進め、効率的かつ切れ目のない、包括的な医療・福祉サービスの提供を図るなど、地域間での競争力の強化を図ります。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
鴨川版 CCRC 立地箇所数(累計)	—	2 箇所	計画期間内の累計

施策・事業内容

○ 医療・福祉分野における雇用・サービスの提供の場の拡充

事業名	事業内容	担当課
鴨川版 CCRC 構想の策定及び推進	東京圏等に居住する高齢者が、自らの希望に応じて本市に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要なときには継続的なケアを受けることができるような地域づくりを進めます。	企画政策課
医療・福祉関連企業等の誘致	医療・福祉関連分野における教育・研究機関など、多様な企業等の誘致を図ります。	企画政策課

○ 医療・福祉分野における人材の確保

事業名	事業内容	担当課
看護師等の確保	医療・福祉産業の持続的な成長と地域医療環境の更なる充実を促進するため、将来、安房郡市内での就職を希望する看護学生に修学資金の貸し付けを行い、地域における看護師等の確保を図ります。	健康推進課

○ 医療・福祉関連産業の地域間競争力の強化

事業名	事業内容	担当課
医療・福祉等関係者間における利用者支援情報ネットワークの整備検討	市民の高齢化や高齢者の転入増等への対応を図るため、医療・福祉等に関わる病院や専門職等をつなぐ利用者支援情報ネットワークの整備に関する協議・調整を進め、医療・介護連携の先進的かつ効果的な取組みとしての実現を目指します。	健康推進課

第6節 雇用対策の推進

現状と課題

我が国の雇用情勢は、国の経済対策や金融緩和などを背景とした景気回復の兆しに合わせて緩やかに改善しつつあります。特に、安房管内における有効求人倍率については、平成24年度の0.91倍から、平成25年度の0.97倍、平成26年度の1.37倍と大きな改善を見せており、平成26年度末（平成27年3月）時点では1.51倍と、全国の1.15倍、千葉県の0.94倍を大きく上回っている状況にあります。

しかし、安房管内を統括するハローワーク館山に寄せられる求人の5割以上がパートであるなど、企業においては競争力の強化のた

め、人件費を抑制し、非正規雇用を拡大する傾向にあります。

このため、国や県、近隣市町と連携を図りながら、市民のニーズに合わせた就職相談会の開催などにより、きめ細かい就職情報の提供に努めるとともに、新たな企業の誘致や既存企業の事業拡大を促進し、選択できる職種と雇用機会の拡大を図ることが求められます。

特に、若者の市外への流出を防ぎ、定住を促すため、若年層に焦点を当てた取組みを強く推進するとともに、就労意欲の高い中高年者の雇用の場の更なる確保にも努めていくことが必要です。

写真

写真

基本方針

鴨川市ふるさとハローワークを中核として、職を求める市民が、市内はもちろんのこと、全国から寄せられる多くの就職情報の中から、その多様なニーズに合致した情報を取得し、きめ細やかな相談が受けられる体制を確保します。

また、地域において選択可能な職種と雇用機会の拡大を図るため、市外からの新たな企業の立地とともに、市内の既存企業による事

業拡大、新規事業への進出、さらには市民の雇用を支援します。

加えて、少子高齢化や人口減少といった課題への対応から、若年層の就職を支援し、アクティブに働き続けることを希望する高齢者の就労の場を確保するため、関係機関との連携を図りながら、特定の層を対象とした就職相談会の開催など、就職情報のより積極的な収集・提供に努めます。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
市民の就業率	54.5 % (平成 22 年度)	59.5 %	
ふるさとハローワークの紹介による就職者数(延べ数・累計)	626 人 (平成 26 年度)	3255 人	計画期間中の累計
市内若年者(15歳以上34歳以下)就業者数	3,966 人 (平成 22 年度)	4,165 人	

施策・事業内容

○ 雇用相談の充実

事業名	事業内容	担当課
求人情報コーナーの機能強化	鴨川市ふるさとハローワークにおいて、職業相談、職業紹介等を実施するとともに、国等と連携した就職相談会を開催します。	農水商工課

○ 多様なニーズに即したきめ細かな就労情報の提供

事業名	事業内容	担当課
若年者等の就職活動への支援	近隣市町やハローワークとの連携により、若年層の求職者を主な対象とした就職相談会等を開催し、都市部への人口流失の防止と市内就職率の向上を図ります。	農水商工課
シルバー人材センターの活用	高齢者の介護予防や生きがいづくりを促進するとともに、これを地域の活力へと効果的に結び付けていくため、シルバー人材センターによる高齢者への就労機会の提供を支援します。	福祉課

○ 企業立地と雇用の拡大の促進

事業名	事業内容	担当課
企業立地等の促進(再掲)	企業立地促進法や本市の関連条例に基づく奨励措置等の運用、地域経済分析システムの活用等により、新規企業の誘致はもとより、市内事業所の拡充や雇用の拡大を戦略的に促進します。	企画政策課

鴨川市第3次5か年計画 一各論一
第4章 ともに学び未来を育む教育文化のまち

第1節 学校教育の充実

現状と課題

年少人口が減少し少子化が進行する一方、子育て・教育に対するニーズは多様化しています。本市においては、これまで幼保一元化や小中一貫教育を推進し、特色ある教育環境づくりに取り組んできたところですが、今後はさらに、保育園、幼稚園、小学校、中学校それぞれの保育・教育における子どもたちの連続した育ちを視野に入れた、より一貫した教育の推進が求められます。

幼児教育においては、幼児が今をよりよく生き、望ましい未来を創り出す基となる力をつけるための環境づくりが重要であると同時に幼児期にふさわしい活動を通して、育てるべきことはしっかりと育て、小学校以後の生活や学習における自ら学ぶ意欲や判断力、表現力へとつなげていくことが求められます。

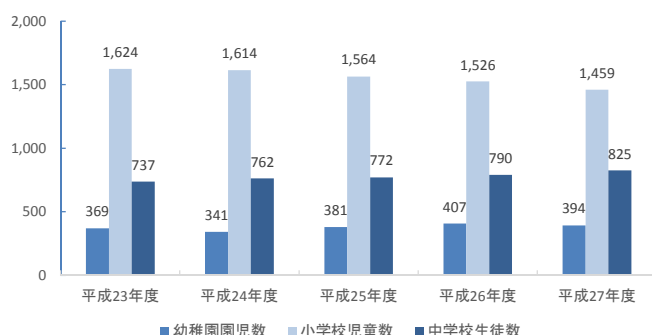
義務教育においては、次代を担う児童生徒の心身ともに健康で調和のとれた人間形成と、一人ひとりの個性の伸長を図ることが求められています。そこでこれからは、基礎的・基本的な学力の確実な定着と自ら学ぶ意欲と学び方を身に付け、変化の激しい社会に主体的に対応できる能力と創造性の基礎を培うなど、「生きる力」を育む教育が必要です。また、いじめや不登校への対応、障害を持つ児童生徒

の適正就学や教育的支援の充実もさらに推進していく必要があります。

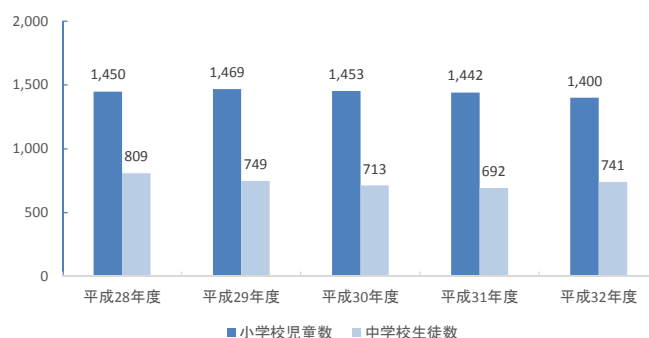
学校給食センターでは、幼稚園、小中学校及び安房特別支援学校鴨川分教室の20施設の園児・児童・生徒及び教職員等に対し、1日約3,000食の給食を提供しています。給食業務を支障なく円滑に行い、安定的に給食を提供していくためには、施設や厨房機器の適切な維持管理を行うとともに、老朽化した設備等を計画的に更新していくことにより、衛生管理基準を遵守して事故やトラブルを発生させない必要があります。また、民間事業者のノウハウや専門性を活用して、給食業務の合理化・効率化を図るため、調理や配送業務等の民間委託の実施に向けた取組みを進めていく必要があります。

また、市内には城西国際大学観光学部や亀田医療大学をはじめとする6大学の大学関連教育研究施設が立地しています。こうした環境を活かして、地域や学校、大学との連携を強化することにより、地域への有用な人材の定着を図ることが求められています。

■市内の幼稚園・小中学校の児童生徒数の推移



■市内の小中学校の児童生徒数の推移（推計）



基本方針

これからの学校教育においては、0歳から15歳までの子どもの発達の特性を理解し、一人ひとりの健やかな成長と豊かに生きる力を身につけることのできる一貫した教育（**幼保小中一貫教育**）の推進に重点的に取り組みます。また、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム^{（注）}の構築に努めます。

幼児教育については、その後の連続した育ちを見据え、幼児期にふさわしい豊かな活動を多様に実践します。加えて、個に応じた指導・支援ができるよう、特別支援教育の充実と体制整備を進めます。

義務教育については、小中一貫教育を基軸に、保育園、幼稚園からの子どもたちの連続した育ちを見据えた一貫した教育のあり方を追求します。加えて、国際化、情報化などの課題に対応した英語教育、情報教育を一層推進します。

学校給食では、成長期にある子どもたちに栄養バランスのとれた安全・安心でおいしい給食を提供し、子どもたちの体力向上、心身の健全育成に努めるとともに、アレルギー対策にも積極的に取り組んでいきます。

また、地域への有用な人材の定着を図るため、高等学校、大学及び地域社会との連携強化を促進します。

注）インクルーシブ教育システム：障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
「お子さんは幼稚園生活を楽しく送っている」と回答した保護者の割合（保護者アンケート）	97.0 % （平成 26 年度）	100.0 %	
「お子さんは小学校または中学校生活を楽しく送っている」と回答した保護者の割合（保護者アンケート）	90.4 % （平成 26 年度）	100.0 %	
中3数学 A の平均正答率（全国学力・学習状況調査）	63.8 % （平成 26 年度）	県平均 +2%	
学校給食 1 人 1 食当たりの残さい量	110 g （平成 27 年 4 月 から 7 月の平均）	105 g	

施策・事業内容

○ 教育施策全般の総合的な推進

事業名	事業内容	担当課
教育振興計画の策定及び推進	教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、多様な教育分野の指針となる新たな教育振興計画を策定し、これを推進します。	学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課 学校給食センター

○ 幼児教育の充実

事業名	事業内容	担当課
幼児教育の充実	幼稚園教育要領に基づき、家庭や小学校との連携を図りながら、幼児一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな幼児教育を推進し、生きる力の基礎を育成します。	学校教育課

○ 義務教育の充実

事業名	事業内容	担当課
小中一貫教育の推進	市教育政策研究会による研究成果を踏まえ、小中一貫教育を推進します。 また、小中一貫教育全国サミットに参加し、研究・開発に取り組む自治体や学校と情報交換を行います。	学校教育課
子どもたちの学力・体力の向上	学力・学習状況調査の結果をもとに、学習指導の改善を図るとともに、子どもたちの学習意欲の向上に資する取組みを推進します。 また、メディカルチェックによるスポーツ障害の予防やスポーツランキングの活用により、子どもたちの体力の向上を図ります。	学校教育課
英語教育の充実	外国語指導助手を小中学校及び幼稚園に派遣し、英語教育と英語活動の充実を図るとともに、市内にある大学との連携を強化し、国際化に対応した人材の育成と国際理解教育を推進します。	学校教育課
情報化に対応した教育の充実	パソコン教室の機器等の適切な管理・更新を行い、ICTを活用した教育の充実を図ります。	学校教育課
学校・地域等との連携（学校支援ボランティアの育成と組織化）	学校支援ボランティアの育成と組織化を図り、地域との連携による教育を推進します。	学校教育課
いじめ防止等の対策の充実	スクールカウンセラーや関係機関と連携し、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を講ずることにより、児童生徒が健やかに成長できる環境をつくります。	学校教育課
特別支援教育の充実	特別支援教育支援員の配置や巡回相談員の派遣等を通して、子ども一人ひとりの発達に合わせた支援を行います。	学校教育課
就学のための保護者への支援体制づくり	経済的な理由により就学が困難とならないよう援助を行い、保護者の経済的な負担軽減を図ります。	学校教育課

○ 教育環境の充実		
事業名	事業内容	担当課
校舎の大規模改修	子どもたちが安全で快適に学べる教育環境づくりを目指し、田原小学校の校舎の大規模改修を行います。	学校教育課
屋外教育環境の整備	東条小学校、西条小学校のグラウンドの排水機能向上のための整備を行います。 また、老朽化に伴い、西条小学校のプール施設の改修を行います。	学校教育課
屋内運動場の整備	天津小学校及び西条小学校の屋内運動場、安房東中学校の武道場の大規模改修を行います。	学校教育課
遠隔地児童・生徒・園児の通学・通園支援	通学・通園バスの運行、通学費の補助により、遠隔地からの通園・通学を支援します。	学校教育課
学校給食の充実	厨房機器や給食配送車の計画的な更新を行うとともに、栄養バランスやアレルギー対応に配慮した、安全・安心でおいしい給食の提供に努めます。 また、調理、配送業務等の民間委託の実施に向けた取組みを進めます。	学校給食センター
○ 市内大学への入学の奨励		
事業名	事業内容	担当課
市内大学への入学の奨励	市内大学への進学を促進し、地域への有用な人材の定着を図るため、市内の大学へ入学する市民に奨励金を交付します。	企画政策課

写真または図面

第2節 生涯学習の充実

現状と課題

少子高齢化や、個人の価値観、ライフスタイルの多様化が進む中、市民一人ひとりのニーズを尊重しながら、それぞれのライフステージに応じた学習メニューや実践できる場所を提供することが必要となっています。

さらに、団塊世代の大量退職により、自分の経験や知識を社会に活かす機会を望む市民は増加すると思われます。そうした力も活用しながら、将来にわたって、全ての市民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して参加することができる学習環境の整備や、事業の充実が求められています。

生涯学習は、一人ひとりの人生を、生きがいのある充実したものにするだけでなく、学びを通じて人と人が繋がり、交流を深めながらお互いを尊重する気持ちを醸成します。幸せと誇りを感じられる、住みよい心豊かな生

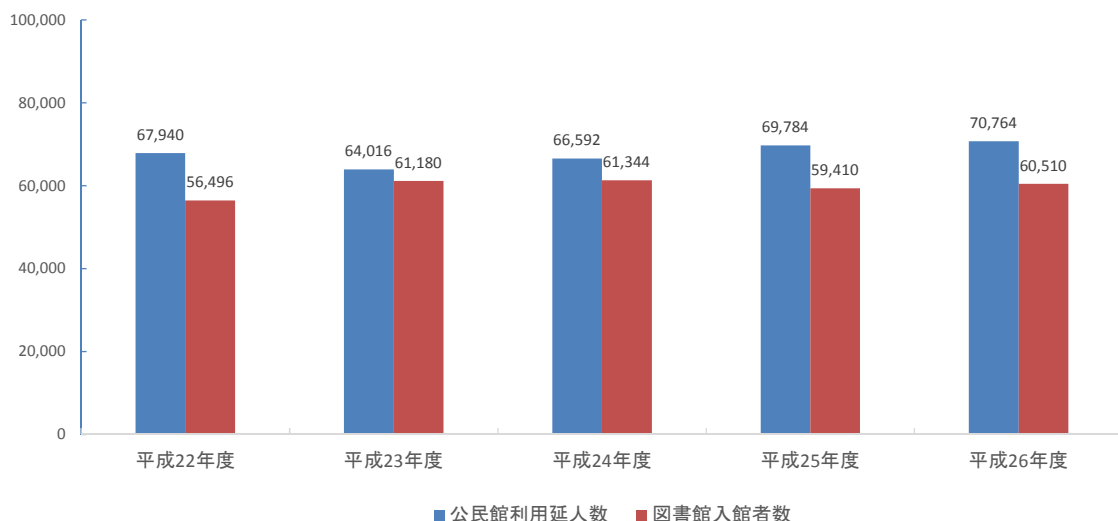
活の実現に向けたコミュニティづくりに、大きな役割を果たすことが今後期待されます。

本市では、生涯学習関連施設として、11の公民館やわんぱくハウスなどがありますが、快適な学習環境を維持するために、老朽化の進む施設においては、適切な管理運営を行っていく必要があります。

また、本市は、城西国際大学観光学部をはじめ、6つの大学の教育研究施設が立地するとともに、自然環境や歴史・文化遺産に恵まれているため、こうした地域資源を活かした生涯学習の振興を図っていくことが求められます。

図書館においては、生涯学習社会の進展等に伴う、多様化するニーズに対応したきめ細やかなサービスの提供が求められています。

■公民館・図書館の利用人数の推移



基本方針

家庭や地域での子どもの体験教室や職場体験学習、生活を豊かにする社会教育活動を通じて、市民が趣味やスポーツなどに親しみ、様々な問題解決や自己の希望の実現に向け、いきいきと学ぶことのできる「市民一人ひとりが輝く生涯学習のまちづくり」を進めます。

また、生涯学習を学ぶ市民に、一方的・固定的に学習活動を進めるのではなく、市民同士がお互い尊重し合い、教え合い、学び合う生涯学習活動の充実を図ります。

さらに、市内に関係施設がある大学との連携により、大学の持つ知的財産を市民に還元

し、学習機会の拡充を図るとともに、市民が各地域の自然や歴史、文化などを活かし、趣味や地域学習などを通じて、お互いに交流し、活動する魅力あるコミュニティづくりを促進します。

図書館においては、生涯読書推進計画に基づき、多様化した市民ニーズに対応した事業展開を図るとともに、その担い手となる人材の育成に努めます。また、遠隔地利用者の利便性向上のため、公民館図書館分室の機能強化など、学習環境の整備を図ります。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
公民館教室(主催事業)の年間参加者数(延べ数)	7,711 人 (平成 26 年度)	8,120 人	
大学等との連携による生涯学習プログラムへの年間参加者数(延べ数)	594 人 (平成 26 年度)	650 人	
生涯学習ボランティア登録者数(延べ数)	65 人 (平成 27 年 4 月)	80 人	
図書館個人貸出登録率	23.9 % (平成 26 年度)	25.0 %	

施策・事業内容

○ 多彩な学習活動の促進

事業名	事業内容	担当課
公民館事業の充実	子どもから高齢者までの幅広い年代の利用を促進するため、魅力ある公民館教室の開催とその活動の周知に取り組むとともに、サークル活動や、多様なニーズに応じた生涯学習活動の充実を図ります。	生涯学習課
大学等との連携による特色ある生涯学習プログラムの充実	市内に関係施設を有する大学との連携により、大学が持つ知的財産を市民に還元するため、講演会や実験教室、キャンパスツアーなどを開催し、学習機会の提供を図ります。	生涯学習課
地域学習・ボランティア活動の支援	知識や技能を有する人材を発掘し、その力を活用するため、文化施設ボランティア及び生涯学習人材バンクボランティアを育成し、 その周知を図るとともに活動の場を提供することにより 、地域学習を支援します。	生涯学習課
児童・生徒の体験活動事業の推進	地域や社会教育関係団体等と連携し、職場体験学習などの様々な体験活動の充実を図り、子どもの生きる力を育みます。	生涯学習課
家庭教育の支援	家庭教育指導員による家庭教育指導や相談事業を実施するとともに、家庭教育学級の開催や子育て学習会への支援などにより、家庭の教育力の強化を図ります。	生涯学習課

○ 社会教育関連施設の整備充実

事業名	事業内容	担当課
社会教育関連施設の整備充実	市民が公民館を安心して利用することができるよう、耐震診断の結果や老朽化の状況等を踏まえて、計画的に改修・修繕を行います。 また、老朽化した曾呂公民館を旧曾呂小学校に移転し、生涯学習や地域活動の拠点施設として、機能強化を図ります。	生涯学習課

○ 読書・学習環境の充実

事業名	事業内容	担当課
図書資料の充実並びに学習環境の整備	各年齢層に配慮した取組みの推進や図書資料の充実を図り、きめ細やかなサービスの提供に努めます。 また、「みんなでつくる図書館」をテーマに文化施設ボランティアの育成及び活動の推進に努め、読書人口の増加を図ります。 さらに、老朽化した施設の計画的な改修を行うほか、遠隔地利用者の利便性向上に資するシステムの構築など、公民館図書館分室の機能強化を図ります。	生涯学習課

第3節 青少年の健全育成

現状と課題

次代を担う青少年を取り巻く生活環境は、少子化高齢化の進展や情報通信技術の普及などにより、ますます多様化・複雑化しています。

特に、近年の情報化社会の進展に伴い、スマートフォン等の情報端末を介して、いじめや犯罪被害などに巻き込まれるケースが急増しています。

また、少子化や核家族化による家庭環境の変化に伴い、青少年が様々な体験や活動をす

る場が減っていることから、規範意識の醸成やコミュニケーション能力を身につける機会が少なくなっています。

こうした中、青少年があらゆる生活の場において、様々な人間関係や活動を通して、豊かな人間性を育み、健全に育成されるよう、青少年育成団体と家庭、学校、地域がさらに連携を深め、時代の変化に柔軟に対応した取組みを地域全体で進めていくことが重要です。

写真

写真

基本方針

次代を担う青少年が、自らの能力や個性を十分に発揮するとともに、地域づくりの担い手として健全に育成されるよう、家庭、学校、地域、警察などの関係機関との連携を強化し、健全な社会環境づくりに向けた各種活動を推進します。

また、青少年の健全育成を図るため、体験・交流活動や社会活動への参加機会の拡充、さらには地域活動の強化や指導者の育成に努め、地域全体で青少年を支え育てるための仕組みづくりを進めます。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
市内青少年育成団体が主催する青少年育成事業への児童の年間参加者数（延べ数）	651 人 （平成 26 年度）	600 人	減少率を抑制
放課後子ども教室（土曜スクール）の実施小学校区数	6 小学校区 （平成 27 年 4 月）	8 小学校区	

施策・事業内容

○ 啓発活動の推進

事業名	事業内容	担当課
青少年の健全育成に関する啓発の推進	青少年健全育成推進大会において青少年育成指導者研修会並びに小・中学生及び高校生による青少年健全育成に関する作文等の発表会を実施するなど、啓発・広報活動を推進することにより、青少年健全育成に関する意識の高揚を図ります。	生涯学習課

○ 青少年育成団体活動の活性化及び地域との連携強化

事業名	事業内容	担当課
青少年育成団体に関する活動の活性化	球技大会やウォークラリー大会、ジュニアリーダー講習会など、青少年育成団体が連携した事業を開催するとともに、小学生通学合宿や放課後子ども教室の開催など、多様な青少年活動の展開を促進します。	生涯学習課
青少年育成団体と地域の連携強化	青少年育成鴨川市民会議が警察署や地域住民などと連携しながら、非行防止パトロールを実施し、地域が一体となって青少年の健全育成に努めます。	生涯学習課

写真または図面

第4節 文化の振興

現状と課題

文化・芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与え、真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で、欠かせない重要な要素です。

また、地域の歴史・伝統は、大切に守り育て、後世に伝えていくことで、郷土を愛する心の育成や新たな文化の創造に繋がります。

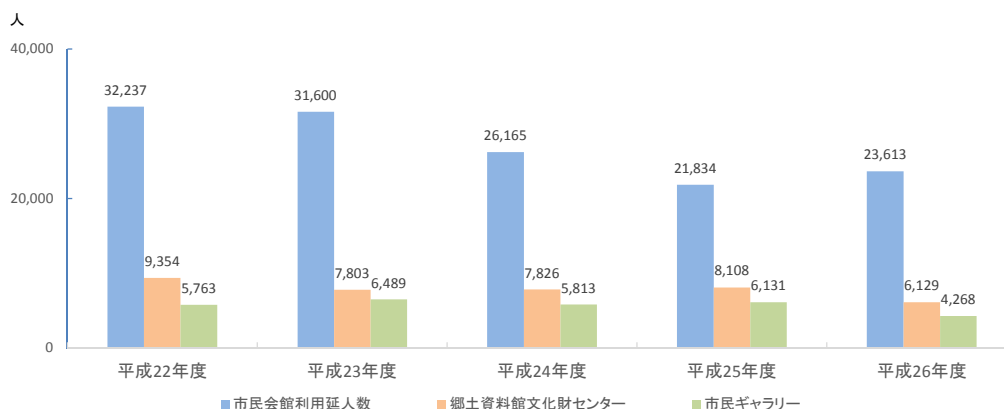
本市には、国登録文化財の「旧水田家住宅」や特別天然記念物「鯛の浦タイ生息地」など、歴史的建造物や天然記念物、史跡、民俗芸能、伝統行事など、数多くの貴重な文化財が存在します。

今後も、これらの貴重な文化財の調査・研究を進め、保全・継承を図り、郷土を愛する

心を育むとともに、文化資源として有効に活用することにより、地域活性化につなげていくことが求められています。

また、本市の文化芸術活動の拠点となる市民ギャラリーや市民会館などの文化施設の老朽化が著しく、利用者のニーズや安全性の確保に十分応えられなくなっているため、新たな施設の整備を図るとともに市内の各種文化団体等と連携して、施設を訪れる人が文化・芸術に触れ親しみ新たな交流が生まれる環境づくりを進める必要があります。

■主な文化施設の利用人数の推移



基本方針

市民一人ひとりがふるさとの文化や歴史、芸術を理解し、郷土愛と誇りを持って、心豊かな生活を送ることができるよう、貴重な文化財の保護・保全に努め、市民の文化芸術活動を支援するとともに、多様な文化・芸術に接する機会や活動成果の発表の場の拡充を図ります。

また、文化芸術活動の拠点となる新たな市民ギャラリー、多目的施設の整備を図るとともに、潜在的な文化資源の掘り起こしをさらに進め、これらの資源を有効に活用した地域活性化策を推進します。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
文化協会会員の年間活動人数 (延べ数)	2,500 人 (平成 26 年度)	3,000 人	
郷土資料館、文化財センター及 び市民ギャラリー主催の展覧会 の内容に満足した入館者の割合 (来館者アンケート)	65.0 % (平成 26 年度)	75.0 %	
文化財関係の講座・見学会の内 容に満足した参加者の割合(参 加者アンケート)	65.0 % (平成 26 年度)	75.0 %	

施策・事業内容

○ 文化・芸術の振興

事業名	事業内容	担当課
文化・芸術の振興	2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等を貴重な機会として捉え、グローバルな視点と多様な価値観に基づいた魅力ある展覧会や発表会等を開催することにより、交流人口の増加を図るとともに、市内の各文化団体等の活動を支援し、本市固有の文化・芸術の発信と、市民が地域の文化・芸術に触れ親しむ環境づくりを進めます。	生涯学習課

○ 文化施設の整備充実

事業名	事業内容	担当課
市民ギャラリーの整備	建物が老朽化した市民ギャラリーを旧曾呂小学校に移転し、市民の文化芸術活動を促進する拠点となる施設として整備します。また、様々な人々が交流する機会を設けることに努め、地域の文化芸術を発信する施設としての機能強化を図ります。	生涯学習課
多目的施設の整備	市民文化・スポーツの振興を図るとともに、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会関連合宿等の誘致による地域振興を図るため、体育館としての機能と文化芸術活動の発表の場としての機能等を併せ持つ多目的施設を整備します。	スポーツ振興課

○ 歴史・文化の保全と活用		
事業名	事業内容	担当課
指定文化財保護活動の支援と適正保護の推進	市内に所在する文化財の適正な保護のために、所有者・管理者に対する活動支援や助成に努めます。 また、市内の文化財の実態調査を随時実施します。	生涯学習課
市史の編さん、史・資料調査と保存・活用	本市の歴史の変遷を明らかにし、市民の地域に対する理解と愛郷心を深めるため、古文書資料の収集・整理、保存を進めるとともに、「あゆみ」シリーズなどの市史編さん関係書籍を発行します。	生涯学習課
地域の歴史・文化資源の周知と有効活用	地域の歴史・文化・民俗・暮らしなどに関する調査研究を進め、その成果を活かした展覧会や見学会を開催し、本市の歴史と文化を市内外に広く周知することに努めます。 また、市内の文化財や文化遺産全般の価値を明らかにし、個々の状況に即した形での有効活用を目的とする（仮称）文化財保護活用計画の策定のための準備作業を進めます。	生涯学習課

写真または図面

第5節 スポーツの振興

現状と課題

近年、スポーツ活動が持つ意義や役割は大きく変容し、単に「する人」個人の自己実現・健康維持の手段といった枠を越え、「見る人」、「支える人」が加わることによる、豊かな生活の実現やコミュニティの醸成など、まちづくりとの関わりが深くなっています。

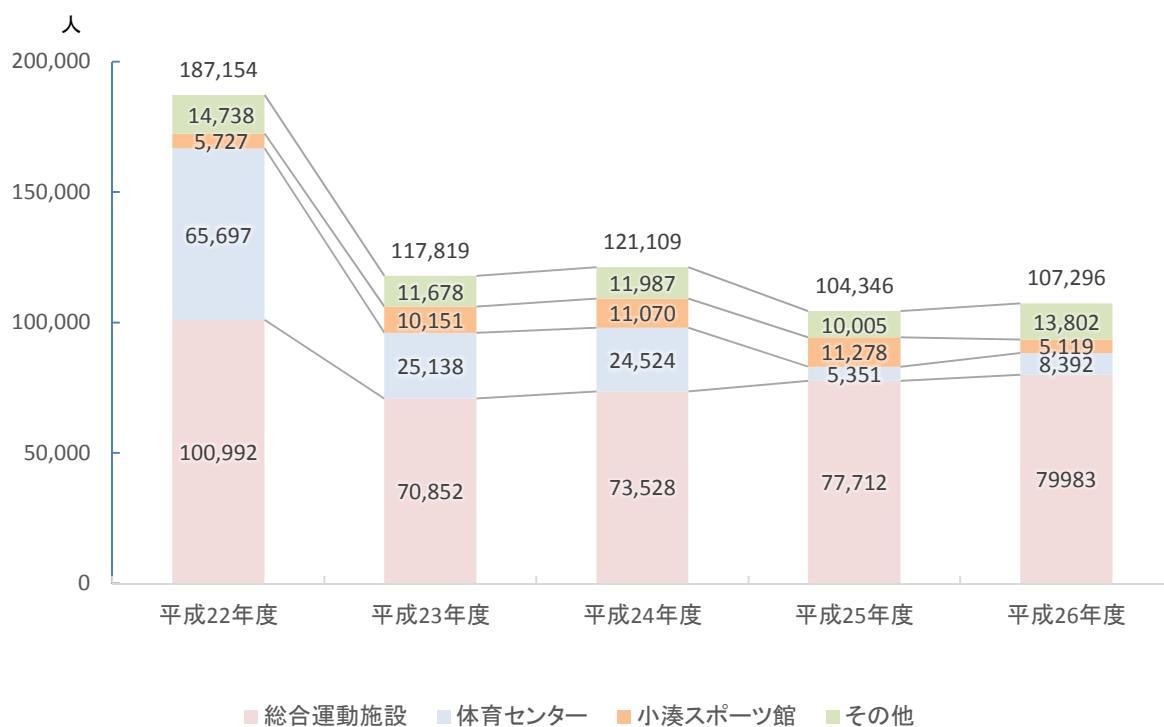
本市においては、県内有数の規模を誇る総合運動施設をはじめ、社会体育施設、学校体育施設の整備・活用により、市民スポーツの振興やスポーツイベント・合宿の誘致を進めてきました。

しかしながら、スポーツ基本法の制定により、誰もが生涯にわたり、様々な形でスポーツに親しめる環境づくりが、これまで以上に

求められており、本市においても、市内運動施設の利便性向上や市民ニーズに対応したスポーツ施策を、積極的に展開していく必要があります。

特に、平成30年度中の供用開始を目指す多目的施設の整備を進め、より魅力ある総合運動施設の活用を推進していくほか、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に伴う関連イベントやプロスポーツ関連合宿の誘致、競技スポーツ・ユニバーサルスポーツ^(注)の普及啓発を図るなど、スポーツを通じた市民福祉の向上や地域振興に結びつける取組みが求められています。

■主なスポーツ施設の利用者数の推移



注) ユニバーサルスポーツ：高齢になっても障がいがあっても、大人でも子どもでも、みんなが一緒に参加し、活動できるスポーツのこと。

基本方針

市民一人ひとりが、各自の適正や技量に応じて、安全かつ自主的にスポーツを楽しみ、支える環境づくりを目指し、総合運動施設や社会体育施設などの「スポーツ・レクリエーション施設整備」を計画的に進め、市民の積極的な施設活用とスポーツイベントへの参加を促進します。

また、これら充実した運動施設に加え、スポーツに適した気候、豊かな自然環境など、本市の魅力を最大限に活用することで、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会のほか、プロスポーツ関連のイベント・合宿誘致に努め、競技スポーツの普及と交流人口の拡大を促進し、「スポーツ観光交流都市・鴨川」の発展を目指します。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
総合運動施設（多目的施設を含む）の年間利用者数	8万人 （平成26年度）	17万人	
鴨川オーシャンスポーツクラブの会員数	180人 （平成27年3月）	195人	
本市において合宿等を実施した全日本クラス以上またはプロのスポーツ団体の年間団体数	3団体 （平成26年度）	8団体	

写真または図面

施策・事業内容

○ スポーツ施設の整備充実		
事業名	事業内容	担当課
多目的施設の整備（再掲）	市民文化・スポーツの振興を図るとともに、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関連合宿等の誘致による地域振興を図るため、体育館としての機能と文化芸術活動の発表の場としての機能等を併せ持つ多目的施設を平成30（2018）年度中の供用開始を目指し整備します。	スポーツ振興課
総合運動施設の充実	施設利用者の増加を図るため、文化体育館、陸上競技場、野球場を計画的に整備し、利用者の利便性・安全性の向上に努めます。 また、サービスの向上と維持管理経費の節減を図るため、指定管理者制度の導入を進めます。	スポーツ振興課
体育センターの整備	サッカー場やソフトボール場などへの活用を通じた施設利用と市民スポーツの振興を図るため、体育センターを整備します。	スポーツ振興課
総合運動施設の都市公園としての整備（再掲）	総合運動施設を都市公園法に基づく都市公園として位置付け、市民が憩い、健康の増進を図るために、ランニング・ウォーキングをはじめ多目的に利用できる拠点として整備を進めます。	スポーツ振興課
○ 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関連合宿等の誘致		
事業名	事業内容	担当課
2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関連合宿等の誘致	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関連の合宿やイベント等の誘致を「オール鴨川」体制で取り組み、誘致等による経済波及効果の享受はもとより、全国レベルのスポーツ観光交流都市を目指します。 また、講演会など関連イベントの開催及び周知にも取り組み、市民の受け入れ気運の高揚を図ります。	スポーツ振興課等
○ 市民スポーツの振興		
事業名	事業内容	担当課
総合型地域スポーツクラブの支援	子どもから高齢者まで、気軽にスポーツを楽しみながら健康づくりを目指す「鴨川オーシャンスポーツクラブ」の活動を継続して支援することにより、市民スポーツの振興を図ります。	スポーツ振興課
○ 千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致		
事業名	事業内容	担当課
千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致（再掲）	千葉ロッテマリーンズの鴨川キャンプを引き続き誘致し、「スポーツ観光交流都市・鴨川」を全国へ情報発信することにより、地域の活性化を図ります。 また、球団や後援会組織との連携のもと、各種イベントや地域交流を行い、市民スポーツの振興を図ります。	スポーツ振興課

第6節 国際交流・地域間交流の推進

現状と課題

本市の国際交流については、平成5年にアメリカウイスコンシン州のマニトワック市と国際姉妹都市提携を締結し、以降、中高生の相互派遣事業や民間主体の小中学生の絵画交換やペンパル事業、合唱団や吹奏楽団の交流事業など、幅広い分野での交流活動が展開されています。平成25年には、国際姉妹都市提携20周年を迎え、これを契機とし、これまで以上に両市の交流を推進していく必要があります。

市内には、城西国際大学の留学生など、多くの外国人が在住し、異なる文化や言語に適應しながら学び・働き・暮らし続けています。これまで、本市では、多言語による行政・生活情報の提供や相談窓口の設置に加えて、国際交流協会等との連携のもと、外国人の日常生活に密着した日本語教室や防災教室の開催など、外国人が地域で暮らしていくための生活支援を行ってきました。

今後も、本市で暮らす外国人が、安心して生活していくことができるまちづくりを目指

して、多文化共生の地域づくりを推進していく必要があります。

また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を契機に、多くの外国人の来訪が期待されるなど、一層の国際化が進むものと予想されます。今後も、これまで実施してきた交流活動を継続・発展させていくとともに、市民レベルでの多文化共生社会の実現が求められています。

国内の姉妹都市等については、山梨県南巨摩郡身延町、東京都荒川区、千葉県君津市や埼玉県さいたま市と姉妹都市、友好都市等の関係にあり、産業、消防、教育など、様々な分野での相互協力や交流活動を行っています。

地域間交流は、地域活性化に大きな効果があると考えられることから、農林水産資源や歴史資源をはじめとする多様な地域資源を活用しながら、特に市民レベルでの交流や活動の輪を広げ、交流人口の増加を図っていくことが重要です。

写真



写真



基本方針

マニトワック市等との国際交流を推進するとともに、国際交流員や国際交流協会等との連携のもと、在住外国人や外国人訪問客に喜ばれる多文化共生の地域づくりを進めます。

また、国際交流協会等の活動を支援するとともに、その組織強化を図ります。

さらに、豊富な地域資源を活用しながら、山梨県南巨摩郡身延町、東京都荒川区や埼玉県さいたま市をはじめとする姉妹都市、友好交流都市等との多様な交流活動を市民と一体となって推進します。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
マニトワック市との相互派遣交流の参加者数	12 人 (平成 27 度)	16 人	
国際交流協会の会員数	220 人 (平成 27 年 4 月)	250 人	
国内姉妹・友好都市との交流事業への年間交流者数（延べ数）	230 人 (平成 26 年度)	280 人	

施策・事業内容

○ 国際姉妹都市との交流の促進

事業名	事業内容	担当課
青少年海外派遣の推進	国際的視野、国際的感覚の豊かな人材を育成するため、国際姉妹都市マニトワック市との中学生・高校生の相互派遣を行います。	市民交流課
民間国際交流団体等への支援	姉妹都市との一層の交流を促進するため、民間の国際交流団体が行う活動等を支援します。	市民交流課

○ 多文化共生の推進

事業名	事業内容	担当課
在住外国人の支援	外国人向けの暮らしのガイドや防災マップ等を充実させるとともに、各種交流イベントや防災教室の開催など、市内在住外国人が安心して暮らせるよう生活を支援します。	市民交流課

○ 国際化の推進

事業名	事業内容	担当課
国際交流員の配置	国際交流員として外国青年を招致し、地域の国際化の進展、語学教育の充実を図り、市民の国際意識を醸成し、国際化を推進します。	市民交流課

○ 国内姉妹都市等との交流の促進

事業名	事業内容	担当課
国内姉妹都市等との交流の促進	国内姉妹都市・友好交流都市との文化的・人的交流活動を促進し、相互の連携強化を図ります。	市民交流課

鴨川市第3次5か年計画 一各論一

第5章 一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

第1節 保健・医療の充実

現状と課題

近年、食生活の多様化や生活環境の変化により、生活習慣病等が増加の傾向にあります。

本市では、健康寿命延伸のため小児からの生活習慣病対策や、特定健診・特定保健指導、各種がん検診の受診や食生活改善の促進、さらには健康づくりに関する各種団体との連携・支援に努めるとともに、高齢期を迎えても寝たきりや認知症にならないよう介護予防事業を推進しています。

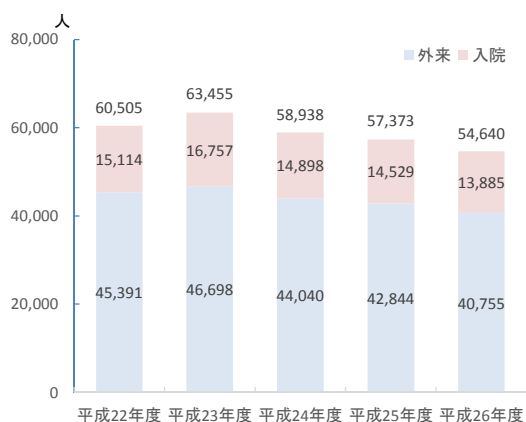
今後は、特定健診・各種がん検診受診率の更なる向上を図るとともに、市民一人ひとりと地域社会での健康意識をより一層高め、生活習慣病やロコモティブシンドローム（運動器症候群）（注1）、**メタボリックシンドローム**（注2）の予防、さらには、ソーシャルキャピタ

ル（注3）を活用した健康づくり施策に取り組むことが求められます。

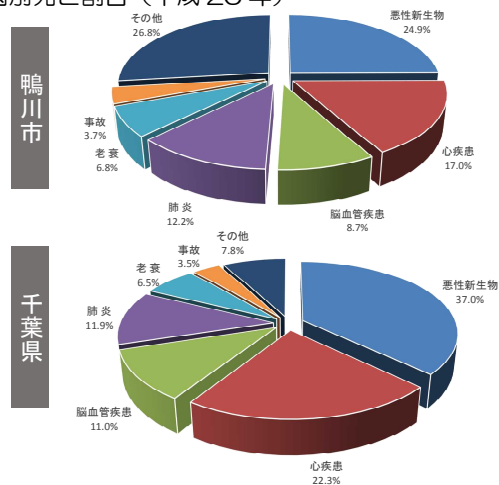
医療については、本市には高度医療機能を有する大規模な民間病院をはじめ市立国保病院などが立地し、広域的な救急医療体制が構築されています。高齢化や過疎化が進む中、住み慣れた地域で安心して医療が受けられるよう、救急医療体制の確保や在宅医療の充実、バランスのとれた医療機能の分化と連携などを図る必要があります。

なお、市立国保病院については、施設の老朽化が顕著となっているため、内陸部における重要な医療拠点としての役割を踏まえつつ、今後のあり方について検討を行う必要があります。

■市立国保病院の患者数の推移



■死因別死亡割合（平成25年）



基本方針

第2期健康福祉推進計画（平成28年度～32年度）に基づき、市民、地域、行政がそれぞれの役割の中で、市民の健康意識の醸成を図るとともに、保健・医療・福祉・教育等との連携により、妊娠・乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた、一人ひとりの、さらには地域社会での繋がりや支え合いによる健康づくりを促進します。

また、民間医療機関との連携による市民の健康の保持増進、地域医療環境の充実を図るとともに、生活習慣病の予防活動と多様な主体による健康づくりに資する社会環境の整備に取り組み、**健康長寿のまちの実現を目指し**ます。

なお、市立国保病院については、地域において施設が担う役割と建物の耐震診断の結果を踏まえ、今後のあり方を定めていきます。

注1）ロコモティブシンドローム（運動器症候群）：身体運動に関わる骨、筋肉、関節、神経などの運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
特定健診の受診率	27.3 % (平成 25 年度)	60.0 %	
特定健診受診者に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合	男性 19.7 % 女性 6.2 % (平成 25 年度)	男性 5.5 % 女性 1.8 %	

施策・事業内容

○ 健康福祉施策全般の総合的な推進

事業名	事業内容	担当課
健康福祉推進に関する計画の策定及び推進	健康福祉関連施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たな健康福祉推進計画を策定し、これを推進します。	福祉課 健康推進課

○ 保健サービスの充実

事業名	事業内容	担当課
生活習慣病対策の充実	生活習慣病の予防や、がん等の早期発見を促進するため、特定健康診査・各種がん検診及び保健指導等を実施するとともに、健康医療情報の蓄積の活用等により、より効果的な健診等の受診勧奨を進め、健診等受診率の向上を図ります。	健康推進課
母子保健の推進	妊婦・乳幼児の健診の受診率向上を図るとともに、各種相談・診察・指導や母子手帳の交付により母子保健を推進します。	健康推進課
歯科保健の推進	フッ化物洗口事業の実施により、学童期からの歯の健康づくりを促進するとともに、高齢者を対象とした歯科口腔保健指導等を実施し、歯科保健を推進します。	健康推進課
予防接種の促進	各種疾病の罹患・流行の防止を図るため、任意接種を含む各種予防接種の実施及び接種率の向上に努めます。	健康推進課
自主的な健康づくりの支援	市民自らによる生活習慣の改善と健康づくりを促進するため、健康教育・健康相談等を実施し、健康増進に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、健康の保持増進に向けた意欲の喚起が図られる健康マイレージ等の仕組みづくりに取り組みます。	健康推進課

注2) メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満を基にして、境界型糖尿病、脂質代謝異常、高血圧、脂肪肝などの病気が、ひとりの人に重なり合って起こってくる病態（疾患）のこと

注3) ソーシャル・キャピタル：人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会的資本または社会関係資本

○ 地域における健康づくり組織の育成・支援		
事業名	事業内容	担当課
食育・栄養改善事業の推進	食生活改善推進員の養成と併せ、食育・栄養改善事業を実施します。	健康推進課
健康づくり活動の促進	地域での健康づくりを推進する団体・ボランティアを育成するとともに普及啓発等の活動支援を行います。	健康推進課
○ 地域医療環境の充実		
事業名	事業内容	担当課
救急・休日・夜間医療の充実	安房郡市広域市町村圏事務組合により、広域的な救急・休日・夜間医療体制の充実に努めます。 また、2次保健医療圏を基本とする救急医療における県の方針等に合わせ、消防・救急の適正利用にむけた啓発を行います。	健康推進課
○ 市立国保病院の充実		
事業名	事業内容	担当課
市立国保病院の充実	市民の健康保持に必要な医療を継続して提供するため、医療機器等の更新を計画的に実施します。また、建物の老朽化が顕著となっている状況を踏まえ、施設の耐震診断の結果も踏まえ、今後における病院のあり方を検討します。	国保病院 健康推進課
○ 医療・福祉分野における人材の確保		
事業名	事業内容	担当課
看護師等の確保（再掲）	医療・福祉産業の持続的な成長と地域医療環境の更なる充実を促進するため、将来、安房郡市内での就職を希望する看護学生に修学資金の貸し付けを行い、地域における看護師等の確保を図ります。	健康推進課
介護人材の確保	要介護高齢者等の増加により今後見込まれる介護人材の不足への対応と市内の雇用促進を図るため、資格取得に対する補助をはじめ、人材の確保・育成を支援します。	健康推進課
○ 保健・医療等に関する情報ネットワークの構築		
事業名	事業内容	担当課
総合相談体制の充実	市内2箇所の福祉総合相談センターにおいて、地域包括ケアの推進と保健・医療・福祉・介護等に関する相談に対応するワンストップサービスを提供します。	健康推進課

第2節 地域福祉の充実

現状と課題

我が国においては、平成12年の社会福祉法の改正により、「地域福祉」という考え方が明確に打ち出されるとともに、平成24年度には、社会保障制度改革推進法が制定され、「自助、共助及び公助による自立した生活の実現」という基本的な考えが盛り込まれました

本市においても、「健康福祉推進計画」に基づき、市民と行政との協働による自助・共助・公助の役割分担のもと、地域におけるささえあいの仕組みづくりに取り組み、これまで、福祉総合相談センターや権利擁護推進センターの設置をはじめ、相談・支援体制の充実に努めてきました。

しかし、少子高齢化の進展、若者の首都圏への流失等に伴う核家族化の進行、地域の繋がり希薄化等により、従来から機能していた相互扶助機能が低下し、多様化する福祉二

ーズ、孤独死や虐待の発生、認知症高齢者の増大、生活困窮などへの対応が課題となっています。

また、その一方で、地域福祉活動の中核的役割を果たす民生委員・児童委員、福祉ボランティア団体においては、高齢化や後継者不足等により登録人数が減少傾向にあるため、この担い手の確保をはじめとする体制の強化が求められています。

今後、子どもからお年寄りまで全ての人々が尊ばれ、年齢、性別、障害の有無などに関わらず人権が守られ、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民、福祉関係団体、社会福祉協議会及び行政が協働して、更なる助け合い・ささえあいの仕組みづくりを進めることが必要です。

基本方針

今後、2025年問題*等をはじめ、高齢者人口及び要介護者の増加への更なる対応が必要となることから、平成28年度を計画初年度とする第2期健康福祉推進計画(平成28年度～32年度)を基本として、市民の地域福祉に対する理解を深め、東日本大震災を尊い教訓とした、ささえあいの意識を醸成していくため、福祉教育などを通じた意識啓発を進めます。

また、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉ボランティア団体をはじめとした多様な活動主体による支援機能が有効に発揮

できるよう、医療・保健・介護・福祉が連携し、ささえあいのある地域づくりと、地域包括ケアシステムの一層の充実に努め、地域福祉を総合的かつ計画的に推進します。

さらに、社会福祉協議会を通じて、福祉関係団体や福祉ボランティア団体等の自主的な活動を支援するとともに、市民が福祉活動に参加しやすい仕組みづくりを進め、ボランティア等の地域福祉の担い手の確保・充実に努めます。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
見守り協定を締結した事業所数 (累計)	10 事業所 (平成 27 年 3 月)	26 事業所	協定締結開始当初(平成 25 年度)からの累計
福祉関連ボランティア登録者数	645 人 (平成 27 年 3 月)	524 人	減少率を 1/2 に抑制

施策・事業内容

○ ふれあい、ささえあいのネットワークの形成

事業名	事業内容	担当課
福祉サービスの利用の促進	一人暮らし高齢者やひとり親世帯、生活に困窮する世帯などの身近な相談役であり、関係機関へのパイプ役である民生委員・児童委員の活動を支援し、必要かつ適切な福祉サービスの選択・利用ができる環境づくりを促進します。	福祉課
福祉団体等の育成・支援	ふれあい・ささえあいの地域づくりを進めるため、地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会の活動を支援し、交流の場の確保、ボランティアの養成、福祉団体・人材の育成を促進します。	福祉課
見守りネットワークの形成	民間事業所等との見守りネットワーク事業協定の締結により、地域における見守り体制の強化を図るとともに、買い物などの日常生活の支援、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を進めます。	福祉課 健康推進課
虐待防止対策の連携・強化	虐待防止対策委員会等を中心に、虐待の予防、早期発見と対応、再発防止に向けた取組みを関係機関等との連携により進めるとともに、虐待防止に向けたキャンペーンを実施し、意識の醸成を図ります。	福祉課 健康推進課 子ども支援課
権利擁護の推進	認知症高齢者や障害者などの権利や財産を守るため、社会福祉協議会との連携により、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用を促進します。	福祉課 健康推進課
総合相談体制の充実(再掲)	市内2箇所の福祉総合相談センターにおいて、地域包括ケアの推進と保健・医療・福祉・介護等に関する相談に対応するワンストップサービスを提供します。	健康推進課

第3節 子育て支援の充実

現状と課題

少子化や核家族化、ライフスタイルの多様化、晩婚・晩産化が進み、子どもや子育てを取り巻く環境が著しく変化している中、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づいて、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

本市では、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画を平成27年3月に策定し、幼少期の教育、保育、子育て支援の総合的な推進を図っています。今後も、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識のもとに、市民・地域・企業・市行政機関が協働し地域全体で子育てを支え、地域社会の中で子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めるとともに、希望する人数の子どもを持てるよう、生まれる前から18歳までの切れ目のない相談支援体制の充実を図り、安心して子どもを生み育てる基盤づくりを推進していく必要があります。

本市独自に取り組んだ幼保一元化により、平成27年4月からは全ての4、5歳児が全ての幼稚園で教育を受けることができ、預かり保育を利用できる環境が整いました。幼保一元化が一部実施に留まっている東条地区では、民間が設置する認定こども園が平成28

年4月に開園することにより、身近な教育・保育の場を確保することが可能になります。

今後も保護者の就労形態の多様化等による保育ニーズにきめ細かく対応するため、延長保育、預かり保育に加え病児・病後児保育など保育サービスの充実を図る必要があります。

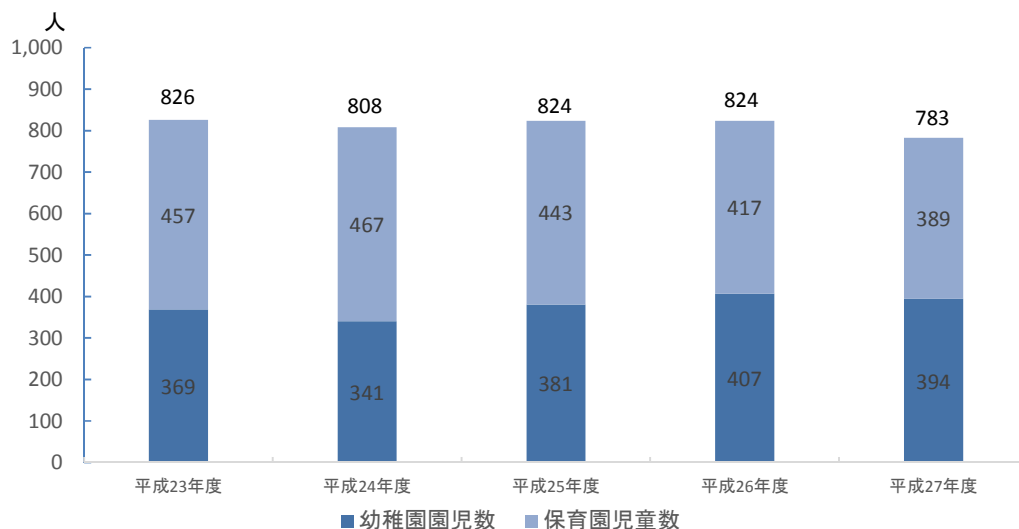
子育て総合支援センターでは、ファミリー・サポート事業や、子育てに関する相談や情報提供の充実と交流の促進に努めていますが、今後は地域で子育てを支える体制づくりを一層推進していくことが求められます。

学童保育は、平成27年4月から市内全地区の児童を対象に実施されるようになりましたが、運営団体への更なる支援が必要です。

深刻な社会問題となっている児童虐待等への対策については、家庭相談員による相談・指導を行うとともに、要保護児童対策地域協議会において関係機関との連携を図りながら、その予防や相談・対応に努めています。

ひとり親家庭等については、経済的安定と自立した生活の確立のための一層の支援が必要です。

■市内の保育園・幼稚園の入所児童数の推移



基本方針

子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て家庭を地域でささえあい、見守りながら、子どもの健やかな成長を支援していくための取組みを総合的に進めます。このため、保育サービスの充実や教育・保育の環境整備、身近な地域での子育て支援の充実、多様な子育て家庭への経済的支援など、多面的な取組みを推進します。また、子育てに対する負担感

や不安の解消のための相談・対応の充実を図ります。

学童保育では、運営団体へ補助金を交付するとともに、設備運営基準に基づく支援に取り組みます。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
合計特殊出生率	1.45 人 (平成 25 年度)	1.50 人	
公立施設の幼保連携型認定こども園への移行施設数（累計）	0 施設 (平成 27 年度)	3 施設	計画期間内の累計
病児・病後児保育の年間利用者数（延べ数）	0 人 (平成 27 年度)	194 人	
子育て支援センターの年間利用者数（延べ数）	6,744 人 (平成 26 年度)	16,170 人	
学童保育を利用した児童数	206 人 (平成 27 年度)	356 人	

施策・事業内容

○ 子ども・子育て支援施策全般の総合的な推進

事業名	事業内容	担当課
子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進	子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たな子ども・子育て支援事業計画を策定し、これを推進します。	子ども支援課 健康推進課 学校教育課

○ 教育・保育サービスの充実

事業名	事業内容	担当課
教育・保育サービスの充実	多様な保育ニーズに対応するための環境を整備し、一時預かりや病児保育などを実施します。	子ども支援課 学校教育課
新たな幼保一元化の推進	これまで推進してきた幼保一元化の取組みをさらに発展させ、幼稚園・保育園・認定子ども園共通のカリキュラムを作成し、0歳から5歳までの子どもの発達を支援します。 また、公立の幼稚園・保育園について、民間施設のニーズを踏まえた上で、幼保連携型認定こども園への移行を実施します。	子ども支援課 学校教育課

○ 地域子育て支援の充実

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援の充実	子育てに関する支援を総合的に行うことにより、子育て環境の整備と児童の健やかな育成を図ります。	子ども支援課
学童保育の充実	留守家庭児童の健全育成と事故防止を図るため、学童クラブを運営する団体に補助金を交付するほか、運営支援を行います。	子ども支援課
家庭児童相談の実施	家庭における適正な児童養育と家庭児童福祉向上を図るため、関係機関と連携を図りながら相談指導を行います。	子ども支援課
児童虐待防止対策の推進	要保護児童対策地域協議会や、鴨川市虐待防止対策委員会の活動等により、児童虐待防止の啓発活動や、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。	子ども支援課 健康推進課
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進のため、医療費等の助成や相談支援、 職業訓練等を通じた就業支援 を実施します。	子ども支援課
養育支援訪問事業の推進	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	子ども支援課 健康推進課
子育て短期支援事業の推進	保護者の仕事や疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、適切な施設において、必要な保護を行います。	子ども支援課

○ 子育て家庭への経済的な支援の推進

事業名	事業内容	担当課
子ども医療費の助成の拡充	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、対象年齢を拡充した上で、子どもの医療費を助成します。	子ども支援課
出産祝金の支給	すでに2児を養育し、第3子以降を出産・養育する父母に対して、出産祝金を支給します。	市民生活課

第4節 高齢者施策の充実

現状と課題

少子高齢化の急速な進行、生活形態の多様化等により高齢者を取り巻く状況は大きく変化しています。

本市においても、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等が増加していることから、高齢者の社会的孤立や虐待等に対応した地域ぐるみの見守り事業や地域包括ケアシステムの更なる充実が求められています。

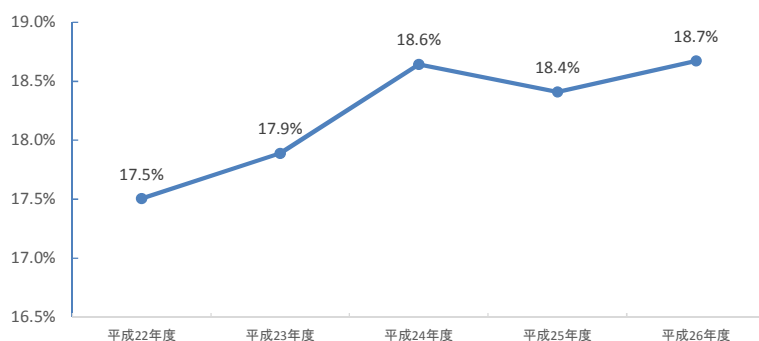
一方で、介護などを必要とせず、豊かな知恵や経験を持つ、いわゆる「アクティブシニア」層の増加も見込まれることから、関係団体等との連携により、意欲や能力のある高齢者が、まちづくりの担い手として生きがい

を持って活躍できる環境づくりをより一層促進していくことが求められます。

介護保険制度については、高齢者の暮らしを支える制度として定着してきましたが、要介護認定者数と保険給付費は年々増加しています。また、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。

このため、地域における高齢者の生活支援や介護予防対策を進めるとともに、引き続き介護保険制度の運営の健全性を確保していくことが求められます。また、介護サービスの需要の増加に適切に対応できるよう、介護人材の確保と定着を図ることも必要です。

■高齢者に占める要介護認定者数の割合（各年度末時点）



基本方針

全ての高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センター・福祉総合相談センターを中核機関として、市民・行政・関係機関等の連携を強化し、地域包括ケア体制の更なる充実を図ります。

介護保険においては、制度の円滑な運営のため、サービス従事者の質の向上、介護人材の確保と育成支援及び給付の適正化に努めるとともに、介護保険利用者が適切で質の高いサービスを安心して利用することができる地域密着型サービスの充実と、介護予防事業に取り組めます。

また、本市におけるひとり暮らし高齢者の増加に対応するため、社会福祉協議会との連携による見守り体制の強化を進め、社会的孤立や不安の解消に努めるとともに、必要に応じたサービスを受けることができる仕組みのより一層の充実を図ります。

さらに、高齢者の生きがいのある生活づくりを促進するため、老人クラブやシルバー人材センター等との連携により、就労や地域活動、ボランティア活動など地域貢献と活躍の場の提供に努め、高齢者の社会参加と交流を促進します。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
高齢者に占める要介護認定者数の割合	18.7 % (平成 27 年 4 月)	22.4 %	増加率を抑制
生活支援・介護予防サポーターの登録（育成）人数	120 人 (平成 26 年度)	160 人	
シルバー人材センターの会員数	218 人 (平成 27 年 4 月)	263 人	

施策・事業内容

○ 高齢者福祉等施策全般の総合的な推進

事業名	事業内容	担当課
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び推進	高齢者福祉等の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、これを推進します。	健康推進課

○ 介護保険事業の円滑な運営・推進

事業名	事業内容	担当課
介護保険の運営	介護保険事業計画に基づき介護保険サービスを適正かつ円滑に運営します。	健康推進課
地域支援事業（介護予防事業）の推進	介護予防・日常生活支援総合事業を中心に、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防を推進し、関係者間の意識の共有と自立支援に取り組みます。	健康推進課
介護予防の推進	介護予防が必要な市民に対して、福祉総合相談センター（地域包括支援センター）において予防プランを作成するとともに、訪問型・通所型など適切なサービスの組み合わせによる介護予防ケアマネジメントを実施し、要介護者の増加防止を図ります。	健康推進課
認知症高齢者の支援	認知症サポーターや認知症地域支援推進員との連携により、認知症高齢者の権利擁護をはじめ、認知症高齢者本人とその家族に対して必要な支援を行います。	健康推進課
在宅医療・介護連携の推進	在宅医療や介護の専門職、地域の関係者による協働・連携の体制を強化し、真に包括的なケアを実施するため、地域住民からの相談に対応する窓口を設置するとともに、関係者による意見交換会の開催等を実施します。	健康推進課
総合相談体制の充実（再掲）	市内2箇所の福祉総合相談センターにおいて、地域包括ケアの推進と保健・医療・福祉・介護等に関する相談に対応するワンストップサービスを提供します。	健康推進課

○ 高齢者保健・福祉・介護関連施設整備の充実		
事業名	事業内容	担当課
高齢者保健・福祉・介護関連施設整備の充実	地域に密着する介護保険施設や介護予防拠点施設等の円滑運営のため、地域密着サービスを提供する施設に消防設備等を整備します。	健康推進課
○ ひとり暮らし高齢者の支援		
事業名	事業内容	担当課
緊急通報システムの整備等	急病等の緊急事態への対応等を図るため、ひとり暮らしの高齢者世帯等への緊急通報システムの整備拡充を進めます。	福祉課
高齢者世帯等の安否確認	高齢者世帯等の孤立を防ぎ、必要に応じて適切な福祉サービスの利用へとつなげるため、訪問協力員による定期的な安否確認を実施します。	福祉課
配食サービスの促進	食事の調理が困難なひとり暮らし高齢者世帯等へ栄養面に配慮した食事を届けることにより、栄養改善を図るとともに協力員による安否確認を行います。	健康推進課
○ 高齢者の生きがいづくり活動の促進		
事業名	事業内容	担当課
老人クラブ活動の促進	地域における高齢者の社会参加を促進し、高齢者が生きがいを持ち、互いに支えあう環境づくりを進めるため、老人クラブが行う地域社会活動・健康づくり事業等を支援します。	福祉課
シルバー人材センターの活用（再掲）	高齢者の介護予防や生きがいづくりを促進するとともに、これを地域の活力へと効果的に結び付けるため、シルバー人材センターによる高齢者への就労機会の提供を支援します。	福祉課
○ 敬老事業の促進		
事業名	事業内容	担当課
敬老事業の促進	一定年齢に達したお年寄りに、その長寿を祝い、多年にわたる社会への貢献に敬意を表するため、敬老祝品等を贈呈します。	福祉課

写真または図面

第5節 障害者施策の充実

現状と課題

国においては、障害者総合支援法や障害者差別解消法に基づき、障害者の地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害福祉施策を講じています。また、近年は、我が国全体の高齢化に伴い障害者本人はもとより保護者の高齢化も進み、いわゆる「親亡き後」を見据えた障害者の生活のあり方が課題となっています。

本市においても、これらの動向を踏まえ、障害者を取り巻く社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、これまで、障害者基本計画及び障害福祉計画を策定し、福祉サービス及び保健・医療サービスの提供、相談体制

の整備、社会参加の促進など、障害者への支援を総合的に推進してきました。

しかし、障害者に占める高齢者の割合の増加や、発達障害への対応の充実など、福祉的課題やニーズはますます多様化しているため、今後においても、こうした市民のサービス需要を踏まえた障害者施策の更なる充実を図ることが求められます。

また、来る2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に係るキャンプ合宿等の招致に向けて、人的・物的両面からの環境整備を進めることも必要です。

写真

基本方針

障害者基本計画・障害福祉計画で目指す将来像「手を取りあって ともに暮らす いきいきかもがわ」の実現のため、啓発・交流活動等を通じて障害者に対する理解と共感を深めるとともに、障害者総合支援法を中心とした福祉サービス等の更なる充実を進めます。

また、障害者の高齢化に対応するため、高齢の障害者、高齢の親を持つ障害者に対して関係機関と連携を図りながら適切なサービス提供に努めるとともに、障害者の社会参加と自立を支援する場である福祉作業所については、その

サービス提供体制等の更なる充実を検討します。併せて、障害児が身近な場で療育等の支援が受けられる児童発達支援センター等の誘致に努めます。

加えて、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に係るキャンプ合宿招致への取組みを契機として、バリアフリー対応施設の充実や新たな交流の創出による市民の意識啓発活動等に努め、障害の有無に関わらず相互理解が深い、ソーシャルインクルージョン^(注)が実現した社会を目指します。

注) ソーシャルインクルージョン：全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
福祉作業所への通所者数	15 人 (平成 27 年 3 月)	19 人	
グループホームの利用者数	33 人 (平成 27 年 3 月)	40 人	
地域活動支援センターⅠ型の相談件数	214 件 (平成 26 年度)	240 件	

施策・事業内容

○ 障害者関連施策全般の総合的な推進

事業名	事業内容	担当課
障害者基本計画・障害福祉計画の策定及び推進	障害者福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たな障害者基本計画及び障害福祉計画を策定するとともに、これを推進します。	福祉課

○ 総合相談・指導体制の整備

事業名	事業内容	担当課
総合相談・指導体制の整備	地域活動支援センターⅠ型に精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整を図るとともに、総合的な相談支援を行います。	福祉課

○ 障害者を対象とした保健・医療・福祉サービスの充実

事業名	事業内容	担当課
福祉サービスの推進	障害者総合支援法による福祉サービスの円滑な給付に努めるとともに、国の施策動向と地域の実情に応じた適切なサービスの実施を図ります。	福祉課
経済的支援の推進	障害者を経済的に支援するため、重度心身障害者（児）の医療費を助成します。	福祉課

○ 障害者の社会参加の促進		
事業名	事業内容	担当課
福祉的就労の促進	福祉作業所及び地域活動支援センターⅢ型の運営により、障害者の一般就労に向けた創作的活動や生産活動などの訓練機会の提供、生活指導等を実施します。	福祉課
地域での住まいの確保の推進	障害者の地域生活への移行を促進するため、グループホームや知的障害者生活ホームなどの運営を支援します。	福祉課
移動コミュニケーションの支援	障害者の社会参加を促進するため、重度心身障害者（児）が利用した福祉タクシーの料金を助成します。	福祉課
○ バリアフリーのまちづくりの推進		
事業名	事業内容	担当課
バリアフリーのまちづくりの推進	障害者の移動や施設利用の利便性及び安全性の向上を推進するため、市民の意識啓発に取り組むとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った公共施設等のバリアフリー化を推進します。	福祉課等
○ 障害児の発達支援の充実		
事業名	事業内容	担当課
障害児通所支援の推進	障害児の発達を支援するため、放課後等デイサービスなどの機能を提供する児童発達支援センター等の民間事業者による立地を促進します。	福祉課

写真または図面

第6節 社会保障の充実

現状と課題

〔低所得者福祉〕

本市における生活保護の状況は、東日本大震災の影響により、被保護世帯が一時的に増加に転じ、その後は横ばい傾向にあります。

安房地域の有効求人倍率は改善傾向にあるものの、被保護世帯においては、高齢者や疾病等のハンディキャップを持った世帯が多いことから、被保護者の生活実態や適性・能力に応じて、関係機関や民生・児童委員と連携を図りながら適正な保護または自立支援に努めることが求められます。

また、突然の解雇や倒産、介護や病気による失職、災害、障害、DVなど、様々なきっかけから生活に困窮している方の困りごとに、きめ細かい相談支援により対応し、生活保護に至る前の段階において、経済的・社会的自立を支援していくことも必要です。

〔医療保険等〕

本市の国民健康保険については、被保険者数は減少傾向にあります。また、医療技術の

高度化、疾病構造の多様化等により、医療給付費が年々増え続けていることから、国民健康保険の財政運営は厳しい状況が続いています。

国においては、持続可能な医療保険制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持することができるよう検討を進めており、今後、県と市町村による共同運営への取組みが本格化することが見込まれています。

このため、後期高齢者医療保険と併せ、国・県の動向と社会情勢を適切に踏まえつつ、今後も適正かつ安定的な医療保険制度の運営に努めていくことが必要です。

国民年金については、昨今の年金問題から制度について信頼が揺らいでいる中、国における年金制度の動向を踏まえ、今後も、国民年金制度に対する理解の促進、市民の年金受給権確保に努めることが必要です。

基本方針

〔低所得者福祉〕

様々な問題から生活困窮となっている世帯の早期支援を図るため、関係機関や民生・児童委員との連携のもと、地域の見守り・ささえあいの体制の更なる充実を図るとともに、経済的・社会的な自立に結び付く相談支援に努めます。

また、生活保護行政の推進に当たっては、相談窓口において、相談者の状況を的確に把握するとともに、被保護世帯については、日常生活や病状等の生活環境に合わせて自立を促すなど、公平公正な制度の運用に努めます。

〔医療保険等〕

国民健康保険事業の運営の健全性を高めるため、被保険者の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくり、ジェネリック医薬品への利用の転換を促進するとともに、新たな医療制度への円滑な対応を進めます。

後期高齢者医療保険については、被保険者が、高齢者の特性に応じた適正な医療を安心して受けることができ、健康の保持と生活の質の確保・向上に繋がるよう、運営主体である千葉県後期高齢者医療広域連合と連携し、現行制度の業務を円滑に進めていくとともに、医療費の適正化を図ります。

国民年金については、制度に関する市民の理解と認識を深めるとともに、受給権の確保に資するため、積極的な周知を図ります。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
生活保護からの自立世帯数	—	50 世帯	計画期間内の累計
人間ドック助成件数	196 件 (平成 26 年度)	256 件	
差額通知によるジェネリック医薬品への切替え効果割合	9.3 % (平成 26 年度)	30 %	

施策・事業内容

○ 低所得者に対する各種支援制度の周知及び適正運用

事業名	事業内容	担当課
生活相談、自立支援の充実	生活困窮者及び低所得者が活用可能な各種福祉施策や資金貸付制度などの周知に努めるとともに、民生委員及び社会福祉協議会などとの連携により、就労や生活全般に関する相談・支援体制の充実を図ります。	福祉課 健康推進課
生活保護制度の適正運用	自立支援プログラム及び福祉から就労支援事業による就労支援の充実・強化を図るとともに、医療扶助の適正化に向け、電子レセプトの効果的活用や後発医薬品の使用促進による医療扶助の適正化を進めます。	福祉課

○ 医療費の適正化と健康増進施策の充実

事業名	事業内容	担当課
人間ドックの利用助成	医療費適正化と健康増進のため、国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者の短期人間ドック受検費用の一部を助成します。	市民生活課
医療費適正化対策の推進	国民健康保険医療費の適正化のため、専門の民間業者によるレセプト点検を行います。	市民生活課

○ 各種医療給付事業の周知及び適正運用

事業名	事業内容	担当課
ジェネリック医薬品の普及促進	ジェネリック医薬品への切り替えによる医療費自己負担分等の軽減額を試算し、被保険者へ通知するなど、更なる普及促進に取り組み、医療費の抑制を図ります。	市民生活課



鴨川市第3次5か年計画 一各論一
第6章 みんなが主役となる協働・自立のまち

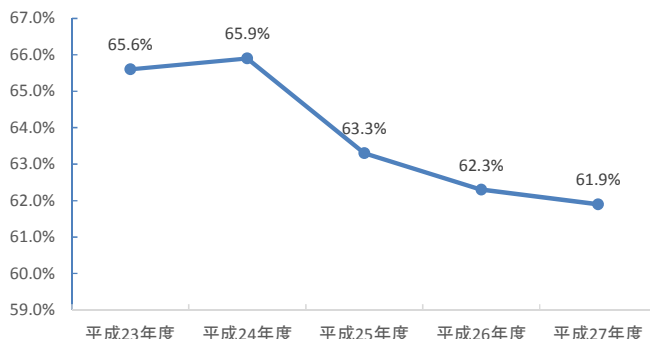
第1節 地域コミュニティの維持・強化の促進

現状と課題

本市の地域コミュニティ（近隣共同社会）は、従来からの地縁関係を基盤とした自治組織（区・町内会・隣組等）で形成されています。しかしながら、近年の少子高齢化に加え、核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、自治組織における会員数が減少するなど、地域コミュニティの機能低下が懸念されており、早急な対応が求められます。

一方で、地域活動の拠点として住民に親しまれている地域コミュニティ施設は、子どもからお年寄りまでの各層の交流のほか、地域文化を育む場でもあることから、その必要性は極めて高く、老朽化による改修やバリアフリー化など、施設の充実を促進する必要があります。

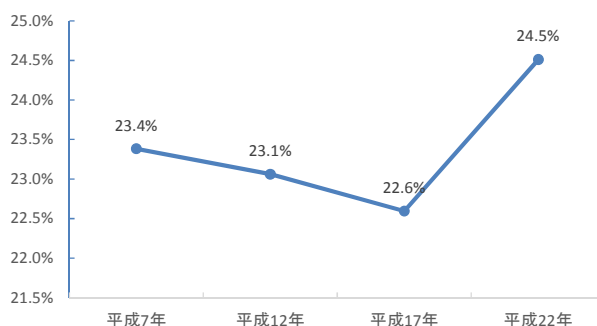
■自治組織加入率の推移



なお、少子高齢化が進展する中、その要因の一つである未婚化や晩婚化が大きな課題となっていることから、適切な結婚支援を行う必要があります。

また、市域のコミュニティの維持・強化を図る上では、過疎地域における対策が急務であるといえます。特に、清澄・四方木地区においては高齢化率が全市の平均を大きく上回るなど、集落機能の維持が大きな課題となっていることから、地域の活性化に向けた定住人口の増加対策はもとより、自発的な活動が継続的に行われるよう、必要に応じた支援が求められます。

■生涯未婚率^{（注）}の推移



基本方針

市民が様々な活動を自主的に展開することで、人がいきいきと輝く地域づくりを推進するため、既存の組織の活性化を図るとともに、未組織地域における新たな**組織のあり方を検討し、この組織化**を推進します。また、これらに併せ、身近な活動拠点となる地域コミュニティ施設の整備充実のほか、自主管理及び運営の促進を図ります。

結婚への支援については、結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供することに加え、結婚が成立するまでの支援を行います。

過疎地域においては、地域間連携からなる新たな施策の展開により、地域住民の交流を図り、もって住民同士の繋がりを深めていくとともに、地域住民が主体となった地域の活性化に取り組んでいきます。

注）生涯未婚率：国の人口統計で多く用いられる用語で、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
自治組織への加入率	61.9 % (平成 27 年 6 月)	63.9 %	
まちづくり支援補助金を活用した活動団体数 (累計)	28 団体 (平成 27 年 5 月)	53 団体	制度開始当初(平成 22 年度)からの累計
結婚事業をきっかけとして婚姻に至ったカップル数 (累計)	1 組 (平成 27 年 7 月)	6 組	平成 27 年度からの累計

施策・事業内容

○ 自治組織の強化

事業名	事業内容	担当課
自治組織への加入促進	地域自治を維持・発展させるため、自治組織未加入世帯に対し、啓発パンフレットの作成・配布並びに訪問など加入の促進を図ります。	市民交流課
新たな自治組織の立ち上げ支援	市民協働によるまちづくりの一層の推進を図るため、マンションをはじめとした自治組織未組織地域などの組織化を図ります。	市民交流課

○ 地域コミュニティ施設の充実

事業名	事業内容	担当課
地域コミュニティ施設の整備支援	地域活動の促進を図るため、地区集会施設の新築、全部改築及び補修等を行う自治組織に対して建設費用の助成を行います。	市民交流課

○ 結婚支援の充実

事業名	事業内容	担当課
結婚支援事業	少子化対策を図るため、結婚を希望する者への婚活イベントの実施など、 関係団体との連携のもと 、結婚の成立に向けた様々な支援を行います。	市民交流課

○ 過疎地域における活性化施策の総合的な推進

事業名	事業内容	担当課
過疎地域における活性化施策の総合的な推進	清澄・四方木両地区の活性化を図るため、地区活性化協議会を中心に、地域おこし協力隊との連携のもと、清澄・四方木地区活性化基本計画に基づく取組みを推進します。	企画政策課

第2節 多様な主体の連携による協働のまちづくりの推進

現状と課題

市民と行政との協働のまちづくりを進めていくためには、市政情報がわかりやすく市民に周知されるとともに、市民の意見が市政に的確に反映されることが不可欠です。

このため、本市では、読みやすい紙面構成と親しみやすい記事内容に配慮した広報誌づくりや、リニューアルした市ホームページによる迅速かつ適時性のある情報提供、インターネットによる議会中継など、広報媒体の充実を図るとともに、市民相談室、市長への手紙、各種懇談会、パブリックコメントなどを通じて市民の声の把握に努めてきました。また、附属機関等の会議を原則公開するとともに、委員の公募等による市民参画を推進しています。

今後も、これら広報・広聴の取り組みや、本市の施策・事業の企画・推進に関する市民参画の取り組みを一層促進し、市民と行政との協働体制を強化していく必要があります。

また、昨今の地方分権社会において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革が進む中、市民にとって最も身近である市の果たす役割と責任は、これまで以上に大きくなっていることから、創意と工夫に満ちたまちづくりを展開していくため、市民活動団体をはじめあらゆる主体が、適切な役割分担のもとでまちづくりに参画していくことが求められます。

写真

写真

基本方針

市民の参画と協働によるまちづくりをより一層推進するため、広報誌や市ホームページなどの更なる充実を図るとともに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）^{（注1）}や市ホームページCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）^{（注2）}などの活用による広報・広聴機会の充実を図り、もって市民と行政とのパートナーシップの強化を図ります。

また、地方分権が進展する中、社会状況の変化に伴う様々な課題を解決するため、円滑な情報公開を推進するとともに、さまざまな機会を通じてまちづくりに関わる情報の提供や意識啓発に努めるほか、市民をはじめNPO法人などの市民活動団体、市内に立地する大学などとの連携により、協働のまちづくりを進めます。

注1）SNS：Facebook や LINE などのインターネット上の交流を通じた社会的ネットワークサービスのこと。

注2）CMS：ウェブコンテンツを技術者以外が簡単に管理できるように開発されたシステムのこと。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
「市政情報の発信及び市民からの意見聴取」に満足する市民の割合（市民アンケート調査）	24.0 % （平成 25 年度）	26.4 %	
「市民と行政との協力によるまちづくりの推進」に満足する市民の割合（市民アンケート調査）	13.2 % （平成 25 年度）	15.7 %	

施策・事業内容

○ 広報・広聴活動の推進

事業名	事業内容	担当課
広報誌等の充実	本市の諸施策等の普及及び啓発のため、「広報かもがわ」を毎月2回発行します。 また、掲載方法の工夫などにより、誌面の充実を図ります。	総務課
市ホームページの充実	適時性のある市政情報などの提供を行うため、最新情報や旬の話題等を速やかに市ホームページへ掲載します。また、CMS機能を活用することで、市ホームページ上での広聴活動に努めます。	総務課
市民相談室の設置・運営	市民からの意見、要望及び相談などに対して、問題解決に向けた助言を行う身近な相談窓口として、市民相談室を運営します。	総務課
パブリックコメント制度の活用促進	市民の市政への参画の機会として、パブリックコメント制度を活用し、各種政策決定、計画策定の過程で市民から広く意見等を募り、市政に反映させていきます。	総務課

○ 情報発信・交流の推進

事業名	事業内容	担当課
SNS 等を活用した情報発信・交流の推進	電子メール、市HP等により行っていた観光情報や防災情報などの情報発信にSNS等を加え、情報発信手段の多様化を図ります。またSNS等の特性を活かした交流を推進します。	総務課

○ 情報公開・個人情報保護の推進

事業名	事業内容	担当課
情報公開・個人情報保護の推進	情報公開条例に基づく市政情報の積極的な提供とともに、個人情報保護条例に基づく個人情報の適正な取扱いを確保します。	総務課



○ 行政協力体制の整備		
事業名	事業内容	担当課
市政協力員の設置	文書の配布や回覧のほか、市民の要望の取り次ぎなど、地域住民と市との相互連携を図るため、区・町内会、隣組などから市政協力員を設置します。	市民交流課
○ 市民活動の支援		
事業名	事業内容	担当課
市民提案によるまちづくりの支援	まちづくりへの市民参画を推進するため、市民やNPO 法人などの市民活動団体が、自ら企画し、実施するまちづくり活動を支援します。	市民交流課
市民活動の支援	ボランティア活動やNPO 活動を支援するため、これらの活動に参加したい市民に対し、情報提供や相談の場を設けます。	市民交流課
○ 民間団体による公益的活動への支援		
事業名	事業内容	担当課
公益活動支援基金事業	本市における公益活動の一層の推進と活性化を図るため、市民や事業者から寄せられた寄付を基金に積み立て、市民公益活動団体などの事業を広く支援します。	市民交流課
○ 大学との連携		
事業名	事業内容	担当課
大学との連携による地域の課題解決と活性化の促進	地域の課題解決と活性化を図るため、市内に立地する大学と本市が連携協力し、本市の事業や大学の研究事業などの取組みにおいて、相互支援を行います。	企画政策課

第3節 男女共同参画社会の形成

現状と課題

国は、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における重要課題として位置付けるとともに、平成26年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2014」や「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」では、女性の活躍、男女の働き方の改革などを掲げています。また、平成27年8月には女性活躍推進法を制定し、今後、女性の職業生活における活躍をより一層推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることとしています。

本市においても、「男女が互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会」の実現に向け、平成21年度に策定した男女共同参画計画に基づき、市内の中学生を対象としたセミナーの開催や男女共同参画週間における啓発活動を実施してきました。しかし、市民意識調査においても、男女共同参画社会の形成の必要性について一定の認識が醸成されていること

がうかがわれるものの、認識をしている人でも理念と現実との間にはまだまだ乖離があることが明らかであり、男女共同参画社会の形成が十分に進んでいるとは言い難い状況にあります。

このことから、今後も、男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合う男女共同参画社会の形成を目指し、平成28年度を始期とする新たな男女共同参画計画に基づく関係施策の総合的かつ効果的な推進が求められます。

また、DV（ドメスティックバイオレンス）^{（注）}は犯罪ともなる行為をも含む重大な人権侵害であり、個人の尊厳を害し、男女平等参画の妨げとなっていることから、配偶者・パートナーからの暴力を許さない社会の実現に向け、DV被害者の相談への対応並びに自立に向けた支援を行う必要があります。

注）DV：夫婦・恋人・婚約者・元恋人・元夫婦などの親密な関係で、主に男性から女性に対して行使される暴力的言動のこと。

写真

写真

基本方針

第2次男女共同参画計画に即し、市民一人ひとりが性別に関係なくお互いを認め合い、尊重し、ともに助け合う男女共同参画社会の実現に向け、啓発セミナーの開催など市民意識の醸成をはじめとした関係施策を総合的かつ効果的に推進します。

また、DV被害者に対しては、被害者の立場に立った相談から自立までの切れ目のない支援を充実していくため、関係機関との連携による被害者の避難の支援、一時的な避難場所の確保及び心身ケアなどに取り組んでいきます。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
「男女の地位は平等になっている」と回答した市民の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	18.2 % （平成 27 年度）	25.0 %	
DV被害者のうち「誰にも相談しなかった」と回答した市民の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	52.1 % （平成 27 年度）	40.0 %	

施策・事業内容

○ 男女共同参画施策の総合的な推進

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画計画の策定及び推進	男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たな男女共同参画計画を策定し、これを推進します。	企画政策課

○ 男女共同参画に関する市民啓発の推進

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画に関する市民啓発の推進	男女共同参画に関する市民意識の醸成を図るため、男女共同参画に関するセミナーの開催をはじめとした啓発活動やチラシの配布などによる情報提供に努めます。	企画政策課

○ DV被害者の相談・支援の推進

事業名	事業内容	担当課
DV被害者の相談・支援の推進	DV 被害者等の安心・安全を確保するため、関係機関と連携し、DV に関する相談支援を実施します。また DV 被害者の保護と心身ケア、社会的自立を促す支援体制の整備を図ります。	健康推進課

第4節 効率的な自治体経営の推進

現状と課題

国からの権限移譲が大幅に進む昨今、地方公共団体においては、「自己決定」と「自己責任」のもと、地域固有の資源と人材を有効に活用することで、地方のことは地方自らが決定し行動する「地方分権型社会」への移行が進んでいます。一方で、個人の価値観の多様化により、画一的な行政運営では市民ニーズに応えることが困難になってきています。

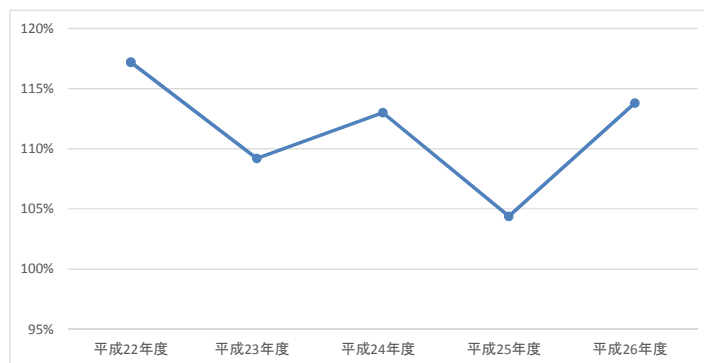
これらを踏まえ、本市では、平成24年3月に策定した経営改革指針に基づき、適正な人事管理の推進をはじめ、行政評価、債権管理の適正化、基金の債券運用などに取り組み、効率的、効果的な行財政運営に努めてきました。

また、合併以来措置されてきた普通交付税の特例交付は、平成27年度から特例分が段

階的に縮減され、平成32年度には通常どおりの交付額となることから、将来にわたる財政の健全な運営を行うため、今後も行政改革のより一層の推進に取り組むほか、新たな自主財源の確保に努めるなど、成果を重視した経営管理を進めていく必要があります。

なお、これらの取組みを進める上では、市民サービスの水準を低下させることがないよう適切な経営管理を行うとともに、限られた財源・資産の中で行政効果の最大化を図っていく必要があることから、学校跡地などの遊休施設については、効率的、効果的な行財政運営はもとより、全市的なまちづくりの視点において今後の有効な活用策を見出していく必要があります。

■将来負担比率の推移



基本方針

安定した財政基盤の確立に向け、民間的視点による経営改革に関する指針のもと、限られた人材、財政的資源を効果的に活用し、行政運営の効率化をはじめ、人事評価制度の導入、公会計の整備、新たな自主財源の確保などを積極的に進めます。

加えて、公共施設等の総合管理により、将来生じる改修・更新に係る投資額を予想し、次世代に引き継ぐことができる公共施設の運営方針のあり方を示していきます。

また、学校跡地をはじめとする遊休施設については、今後新たに生じる行政需要への対応など、多様化する市民ニーズ、将来のまちづくりへの備えなどを考慮して、中長期的な視野に立った効果的な活用を検討します。

さらに、市民のライフスタイルの多様化と今後一層進展する高齢化に対応するため、曜日や時間を気にせず身近な場所で行政サービスを提供できる仕組みを構築するとともに、情報セキュリティの一層の強化を図り、情報漏えいの防止に努めます。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
「行財政運営の効率化及び健全化」に不満を持つ市民の割合（市民アンケート調査）	19.8 % （平成 25 年度）	17.8 %	
将来負担比率	113.8 % （平成 26 年度）	100.0 %	

施策・事業内容

○ 計画的・効率的な財政運営の推進

事業名	事業内容	担当課
基金の債券運用等の拡充	基金を中心に安全かつ効率的な運用を行い、運用益の確保を図ります。	会計課

○ ファシリティマネジメントの推進

事業名	事業内容	担当課
学校跡地等遊休施設の活用	全市的なまちづくり及び地域活性化の視点から、学校跡地等遊休施設を有効に活用する方策を検討し、その実施を図ります。	企画政策課
公共施設等の総合的な管理の推進	市内公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点のもとで、公共施設の更新・統廃合、長寿命化を推進します。	企画政策課 財政課

○ コンビニを活用した市民サービスの向上

事業名	事業内容	担当課
証明書等コンビニ交付事業	日本全国のコンビニエンスストアで、夜間・休日の証明書等の交付を可能とすることにより、市民の利便性の向上を図ります。	市民生活課

○ ふるさと納税の推進

事業名	事業内容	担当課
ふるさと納税の推進	ふるさと納税しやすい環境の整備を進め、寄附金の増収による財源確保に努めます。 また、地域の特性を活かした謝礼品の充実により、地域の魅力の周知と地域経済の活性化を図ります。	企画政策課

○ 財務諸表の作成と財務分析		
事業名	事業内容	担当課
統一的な基準による財務諸表の作成・活用等	総務省から示された「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づいた財務書類を作成し、財務情報の平易な開示による説明責任の履行と、資産・債務管理や予算編成、行政評価等への有効活用による財政の効率化・適正化を図ります。	財政課
○ 新たな財源の確保		
事業名	事業内容	担当課
ネーミングライツ ^(注) の導入	公共施設等の運営、維持管理に充てる新たな財源として、市内公共施設へのネーミングライツの導入を検討します。また導入により施設等の魅力向上や本市のPRを進めます。	財政課
○ 人材管理の適正化の推進		
事業名	事業内容	担当課
定員管理の適正化	安定した市民サービスを提供し、効率的かつ効果的な行政運営を推進するため、職員の適正配置に努めます。	総務課
○ 人材育成の推進		
事業名	事業内容	担当課
人事評価制度の導入	職員の能力開発、効率的な人材育成及び組織の活性化を図るとともに、人事評価制度を導入することにより、能力・実績に基づく人事管理に努め、職員の職務に対する意欲向上、主体的な職務遂行並びに能力開発を促進します。	総務課
○ 行政改革の推進		
事業名	事業内容	担当課
行政改革及び健全な財政運営の推進	限られた人的・財政的資源を効率的に活用するため、行政改革に関する指針に基づく取組みを推進します。また、財政健全化計画に基づき、健全かつ適正な財政運営に努めます。	総務課
○ 行政評価の実施		
事業名	事業内容	担当課
行政評価の実施	本市が実施した業務の成果について評価、検証することにより、業務の改善・効率化を図り、行政運営の効率化及び市民サービスの向上を促進します。	総務課 企画政策課
○ 情報セキュリティ(安全・保護)対策の推進		
事業名	事業内容	担当課
情報セキュリティ対策の推進	本市が保有する情報資産を、日々変化する情報セキュリティの脅威から保護するため、職員研修等による人的対策と、新たな脅威に対処するための物理的・技術的対策を継続して推進します。	総務課

注) ネーミングライツ：施設などの名称にスポンサー企業の社名やブランド名を一定期間付与するもので、企業はその対価を施設所有者に支払います。